

第四章 近代

第一節 明治維新の動乱

一 維新前夜

領主支配の実態

維新期の美濃領主の支配体系は、幕府・諸藩・旗本の三つに分かれていたが、総石高は六五万石であった。このうち幕領は一八万石、旗本領は七五家一一万石で、残りが国内九藩と国外三藩の三六万石となっていた。藩領は尾張藩が一二万石を領有し、国内最大の大垣藩は一〇万石に過ぎなかった。

このように大藩がなく、中小藩と旗本領が交錯した領主支配の美濃は、幕領がその支配の中核をなしていた。特に美濃は、中山道沿いの要地にあつて肥沃の平野部であり、ここからの年貢の収入は有力財源であった。そのため維新期に朝廷政府に対し、金一七万八〇〇両と米五万三〇〇〇石余を年貢として上納している。

当初、財政基盤の確立のないまま討幕軍を進発させた朝廷にとって、美濃は極めて重要な意味を持っていた。そのため京都を進発した討幕軍は、美濃を最初の目標として出発したのであった。

鳥羽・伏見の戦

美濃が明治維新の動乱に引き込まれたのは、慶応四年（一八六八）正月三日の鳥羽・伏見の戦からであった。この戦いは、將軍徳川慶喜が薩州藩征討の軍事行動を起こしたことにはじまるが、美濃の各旗本は、このとき幕府側の指揮下に入っていた。一方、大垣藩は五〇〇余名の藩兵が大坂に駐屯していて、鳥羽・伏見の戦では、桑名藩兵とともに鳥羽街道を先鋒となつて進んだ。そして薩・長両藩の兵と衝突しよく戦ったが、いかんせん主力の幕府軍に士気がなく敗退を余儀なくされた。

このような軍事行動により、美濃の旗本・諸藩は維新動乱の渦中に巻きこまれた。しかし鳥羽・伏見の戦の直後、將軍徳川慶喜征討の朝令が発せられると、美濃の諸藩でも朝廷側に帰順する傾向が強くなつていった。それとともに明治政府は、東海道・東山道・山陰道の主要街道に総督を任命し、東征軍の態勢を着々と整えていった。

東征軍の進発

慶応四年（一八六八）正月二一日、東征軍は東海・東山・北陸の三道から、いっせいに江戸へ向かつて京都を出発した。このうち東山道鎮撫総督は岩倉具視で、先に恭順した大垣藩兵を先鋒として、尾張・土佐の二藩兵らがこれに従った。

東征軍は各地で藩・旗本領の収公に手間取り、東山道軍が大垣に着陣したのは二月二〇日であった。これより加納・太田・御嵩と進発していったが、その行程は次のようであった。

二月二三日	加納出発——鵜沼昼食——太田泊
二月二四日	太田出発——伏見昼食——御嵩泊
二月二五日	御嵩出発——細久手昼食——大湫泊
二月二六日	大湫出発——大井昼食——中津川泊

二月二七日 中津川出發——馬籠昼食——妻籠泊

隊列は、赤地に菊の紋を押した錦旗と、同じく白旗のそれを各二旗、これを赤の陣羽織に身を固めた一六人の隊士が捧げて先頭に立った。その前後を藩の兵士が守って東進したが、兵士はすべて袖印に錦の小帛を着けていた。

美濃から従軍した兵士は総計で六五五名との記録があるが、実際にはさらに多くの兵が従軍したものと考えられている。いずれにしてもこの東山道軍の東進行動は、明治維新の政治改革を促すもので、この軍の通過によって美濃・飛騨両国は、なんらの戦乱を見ることもなく、人心は次第に安定していったのである。

幕領地の収公

新政府が東征軍を進発させるにあたって、問題としたのは全国に散在する幕府領の処置であつた。特に東山道の進路上にあつた幕府領のうち、最大のものは美濃であり、一八万石に及ぶ直轄領が散在していた。そしてこれら大小の領地が笠松代官所の支配下にあつたのである。

朝廷ではこの東征に先だち、郷士竹沢寛三郎を美濃に派遣して情勢視察を行わせた。しかし既に赤報隊という先遣隊がこの時点には美濃に入っていたのである。赤報隊とは浪士たちによる集団で、総勢七〇名からの私設軍隊であつた。これが朝廷に対し東征軍の先鋒となるよう嘆願書を提出し、同時に、旧幕領地の租税を減じて民心を安定することを建議した。赤報隊は東征軍の指揮下に入ることを認められると、本年に限り租税を半減することを新政府が承認したと思い、行く先々でこれを布告した。のちにこの年貢半減策は混乱のもととなったが、結局認められないまま終わっている。

七〇人からの赤報隊が美濃に入ったのは正月二〇日であつた。そして翌二一日には加納城下に来て、ここを本陣として不穏な形勢を誇示したため、加納藩の士卒は狼狽するばかりであつた。当時岐阜町に到着していた竹沢寛三郎は、

みずから加納本陣に赤報隊を訪ねて、この地方に害を及ぼさないよう要請したので、赤報隊は平穩のうちに美濃を去っていった。

竹沢寛三郎は、二三日に幕府直轄領収公のため笠松陣屋を訪れたが、陣屋役人は既に逃走したあとであった。竹沢は陣屋支配の幕領地一八万石を、ただちに朝廷御領とし、村々には天朝御領の高札を立てて人心の安定をはかっていた。この時点から笠松陣屋支配地は、朝廷御領として収公されたのであった。

美濃各藩主の動向

東山道軍が錦御旗を先頭に東征を進めると、美濃の諸藩はこれに対応したのであろうか。東山総督は諸藩主に出頭を命じ、命令に背けば厳罰に処するとの方針を打ち出したので、その多くはこれに従属していった。

加納藩や高富藩では、藩主が今なお幕府側であったので、早く朝廷側に従って功を立てることを申し渡された。その内容は厳しく、みずからの罪を行動で償えと指示された程であった。岩村藩では、従来幕府に従っていたことをいち早く詫びることによって事なきを得ている。一方大垣藩は鳥羽・伏見の戦で幕府方として参戦した罪を償うため、東征軍への参加を再三懇願していった。それにより高須藩などとともに、糧食担当として参加を認められた。このように美濃の諸藩は、朝廷側への転向を避け難い状況から、相次いで帰順を表明していったのである。

尾張藩の存在

鳥羽・伏見の戦後、朝廷は尾張藩主徳川慶勝を会津・桑名藩追討の任に命じた。会津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬は、いずれも慶勝の弟で高須藩主松平家の出身であった。慶勝は正月二〇日に尾張へ帰ると、家臣の幕府支持派の重臣一四名に切腹を命じて藩内を統一した。さらに朝廷側の依頼により、美濃の諸藩・旗本に対して働きかけを行っていった。

美濃国内に一二万石余の領地を持つ尾張藩の動向は、美濃の向背を左右するのに大きな影響があった。慶勝は使者を美濃をはじめとして、伊勢・三河・遠江・駿河などの諸藩に送って、朝廷側に従属する誓書を提出させた。万一聞き入れない藩主に対しては名古屋へ重臣を呼び、個々に説得していった。これにより、美濃国内に例をとってみると、苗木・加納・郡上・岩村などの諸藩や幕領地の代官は、しだいに朝廷側に帰順していったのであった。

旗本領主の動静

尾張徳川藩主の働きかけによって、美濃国内の旗本はしだいに朝廷に傾きつつあったが、中川辺から江戸大嶋氏に送った御用状にもそれが記述されている。鳥羽・伏見の戦で幕府側が敗走し、この地方も物情騒然の様相となって来た。川辺周辺の村々では、次々と朝廷側に帰順し、朝廷側領地となった告知板を村内に掲額していった。このような情勢の中で、旗本領であった中川辺・栃井両村は逡巡し、江戸よりの領主の来村を再三期限付で要請したが、江戸からは家臣が派遣されたのみであった。しかし時流には抗する術もなく、やがて朝廷側に帰順していったのであった。

主人不在の旗本領では、このような困惑を経て各家臣協議の上東征軍に出頭し、誓書を提出したのである。その中で旗本家臣一同は、江戸在住の領主を説得するとともに、今後幕府からどのような指示があるうとも、決して従わないことを誓っている。しかし美濃にあった旗本七五家が、いっせいに朝廷側に帰順したわけではなかった。当初は三七家七万三〇〇〇石が帰順を誓い、なお三八家四万三〇〇〇石は方向を定めかねていたのであった。

この地方の旗本の動静は次のようになっていた。

(帰順派)

大嶋義直(川辺)

大嶋義方(迫間)

大嶋金三郎（加治田）ほか

（逡巡派）

滝川主殿（加茂）

前田孫一郎（羽生）

金田左近（深萱）

佐藤駿河（伊深）ほか

しかし、方向を定めかねていた三八家の旗本も、やがて朝廷側に従属し、ここに徳川幕府二六五年の歴史を閉じようとしていた。

二 廃藩置県

幕領の統治

慶応四年（一八六八）二月一日から大垣にあった東山道総督は、美濃国内の処理を終わると諸藩の兵を率いて中山道を東進した。多くの流言によって混乱していた世情は、東征軍の通過によってしだいに落ち着きを取り戻していった。もともと東征軍が美濃に入る前に、朝廷は竹沢寛三郎を視察のため派遣している。これは前侍従綾小路俊美に率いられた赤報隊が既に美濃に進出し、隊卒の行動が人心を不安に落とし入れたための調査であった。しかし赤報隊の行動は、逆に朝廷の幕領地収公に役立つことにもなっていた。

美濃での任務を終えると竹沢寛三郎は、飛騨への出向を命ぜられた。高山代官所の支配であり、飛騨一国の収公が目的であった。しかし郡代は御用を理由に江戸に逃れ、すべての引き渡しは配下の者に代行させることとしていた。この代官所に関係のあった下川辺役所は、当時、既に無人役所として閉鎖されていたのである。

各村々に立てられた“天朝御用”の高札は、あたかも世相の繁栄と衰退を、この立て札によって区切るかのようであった。それとともに美濃・飛騨両国の統治は、幕府より明治政府へと移っていった。

笠松県設置

慶応四年（一八六八）四月、新政府は旧幕領と旗本領を治める行政機関として、笠松裁判所を設置したが、同年五月これを廃止して笠松県と改めた。笠松県の管轄となった川辺の村々は次の通りである。

下川辺村 石神村 上川辺村 鹿塩村（以上幕領地）

栃井村 中川辺村（以上旗本領）

笠松県の行政機構は、民事・刑事・租税・営繕（土木）の四部局に分かれていた。これを扱う事務職員は、諸藩で行政を担当した経験者を採用していたが、定員数は四四人であった。

新政府にとって最大の財源は土地租税であったが、それも当初は、前述のような政策的な年貢半減策であった。しかし間もなく旧税率に基づいた年貢とし、これを金銭納入制度に改めた。いわば旧領主の収入がそのまま納入されることとなるが、これだけの財源では、新政府の難局を切り抜けることは不可能に近かった。そのため笠松県は御用金の調達でこれを補おうとした。

中川辺村へもこれらの献金の通達があったが、これが容易に受け入れられない旨の記述がある。恐らく各村へもこのような通達が出されたことであろう。思惑通りに調達できたかは疑わしいものがあつた。

家禄削減

慶応四年（一八六八）五月、美濃に笠松県、飛騨に飛騨県（六月に高山県と改称）が設置された。笠松県の場合、当初一二万石に過ぎなかった管轄地は、以後寺社領や旗本領を吸収して二万石となつていった。これは美濃総石高の四五パーセントを占める程であつた。しかし諸藩は、それぞれの藩制によって独自の支配

体制をなお存続させていた。

これら美濃の諸藩は、幕府時代から多くの借財があつて、その上維新の動乱期にさいして、東征軍へ多額の援助を余儀なくされた。まさに度重なる財政の窮乏は、藩の存亡の危機にまで至っていたのである。このようなことから、諸藩では新政府が通達した「藩制改革」によって、窮状の打開をはかつていったが、改革の内容は藩によってかなりの違いがあつた。その一つが家臣の家禄削減策である。

家禄削減は家臣の上層部に対しては厳しいものがあつた。大垣藩では、年間二〇〇〇石の支給を受けていた重臣は一五〇石に、また下級クラスの四〇石の者でも一六石に削減された。他の藩でも大同小異であつたが、家族の最低生活保持の石高だけが支給されていた。しかし苗木藩のように、家臣をすべて一率一〇石支給に均等化し、それでも財政が維持できず、ついに全家臣の家禄奉還から、すべて帰農という方針を断行するに至った藩もあつた。このような家禄削減は従来の身分制度を打破するものであつて、旧来の身分の高低に関係なく、それ以降は実力のある家臣が登用されることとなつた。

川辺地域に例をとつてみると、幕領・尾張藩領もこの時期には常駐の藩士はなく、わずかに旗本大嶋氏の家臣が在住していたに過ぎなかつた。既に大嶋氏の家臣は明治維新を待たず家禄は削減しており、武士を捨てる者、江戸へ引き揚げる者などから駐在役人も半減していた。そして維新時には十分な家禄の支給もなく、細々と生活を維持できるのがやつとであつたのである。

廃藩置県

明治新政府は笠松県の設置によって行政の実をあげようとしたが、その管轄地は、旧幕領地と七〇家からの旗本領が主であつた。そのほかに藩領として大垣・郡上八幡・加納・岩村・苗木・高須・今尾・高

富の藩領があつたが、これらの支配は江戸時代そのままであつた。そこで全国の各藩に版籍奉還の機運が盛りあがり、美濃の諸藩もこれに続いていった。明治二年（一八六九）一月大垣藩主の奉還がこれであり、おおよそ同年六月ごろまでにはすべて実施された。

政府は、これら藩主をあらたに知事に任命したが、旧藩主が藩知事となつて旧領地を支配するのみで、知事という名前に変わったに過ぎなかつた。そしてそのほとんどの任命が明治二年六月に行われ、旧藩士がそのまま職員として任用されたのである。

版籍奉還は実現したが、知事は旧領主、役人は旧藩士であつて、これによつて地方行政の一新をはかることは不可能に近かつた。そこで廢藩置県を実施して再編を行い、中央集権の実を推進しようとの機運が高まつていた。明治四年七月、各藩知事に対して「列藩を廢して県と為す」との詔書を下し、旧藩の知事を新たに県知事に任命した。したがつてこれより藩は県と改称された。これにより美濃には、笠松県のほかに大垣・加納・岩村・郡上・苗木・今尾・高富・野村の八県が置かれた。そのほか、国外の藩の支配地として名古屋・犬山・岡田の三県があつて、美濃には一二の県が設置されたのであつた。

三 混乱の世情

赤報隊と竹沢隊

維新期にこの地方でも多くの混乱が発生している。特に綾小路俊実を擁する赤報隊の一団は、人心の不安をかき立てる最たるものであつた。当初は四〇名余りの一隊であつたが、西濃に入った

国別赤報隊員数

国名	数	国名	数
奥羽後野野陸総総	1 ^人	美濃	29 ^人
陸出越上下常上下	5	近江	20
武藏	1	伊勢	3
信甲駿尾遠飛伊	2	大和	1
	6	京都	2
	3	紀伊	1
	3	但馬	1
	5	阿波	1
	7	予佐	1
	6	土備	1
	2	前幡	1
	1	因筑	3
	1	薩摩	1
	1	対馬	1

(岐阜県史近代)

つていた。

同じように美濃に入った竹沢寛三郎は京都にあつて朝廷側に建議し、美濃・飛騨の幕領地を一日も早く接收する必要を説いていた。そのため東山道先鋒隊として笠松に来て接收の任にあたつた。美濃の幕領地が容易に接收できたのは、郡代の江戸逃亡と残留役人に戦意がなかつたためであつた。竹沢は第二の目的地である飛騨に入ったが、飛騨は一国すべてが幕領地であつた。

東山道先遣隊として活躍した赤報隊・竹沢隊も、その末路は悲劇に近いものがあつた。その原因は両隊とも、行先々で天朝御領となつたからには、今後は年貢は半減するという公約にあつたのである。そのため、赤報隊は偽官軍の汚名を着せられ、主だった者は信州諏訪で、一言の弁明も許されず斬首された。一方竹沢寛三郎は、飛騨でその任

ときは無頼の徒も参加して、一四〇名からなつてゐた。この暴徒の集団は、村人にとって目に余るものがあつた。槍をかざして歩き回り、農家の土蔵を荒らしては物資を略奪するなど、乱暴の限りをつくした。また宿場に荷物が到着すれば、無断で解いて金品をほしいままにしてゐた。このため尾州領などの村役人は役所へ伺を出す有様であつた。

赤報隊の一隊は加納宿に入つたが、宿場は騒然となつて笠松郡代役所の主だった役人は、夜に乗じて逃げ去つてしまつた。このころから総督府は、赤報隊を“偽官軍”として処遇するようにな

務を解かれると逮捕されて投獄された。

枉革隊

枉革（じんかく）隊とは、尾州太田代官所管轄下の近村から、青少年層を中心として結成された維新のさ
いの警備隊である。隊員は総勢一〇七名で、加茂郡六〇名、武儀郡二三名、稲葉郡一四名、可児郡一名
からなっていた。これを村別にみると次のようになる。

（加茂郡）

太田 古井 蜂屋 加茂野 山之上 取組
黒岩 大針 比久見 福島 下麻生 和知

錦木津

（武儀郡）

上麻生 大矢田 上有知

（稲葉郡）

鵜沼

（可児郡）

兼山 伏見 御嵩

その行動は、

一 明治二年三月 高山県知事梅村速水騒動のさい、鎮圧のため高山方面へ出動

一同 年六月 土岐郡・恵那郡地方に一揆ぼつ発、鎮圧のため出動

一同 年七月 武儀郡人民動揺につき、上有知へ出動

一同 三年一月 山県郡大桑村人民蜂起のため出動

などであった。いわば新政府に反対する民衆を鎮圧するのが隊の目的であった。しかし枉革隊は、明治四年（一八
七二）七月尾張藩が廃止されて名古屋県が設置されると、同年一一月に解散の運命をたどることとなる。

ちなみに川辺地区から参加した隊員の氏名は次の通りである。

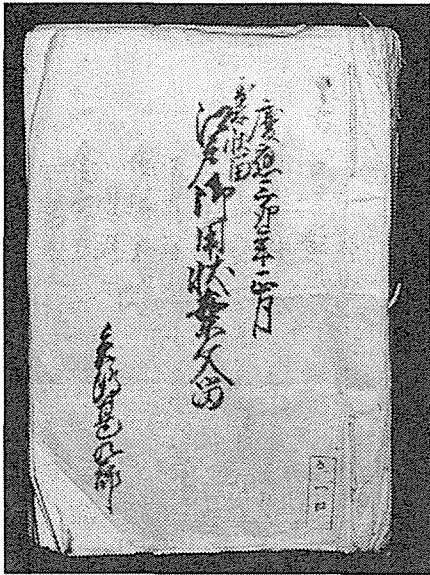
奥田蔦太郎 小森範三郎 (福島)

高井捨吉 加藤太左衛門 (比久見)

渡辺仙治郎 前島丈之助 井戸鋼次郎 (下麻生)

世情と民心 明治維新时期に、川辺の住民がこれにいかに対処したかを知る史料は少ない。しかし『川辺町史史料編上巻』の「旗本大嶋氏御用状記録」から、その一端をうかがうことができる。

慶応三年（一八六七）の御用状留書には、孝明天皇崩御にともない、幕府は正月飾りや普請・鳴物の禁止を命じ、服装の規制も行っている。この年將軍の上洛があつたが、大嶋氏家臣および川辺出身の奉公人も、京都・大坂方面の警備に出向したことも記述されている。このころより朝廷と幕府の関係がしだいに確執し、幕府の施策も容易に受け入れられず、やがて民政離反となっていくのである。



御用状留書

慶応四年（一八六八）の御用状留書には、鳥羽・伏見の戦で幕府側が敗走し、この地方も物情騒然の様相となった。そして赤報隊の進出、先使竹沢寛三郎の美濃・飛騨への来訪、東山道征討軍の遠征など、これに対し川辺周辺の村々では、次々と朝廷側に帰順したが、旗本領であった中川辺・栃井両村も時流に抗する術もなく、朝廷側に帰順したことが記録されている。明治維新の夜明けに向かって、川辺周辺の村々の動揺が御用状からうかがえるものがある。

明治二年（一八六九）の御用状留書には、行政が幕府体制から笠松県に移管したが、行政は未だ確立せず、笠松県・江戸大嶋氏双方からの指示と、いわゆる二頭政治の段階のことが記述されている。大嶋氏は地元川辺村に多額の借財があり、村としてはこの借財が笠松県に引き継がれるものと推測していた。そのため笠松県の指示も十分に守られず、誤解を招く結果となっている。この混乱期にあつて、大嶋氏と川辺村役人の混迷ぶりがこの御用状にもあらわれている。同じ明治二年の御用状留書は、川辺村から東京在住の大嶋氏に出したもので、笠松県からの指示を、逐一大嶋氏に連絡して処理している様子がうかがえる。内容は、年貢米半減策の廃止と金納制の実施、御用金の調達などである。明治三年の御用状留書も、川辺村役人から東京在住の大嶋氏に差し出した書状である。明治三年よりこの村も天領となること、笠松県より田畑の反別取調べがあつたことであるが、特に今年は不況で、経済的に困惑しているとの記述もある。

これらの史料から、行政が定着しない時代の川辺村の対応や、急激な改革に対する人心の不安の様子が推定できるのである。

第二節 新政権の胎動

一 岐阜県の成立

成立の経緯

明治四年（一八七二）七月の廃藩置県により、美濃・飛騨両国には笠松・高山二県のほか、大垣・加納・岩村・郡上・苗木・今尾・高富・野村の八県が置かれた。それ以外に名古屋・犬山・岡田の国外三県の管轄地を加えると、総計一三県であった。これらは旧領地を管轄地としたので、行政上不便であり、同年一月には美濃国内の諸県はすべて岐阜県に統一された。しかし笠松県を軸として誕生した岐阜県が、実際の引き継ぎを終えたのは明治五年（一八七二）四月であった。

庁舎は、はじめ笠松県庁舎を使用した。明治六年三月に、厚見郡今泉村の西本願寺別院を仮庁舎とした。そして翌七年六月、同じ今泉村に新庁舎を新築して移転している。

行政機構

明治四年（一八七二）十一月に県の行政機構が定められ、庶務・聴訟・租税・出納の四課が設けられた。そして同四年から五年にかけて、庶務課に雑務・戸籍・社寺・学務掛を、聴訟課に断獄掛そして書記掛を、租税課に土木掛そして地租・地券掛を、出納課に出納掛が設置された。これらの課・掛は、事務の複雑化にともないさらに細分されてゆくのである。それとともに、地方には郡役所が設置され、郡長・警部・書記の職員が配置されていった。

岐阜県戸籍総計

区	数	172	戸数	143,742
町	数	138	社数	2,377
村	数	1,513	寺数	2,306
士	族	2,316 ^人		
同	家 族	8,140	{ 男女	2,812 5,320
卒		1,877		
同	家 族	5,514	{ 男女	1,889 3,625
僧		1,980		
同	家 族	4,368	{ 男女	1,826 2,542
同	弟 子	584		
旧	神 官	46		
同	家 族	150	{ 男女	58 97
尼		239		
同	弟 子	139		
平	民	139,846		
同	家 族	495,697	{ 男女	188,474 307,223
人員総数		760,896		
	男	335,389	{	14以下 91.368 15以上 42.961 21以上 99.835 40以上 71.542 60以上 28.340 80以上 1.443
	女	395,507	{	14以上 87.846 15以上 134.481 40以上 100.949 80以上 2.229

(岐阜県史 近代)

当時の県勢は、村数一五二三村、戸数一四万三七四二戸、人口七六万八九六人であり、これを職業別にみると、農業三八万三八五三人で多数を占めている。そして工業一万三六六七人、雑業九一四一人、雇人四九四一人、そのほか医術四四

八人、官員三二人などとなっていた。一方、土地については反別六万二四〇八町九反余、石高七二万九八二二石余であつた。

二 行政区画

大小区制

明治政府は、廃藩置県により新しくできた県を通じて、地方行政の推進をはかつていった。そのため明治四年（一八七二）四月の、戸籍法に定める区画を整理して、新たに「区制」が制定された。この制度

は翌五年四月以降の布達によって、「大区・小区」に分かれ、政府は大小区制度によって地方行政組織を整え、新たに各区長・戸長を任命した。

岐阜県では明治五年（一八七二）九月、美濃国を一七五区に分けて区制を実施したが、次いで六年四月、区制を改めて新たに一二大区・一七五小区とした。このように町村よりも大きな行政区画が設けられたことにより、県—大区—小区の組織が整備されていった。しかし区長の任命は、大区は選出が容易でないため置かず、区長事務を行う権区長を区内の地主代表らによって公選し、県の任命を受けるという方法をとった。

加茂郡内八七か村は、第一〇大区一二小区に分かれていたが、その区分は次のようである。

- 一小区 寺前村 大野村 吉田村 小野村 有本村 室原村 久田島村 成山村 徳田村 田島村 宇津尾村
- 油井村 野原村 葛牧村 名倉村 小原村 若松村 広野村 水戸野村 田代山寺村 和泉村
- 二小区 大沢村 下野村 宮代村 久須見村 柏本村 神土村 越原村 中屋村 須崎村
- 三小区 黒川村 上田村 大地村 切井村 赤河村 福地村 飯地村 潮見村 南戸村 河合村
- 四小区 久田見村 細目村
- 五小区 和知村 野上村 上牧野村 下牧野村 小山村
- 六小区 上飯田村 下吉田村 比久見村 下飯田村 福島村 為岡村 山本村 則光村 今村 信友村 西脇村
- 東栃井村 上吉田村
- 七小区 西栃井村 石神村 下川辺村 中川辺村 上川辺村 鹿塩村 甘屋村 川浦村 下麻生村
- 八小区 伊深村 川小牧村 絹丸村 加治田村 羽生村 高畑村 大山村 滝田村 大平賀村

九 小区 市平賀村 鋳物師屋村 肥田瀬村

一〇小区 大杉村 稲口村 小迫間村 迫間村 西田原村 東田原村 深萱村 市橋村

一一小区 夕田村 加茂野村 鷹之巢村 稲辺村 木野村 今泉村 深田村 取組村 勝山村 黒岩村 酒倉村

大針村

一二小区 伊瀬村 下蜂屋村 中蜂屋村 上蜂屋村 山之上村 下古井村 太田村 上古井村

戸長制 明治五年（一八七二）五月、従来各村にあった庄屋（名主）・組頭・百姓代を廃止し、村々には新たに戸

長・副戸長が置かれた。これにより江戸時代から村の政治にたずさわってきた村方三役の制度は、幕を閉じることとなった。さらに同一年七月、郡区町村編成法が公布されると、これまでの大小区を廃止し、区制下にあった町村を独立させて、郡には郡長を、村には戸長を置いた。

各村々には戸長役場が設置されたが、戸長は公選制であった。村民から選ばれた戸長を県に届け出て、県からは任命書が交付された。戸長の職務は、布告・達示事項の伝達と地租などの諸税の徴収、それに戸籍・徴兵事務がその主なるものであった。

明治十二年（一八七九）当時の、第六・七小区の戸長名は次のようになっていた。

（六小区）

今 村 後藤富士吉

西脇村 加納民蔵

則光村 神田嘉六

信友村 酒向久三郎

為岡村 長谷川丈右衛門

山本村 西尾喜助

東枋井村 井戸重兵衛

上飯田村 山田惣三郎

下飯田村 村上繁右衛門

福島村 井戸米次郎

比久見村 中島孫三郎

下吉田村 佐伯宮藏

上吉田村 井戸金十郎

(七小区)

下川辺村 日下部藤左衛門

西枋井村 田原周五郎

中川辺村 福井嘉吉

石神村 村上貞助

上川辺村 井戸小左衛門

下麻生村 岩田才次郎

鹿塩村

若井栄蔵

廿屋村

柴田長兵衛

川浦村

市原芳五郎

第三節 県政の推進

一 地方自治の進展

郡役所の設置

明治四年（一八七二）に岐阜県が設置されると、県と町村との間には郡単位に郡中総代が置かれ、さらに大小区制によって大小区長が任命されると、各区長が郡中総代の役割をつとめることとなった。この時代の地方行政は、県―大区長―小区長―戸長という命令系統によって支配されていたのである。

この郡が行政区画となるのは、明治一二年（一八七九）二月の郡区町村編成法施行のときからであった。それは次の六か条からなっていた。

第一条 府県の下に郡区町村を置く。

第二条 郡町村の区域・名称は従来の通りとする。

第三条 郡の区域が広すぎて施設上に不便な場合は一郡を数郡に分ける。

第四条 三府・五港その他人口の多い地域は別に一区を分け、さらに広い場合は数区に細分する。

第五条 毎郡に郡長、毎区に区長各一名を置き、狭小な郡は数郡に一名を置く。

第六条 毎町村に戸長一名を置く。又数町村に一名を置くこともできる。但し、同一区内の町村は、区長が戸長の事務を兼ねることができる。

これにより、岐阜県では大小区制を廃止して、郡役所の位置を定めた通達を出したが、その位置については、関係区戸長から猛烈な陳情が展開されていた。しかしおおむね別表の通りとなつて開設された。

加茂郡長は天野景昌で、書記は美濃輪群次など九名からの人員構成であつたが、が少なくなかつた。このような状況で発足した郡役所であつたが、その規模は、八七町村、一万一一七六戸、五万四五〇一人で、耕地は四万八四一八町余であつた。

明治二三年（一八九〇）に川辺村は、郡役所関係について上申書を内務大臣あてに提出している。

それは太田町にある郡役所を、川辺村内に移転を画策したもので、概要は次のようである。『川辺町史史料編下巻』

「明治二二年（一八七九）に郡役所が太田町に設置されたが、太田町は郡の西南にあつて不便である。そのため翌一三年には、川辺村中川辺への移転について、郡内町村六割以上の賛同を得て県知事

設置郡役所

設置場所	管下郡名
厚見郡岐阜町	厚見郡・各務郡・方県郡
羽栗郡笠松町	羽栗郡・中島郡
下石津郡高須村	海西郡・下石津郡
多芸郡島田村	多芸郡・上石津郡
不破郡垂井村	不破郡
安八郡大垣町	安八郡
大野郡三輪村	大野郡・池田郡
本巢郡北方村	本巢郡・席田郡
山県郡高富村	山県郡
武儀郡上有知村	武儀郡
郡上郡八幡町	郡上郡
加茂郡太田村	加茂郡
可児郡御嵩村	可児郡
土岐郡多治見村	土岐郡
恵那郡大井村	恵那郡
大野郡高山町	大野郡・益田郡・吉城郡

(岐阜県史近代)

に願書を提出した。そのさい太田町・八百津町も設置運動を行ったが、八百津町は郡の東部に位置し、これまた不便な地であり、川辺村は郡の中立にあつて前記のごとく賛同者も多かったが、結果的には太田町に設置された。これらは一〇年以前のことであり、そのときは地理の便否を十分に考慮せず決定したもので、このたび再び移転の願書を提出するものである。」

とある。連署は川辺村人民総代として、

矢嶋広三郎 西村才三郎 吉田金左衛門 幸村喜八 栗山彦十郎 平岡直八 平岡武助
 桜井銀三郎 田原兼四郎 田原作平 大谷長五郎 日下部藤右衛門 鈴木所三郎 木下喜右衛門

田原鶴蔵 勝村伴二郎

の一六名と、川辺村長矢嶋八兵衛であり、内務大臣西郷従道あてとなっている。署名者は下川辺・西柝井・中川辺・石神の各地区在住の有力者で、当時上川辺は麻川村に所属していて、その名前は見あたらない。

この願書は川辺村の単独行動とも受け取られるものであつて、容易に受け入れられなかったものと推察される。

郡役所には、町村会事務あるいは水利組合・農会・畜産会・

山林会など多くの団体機関があつて、自治的運営の機能を發揮していった。しかし昭和十七年（一九四二）七月、政府は大東亜戦争完遂の国策を、国民に徹底させることと、激増する町村の事務緩和をねらつて地

地方事務所管轄一覧表

事務所名	管轄郡名	所在地
伊奈波濃斐巢儀上茂岐那田驛	稲葉・羽島・山県 安八・海津・養老・不破 揖斐 本巢儀 武儀 郡上 加茂・可児 土岐 恵那 益田 大野・吉城	岐阜市 岐阜市 大垣市 岐阜市 北方町 美濃町 八幡町 太田町 土岐町 大井町 萩原町 高山市

（岐阜県史近代）

方事務所を設置した。

地方事務所の所在地は表の通りであるが、加茂・可児両郡は可茂事務所として太田町に開設された。そして総務課・兵事厚生課と視学室を設置して、地方自治の進展がはかられたのである。

一一 議会・郡会

衆議院

国会が衆議院・貴族院の二院によって構成されたのは、明治三二年（一八八九）のことである。そのうち衆議院は、道府県地区を単位とする人口比によって、選挙された議員で運営された。議員の任期は四か年、選挙人は満二五歳以上の男子で、直接国税一五円以上を納める者、被選挙人は満三〇歳以上の男子で、直接国税一五円以上を納める者とした。議員数は各区一人ずつ、選挙区は表の通りである。

選挙区（明治22年）

選挙区	所 属 郡 名	選 挙 人 (明治三年七月一日)
一 区	厚見・方県・各務	一五四一人
二 区	不破・安八	一六四〇人
三 区	海西・下石津・多芸・羽栗・中島	一四七九人
四 区	大野・池田・本巢・席田・山県	二〇六四人
五 区	武儀・郡上	九五七人
六 区	加茂・可児・土岐・恵那	一七九三人
七 区	大野・益田・吉城	六三九人

(岐阜県史近代)

選挙区（大正8年）

選挙区	所 属 郡 名	有 権 者 数 (大正九年選挙時)	議 員 定員
第一区	岐阜市	二二三九人	一人
第二区	大垣市	一二〇五人	一人
第三区	稲葉・山県郡	八八〇〇人	一人
第四区	海津・養老・不破・安八郡	一三八三五人	二人
第五区	揖斐・本巢郡	七三三九人	一人
第六区	武儀・郡上郡	一〇三六六人	一人
第七区	加茂・可児郡	八七二七人	一人
第八区	土岐・恵那郡	一〇二〇〇人	一人
第九区	大野・益田・吉城郡	七五六五人	一人

(岐阜県史近代)

加茂郡選出の衆議院議員は三名であつた。(加茂郡誌)

林 小一郎 太田町。明治三年(一八九〇)七月一日第一回総選挙で当選。同四年二月二五日解散。同三年(一九〇四)三月一日第九回総選挙で当選。同四年(一九〇八)二月二八日満期。

前島丈之助 下麻生町。明治三年(一八九八)三月一五日第五回総選挙で当選。同三年六月一〇日解散。同三年八月一〇日第六回総選挙で当選。同五年(一九〇二)八月九日満期。

兼 松 熙 坂祝村。明治三六年(一九〇三)三月一日第八回総選挙で当選。同三六年二月一日解散。同三年三月一日第九回総選挙で当選。同四年(一九〇八)二月二八日満期。

これ以降川辺町関係での議員はなかった。

県会 明治十一年(一八七八)七月、県会開設にあたって府県会規則が公布された。それによると選挙人は満二〇

歳以上の男子で、郡内に本籍があり地租五円以上を納めている者、被選挙人は満二五歳以上の男子で、その府県内に本籍を定めて満三年以上居住し、地租一〇円以上を納めている者に限られた。そして議員の任期は四年で、二年ごとに半数を改選するとなっていた。

この規則に基づいて、第一回県会議員総選挙が明治十二年(一八七九)三月に行われた。議員定数五〇人のうち加茂郡は三人であつた。明治年代における川辺町関係の議員は、次の人々である。

木下喜右衛門 明治十二年(一八七九)三月の総選挙で当選。同十三年五月辞任。

前島 丈之助 明治二十七年(一八九四)三月の半数改選で当選。同年一二月解散。同二十八年二月改選で当選。同二十九年二月退任。

横山 薫 明治三〇年（一八九七）一〇月改選で当選するも、当選会の効力に関し行政訴訟の結果無効とな

る。同三一年七月当選。同三二年七月議員定数減員のため退任。

平岡 直八 明治三五年（一九〇二）九月補欠選挙で当選。同三六年九月退任。

郡会 明治三三年（一八九〇）五月に設立された郡会は、町村から選出した議員と、大地主の互選によつた議員とで組織された。町村選出の郡会議員は総数二〇名であつたので、二、三村で一名という村もあつた。第一回

の議員は表の通りである。

一方、大地主の議員は所有地一万円以上の地主が対象とされ、加茂郡は当時六名あり、そのうちの一名は前島丈之助（下麻生）であつた。しかし、大地主議員制は不評であつたので、同三三年（一八九九）に廃止された。

明治三三年九月の第二期

以降第六期までの、川辺町関係の郡会議員は次表の通りである。

町村選出加茂郡郡会議員

町村名	定数	当選者
太田	1	林 五郎
古井	1	古井 日比野重一
山之屋	1	村瀬 一郎
蜂坂	1	林 新五郎
富岡	1	兼松 徳助
田原	1	遠藤 亀吉
加茂野	1	加茂野 高井 三郎
富田	1	加治田 中村 敬一
伊深	1	下麻生 篠田 金八
加治田	1	下麻生 平岡 直八
下麻生	1	上米田 横山 薫
三川	1	横山 三郎
上米田	1	瀬瀬 福三郎
下米田	1	永田 牧輔
和知	1	大島 松十郎
八百津	1	伊佐 治周平
久田見	1	潮南 三浦 菊次郎
潮飯	1	佐伯 玉三郎
福地	1	藤井 博
蘇原	1	高木 正彦
黒川	1	杉山 新太郎
西白川	1	佐見 田口 徳一郎
東白川	2	東白川 神戸 彌助
佐見		
計	20	

（・印は補欠当選者）

郡 会 議 員			
町 村 名	第 二 期	第 三 期	第 四 期
川 辺 町	矢嶋市太郎	田原 鶴蔵	山田菊次郎 田原兼四郎
下麻生町	篠田 金八	丹羽仲右衛門	長沼 覚道 小栗周三郎
上米田村	小森 茂	牧田 伴吉	佐伯 宮蔵 細田儀三郎 石井吉五郎
			大脇 利助 大脇 叶平 馬場 兼八
			村瀬八重八
			桑畑 茂一
			日下部勘四郎
			佐伯和二郎 原 為五郎
			横山伴次郎

(・印補欠当選者)

第四節 町村自治制の確立

一 町村自治の動き

町村制と町村会

「郡区町村編成法」が明治十一年（一八七八）に公布されると、地方行政は新しい道を歩むことになる。この編成法は、従来の大小区制を廃止して、郡区と町村に行政区画を代えようとするものであった。これにより各町村が行政単位となって、今後の地方政治の基盤を形成していくのであった。

明治十二年（一八七九）四月二十八日、岐阜県は町村会規則を布達したが、これによって県下の町村はいっせいに町

村会を創設した。これは町村単位とした自治制度が、町村の大きさに大小があつて、財政規模が貧弱であつたための措置であつた。これ以降連合町村会に関する規定が設けられ、いくつかの村々によつて連合村が組織されていった。

川辺町における連合村は次のようであつた。

中川辺村ほか三か村（下川辺村 西栃井村 石神村）

下麻生村ほか一か村（上川辺村）

福島村ほか四か村（下飯田村 比久見村 下吉田村 上飯田村）

川浦村ほか二か村（鹿塩村 甘屋村）

町村制は明治四四年（一九一一）四月に改正となつたが、この改正では、国家の委任機関としての性格を強化し、地方自治を抑制する方向であつた。そのほかには、町村議会に対する町村長の権限の強化、町村会議員の任期を四年に改めるなどである。その後大正一〇年（一九二一）に一部改正され、大正一五年（一九二六）の改正では、地方議会にも普通選挙法が採用され、助役・収入役を町村会において選挙することに改められた。そして昭和四年（一九二九）には、前回の改正点をさらに拡充する方向で改正が行われていった。

行政機構

町村長・助役は町村会において選挙し、任期は四年、ともに名誉職を原則とした。収入役は町村長の推薦により町村会が選任し任期は四年、そのほかの書記・付属員は町村長の推薦によつて町村会が選任した。

当時は町村長・助役は必要の時に出勤し、収入役・書記など数名が日勤して、行政を推進するという状態であつた。また係を置く程の事務もなく、それ程財源も豊かでなく、かろうじて町村立小学校が維持できる程度の財源であつた。したがつて、村道・土橋などの土木工事は、各区に一任されていたのである。

町村会の定員

人 口	定 員
一五〇〇未満	八人
一五〇〇～五〇〇〇	十二人
五〇〇〇～一〇〇〇〇	十八人
一万～二万	二十四人
二万以上	三十人

た。そして行政機構も昭和年代に入って、庶務・学務・兵事・土木・会計などの職務に分かれていった。

戦時下の町村

昭和十二年（一九三七）日華事変がはじまると、翌一三年には国家総動員令が公布された。これにより一四年九月には、岐阜県は部落会・町内会の結成をはかったが、その要項は次のようであった。

〔目的〕

- ・隣保団結の精神に基づき、市町村住民を組織・結合し、地方共同の任務を遂行する。
- ・国民の道徳的機構と精神的団結を図る基礎組織とする。
- ・国策を広く国民に透徹せしめ、国政の円滑な運用に資する。
- ・国民経済組織の地域的統制単位として、統制経済の運用と、国民生活を安定させるのに必要な機能とする。

〔組織〕

- ・市町村の区域を分け、部落に部落会、市街に町内会を組織する。
- ・部落会及び町内会は、区域内全戸をもって組織する。
- ・部落会・町内会は地域の組織であると共に、市町村の補助的下部組織とする。

第四節 町村自治制の確立

- ・町内会の区域は、原則として都市の町、または丁目あるいは行政区の区域に依る。
- ・部落会・町内会は、常会と称して会長の招集による全戸集会を設ける。
- ・常会は、部落会・町内会の目的を達するため、物心両面に亘り住民生活各般の事項を協議し、住民相互の教化向上を図る。

- ・区域内会合は、なるべく常会に統合する。

〔隣保班〕

- ・部落会・町内会の下に一〇戸内外の戸数をもって隣保班を組織する。
- ・組織にあたっては、五人組・一〇人組などの旧慣で存続すべきものはこれを取り入れる。
- ・隣保班は、部落会・町内会の隣保実行組織とする。
- ・隣保班には代表者として班長を置き、班の常会を開催する。

〔市町村常会〕

- ・市町村に市町村常会を設置する。
- ・市町村常会は、市町村長を中心として部落会長・町内会長または町内会聯合会長・市町村内各種団体代表者、その他適当なる者をもって組織する。
- ・市町村常会は、市町村内における各種行政の総合的運営を図り、その他部落会・町内会の目的を達成するために必要な事項を協議する。
- ・市町村における各種委員会などは、なるべく市町村常会に統合する。

などを規定した。

この部落会・町内会は、昭和一八年（一九四三）の「市町村制」改正によって法律に規定され、以後太平洋戦争終了まで、市町村の行政機構の下部組織として重要な働きをした。なお常会は、部落会・町内会のみでなく、各隣保班や工場などの職場にも組織されていた。しかし実際の常会は、

・貯金を持ち寄る。

・税金を集める。

・軍人にたいする慰問文を作る。

・日用品の配給券を配布する。

・諸事項の伝達・協議・懇談・申合せ・研究・体験発表などを行う。

となっていた。

現在の〇〇区、〇〇組、〇〇班などは、この当時作られた組織として、今なお有効に活用されているのである。

二 町村合併

町村の再編成

明治一二年（一八七九）の町村会規則によって、各町村は町村自治の近代化に踏み出した。しかし旧来の町村がそのままの行政単位であったため、一町村の戸数や財政規模は大きな格差があった。

当時の町村は、県下で五〇戸未満が全体の二四％、五〇戸〜一〇〇戸が三六％で、平均一〇〇戸未満の町村が約半数

を占めていた。そして最小は戸数五戸という村もあった。これらの点から町村の再編問題が表面化したのである。加茂郡の総数八六村をみると、一〇〇戸〜五〇戸が三一村、五〇戸以下が一七村、最小戸数の村は二六村で、実に七四村が一〇〇戸未満の村であった。

町村の合併・分離 川辺町の町村合併の端緒は明治七年（一八七四）にはじまる。同年九月一日栃井村が西栃井村と改称されたが、栃井村は従来、下川辺村側（幕領地）と中川辺村側（旗本大嶋領）の二つの

村、それに飛騨川左岸の栃井村（今尾藩領）の三村があった。そのため新しく合併分離を行って、西栃井村（川辺町）、東栃井村（美濃加茂市）として発足した。

明治二年（一八八八）四月、あらたに市制及び町村制が公布されるや、全国的な町村合併が実施された。これによつて翌三二年七月一日には、下川辺村・西栃井村・中川辺村・石神村の四か村が合併し、川辺村として発足した。これとともに、下飯田村・福島村・比久見村・下吉田村の四か村は、同年七月一日に合併を行つて上米田村となった。下麻生村・上川辺村も、同年七月一日に合併して麻川村と改称したが、二六年（一八九三）四月七日（県認可四月二七日）に再び分村し、旧来の下麻生村・上川辺村に復している。この合併は、二村の連合村として出発したため麻川村として発足したが、両村とも比較的豊かであった関係から、無理な点があったのである。一方、鹿塩村は明治三〇年（一八九七）四月一日になつて、川浦村・甘屋村の三村合併により、あらたに三和村として発足した。

町村の再編成は、一村三〇〇戸以上を目標としていたが、その趣旨は十分に徹底しなかった。それに美濃国は、他県と異なり、幕府時代に幾多の支配に分かれていた関係から、村々によつて民情が違つていたこともあつて、合併は容易ではなかった。至近な例が「米田村」である。最初は米田村として発足する予定であつたが合意に至らず、上米

田・下米田の二村として再編成を余儀なくされた。

鹿塩村については次の経緯があった。鹿塩・川浦・甘屋三村から、「川浦・甘屋村ヲ廃シ、ソノ区域ヲ伊深村へ、鹿塩村ヲ廃シ、川辺村ニ合併セバ双方ノ好都合」と郡役所に陳情したが、「其ノ希望ヲ達スルヲ得ズ、ヨツテ己ム能ハズ三和村ヲ置ク事ニ」とある。そして三村の融和を願って「三和」と名付けられたのであった。そのさい、上川辺村の日西洞の一部を三和村に編入したが、明治四三年（一九一〇）四月には、同地区の日西洞・向屋敷などが川浦区域に変更となった。

これらの合併によって、新しく町制が施行されることになったが、この地方では明治三二年（一八八九）七月に、太田・八百津・兼山・御嵩の四町が誕生した。そして同二九年（一八九六）十一月一日には下麻村が下麻生町となった。さらに翌三〇年四月一日には、川辺村・上川辺村が合併して川辺町として新しく発足したのであった。

現在の川辺町を形成している旧川辺町・下麻生町・上米田村・三和村の四町村について、『加茂郡誌』には次のような記述がある。

川辺町 明治一八年（一八八五）、中川辺・石神・西栃井・下川辺四か村連合戸長役場を設け、翌年この地と上川辺・鹿塩の六か村入会地、約七五〇町歩の山林を分割して各村に編入する。町村施行にさいし、中川辺・石神・西栃井・下川辺を合して川辺村となし、上川辺は下麻生と共に麻川村という。同二六年（一八九三）四月七日、麻川村を廃し、上川辺村を創立した。

同三〇年（一八九七）三月三十一日川辺村を廃し、その区域と上川辺村を廃し、その区域の一部（字道還ヶ洞・下り谷・下日西洞・小洞の道路敷以西を除きたる分）とを合して川辺町を置く。同三〇年八月一三日川辺町大字川辺を、

大字石神・中川辺・西栃井・下川辺となす。同四三年（一九一〇）四月一日、川辺町大字上川辺の内、字峠下・深洞坂・下日西洞・上日西洞・神貫洞・向屋敷・作道・納古口・日西洞峠・南ヶ洞・滝ヶ洞・地藏峠・小洞の全部、^{すべり}江石の内の一部、若林の内の一部、片倉の内の一部を分割して、その区域を三和村大字川浦に編入し、かくて本町の区域確立せり。

当町は郡の中部、飛騨川の西に位し、川を隔てて上米田・下米田の両村に臨み、南端は古井村に、西は一带山脈を以って三和村・山之上村に界し、東北は下麻生町・三和村の一部及び、武儀郡神湊村に接す。東西凡二〇町、南北凡一里三〇町にして、面積〇・八七方里あり、土地概ね平坦にして耕地に富み、北方にそびゆる納古山に接する付近はやや高地をなす。飛騨川は東南境を流れ、水勢緩にして舟運の便あり、飛騨街道これに沿いて南北に貫流し、水陸ともに運輸交通の便よし。

下麻生町 町村制施行にさいし、下麻生村と上川辺村と合併して麻川村と改称し、大字下麻生・上川辺となす。同二六年（一八九三）四月七日、上川辺と分離し下麻生村に復し、同二九年十一月一三日町制を布けり。

本町は飛騨川の西に沿い川辺町の東北に隣り、川を隔てて久田見村・上米田村に、西は川辺町に、北は武儀郡上麻生村に接す。東西凡二八町四〇間、南北三四町二〇間にして、その面積〇・六方里あり、域内殆んど山地にして、わずかに飛騨川に沿い带状の平地あるのみ。家屋耕地その間に発達す。

土地の高低甚だしく、地勢北より南に飛騨川に向って、傾斜せり、納古山の山波は延びて、武儀郡との界をなし、西南に出ずるものは川辺町の山脈に連なる。飛騨川は武儀郡上麻生村より流下し、本町の東南を限る。山水明媚にして四時の風光に富み、また水陸ともに運輸交通の便よし。

上米田村 飛驒川に沿い下米田村の北に隣り、下吉田・比久見・下飯田・福島の四大字よりなる。東は小山脈を以て和知村・八百津村・久田見村と相背き、西北は飛驒川を隔てて下麻生町・川辺町に対し、東西凡三五町、南北凡一里二〇町、面積一・四二方里あり。

東北一帯は山脈相連なり、権現山脈の一部は八百津町より来り、村の東部を西南に走りて東山をなし、南端に愛宕山を起す。東南部は小丘起伏し飛驒川西北境を流れ、土地ややこれに向けて傾斜す。

三和村 明治三〇年（一八九七）四月、川浦・甘屋・鹿塩三村を合併し、さらに川辺町大字上川辺字日西洞の一部を編入して三和村という。同四三年四月、上川辺の内、日西洞・向屋敷を川浦区に編入せり。

本村は伊深村の東に位し、北は武儀郡神湊・中之保・下之保の三村に境し、西は伊深村・山之上村、南は川辺町に接し、東西一里二二町、南北一里二八町、面積〇・五方里あり。山岳四方に起伏連互し、平地少しといえども地味肥沃にして、最も農作に適し、溪水はその間を流れ、四時の風光すこぶる佳なり。

三 地租改正と財政

地租改正 明治新政府の、最も大きな政策の一つは地租改正であった。これは従来の米などによる年貢徴収方法を廃止するとともに、江戸時代には、年貢の対象としなかった土地にも地価を定めたことであった。そして

明治五年（一八七二）には「地券取調規則」を公布して、一般の宅地や耕地にも地券を発行していった。

この取調規則に基づいて各郡に「地券取調掛」を任命し、地代の金額を調査して提出させることとした。取調掛は

各村の戸長を指導して地代の調査を行い、村々から「下調帳」を提出させた。なお業務を補佐する役に、郡中総代と鑑定人があったが、取調掛・郡中総代・鑑定人は、すべて郡内出身者が任命されていた。これらは地租改正のための土地調査を、政府が直接行うことは、ほうだいな経費を必要とし、一方では農民の反抗を招くことが考えられたための措置であった。

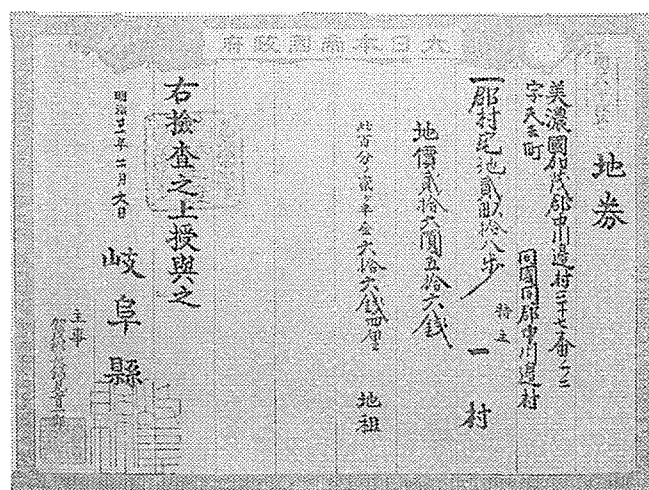
このようにして諸準備が進められたのち、政府は明治六年（一八七三）七月に、「地租改正条例」を發布したが、次のような骨子から成り立っていた。

- 一 地租課税の対象を石高制から地価に変更する。
- 二 物納を廃して金納とする。
- 三 税率は地価の一〇〇分の三とする。

翌七年から土地測量が開始され、これにともない下調帳や地籍図が順次作成されていったが、その数はおびただしい数量であった。これらを政府役人が精粗適否を検査して、認可したものには請書を提出させ、決定した地価を地券に書き入れて地主に交付した。

地価調査は明治八年（一八七五）末には完了し、その結果、新地租は旧地租に比べ、平均すれば旧租額をかなり上回ることとなった。これにより政府は、田畑の豊・凶作に左右されることなく、安定した収入を得ることができるようになり、しかもすべて金納制であったため、費用充実に至便であった。

地租改正は、必ずしも順当に進行したとはいえなかった。当初からこの改正に反対する者や、中途にて種々の請願・



地 券

陳情もあつて、やがて反対の一揆が全国各地に発生していった。この一〇〇分の三という税率は、従来の年貢の三割増という重税となるためであり、農村窮乏をもたらしものとして不満の声が高まったのである。このため政府は、明治一〇年（一八七七）一月になって、税率を一〇〇分の二・五に引き下げる措置を取った。

この地租改正は、江戸時代から続いた土地売買の禁令を解除し、年貢を物納から金納に変えた画期的なものであった。しかし地主・小作関係はそのまま、小作料は依然として高率の物納であった。したがって零細な自作農家では、金納のため収穫米を金に代え、あるいは田畑を売らなければならぬ農家も数多く出て、やがて小作農に転落する者もあつた。これに対して地主は土地の集積が進んで、いわゆる寄生地主制が出現することとなった。

明治八年（一八七五）の地租改正後の田畑・地価は次の通りであるが、統計が大正一〇年（一九二一）に作成されたため、上米田村・三和村（鹿塩村）・下麻生町（中麻生含む）に大別されている。これによれば旧租を一〇〇とした場合、新租は一一〇であり、平均して一〇パーセントの増となる。

地 価 表

町 村 名	反 別		地 別		価 別	
	田	畑	計	田	畑	計
川 邊 町	一五二・六二〇 ^円	一七五・七四一九	三二七・三五六	一二、五五七・八五〇 ^円	七二、九九六・五一〇 ^円	一八五、七八〇・九八〇 ^円
上米田村	八二・八二二四	九五・四八二三	一七八・三〇二七	四、五五七・八五〇	三三、一四八・五四〇	七五、七〇六・三九〇
下麻生町	二三・〇九二九	四〇・〇八二四	六三・一八三三	一、七六一・六六〇	一五、七九二・〇七〇	二八、五五三・七三〇
三和村	七二・六四二七	五七・六〇〇九	一三〇・二四三六	三四、八五三・七七〇	一四、八七八・一七〇	四九、七三一・九四〇

地価減額願

住民の不満は租率だけではなかった。県で決定された地価に対しても各村同じような不平が起こって、減額運動が行われていった。明治十三年（一八八〇）の上川辺村の地価修正願、同一八年（一八八五）の地価修正嘆願書がこれである。『川辺町史料編下巻』

修正願は、土地租税の地価が高いため他村とともに願書を提出したが、一八年までは改正はないとのこと、そのため当村は今回の嘆願を中止し、改めて一八年に再考したいといった内容である。事前通告を目的とした願書である。一方嘆願書は、地価調査は机上のみで実地測量もなく決められたもので、今回の再改めについても修正の気配もなく、そのため同村独自で嘆願書を提出し、実地調査を願ったものであった。これに対し岐阜県は「書面願之趣難聞届候事」として却下扱いとなっている。

これとは別に、同一二年（一八七九）に加茂郡小山村をはじめとした二三か村は、地価調査に関する嘆願書を県庁あてに差し出した。二三か村とは次の村々である。（以下美濃加茂市史参照）

小山 牧野 上古井 下古井 鷹之巢 市橋 木野 深田 加茂野 今泉（美濃加茂市）

東田原 鋳物師屋 市平賀 大杉（関市）

下川辺 西栃井 中川辺 石神 鹿塩（川辺町）

高畑 羽生（富加町）

大針（坂祝町）

これに対し県は、先に決定された田畑宅地の地価と、現在の売買地価を調査するよう加茂郡長天野景昌に命じた。しかしこの調査は、その後警察からの報告となって、明治十三年（一八八〇）二月次のように提出された。

加茂郡小山村始メ二十二ヶ村景況上申書

一 牧野村ハ地租改正云々ニ付、苦情村ノ内ニモ就中困難村ニテ隣村和知村ニ比較シタル等級故、地価極ク高等、加之村民疲弊人民多ニ付、去ル明治十年頃ハ極窮シ、居住出来難キ程ノ情実ノ由、然ル二十一年己後ハ豊作上米価格外高直ニ付、近年村内ノ景況見直シ、現今ニテハ居住出来難キニヨリ退転致スベキ程ノ様子コレナク人民職業相励ミ候由、然ルニ本年ハ改正仰セ出サレ候ヲ相待チ居リ候由

一 小山村 畑方多ク改正前ハ見取一町多ニテ公租村費モ少ナク候処、改正後ハ地価高等故、余程難渋ノ者コレアル由処、現今ニテハ生活力融通ノ趣、地所売買モ多分コレナク、人氣ハ宜シク何レモ職業相励ミ候由

一 鹿塩村 僻地ナレドモ耕地ハ地味宜シク故、従タル收穫宜シク、地価ハ上等高価ニテ困却ノ由、中等以下ノ地価ニ至リ候テハ売買モ直段宜人氣モ可ナリ、先年来長々山論事件ニ付、愛知辺ヨリ借入金コレアル由、現今ハ返済致スベキ程ノ見込ニテ全体ノ村柄宜シク方

一 石神村 本村地味宜シク、收穫スル処ノ米ハ極良品也、村内人氣宜シク、平均人民富タル方

一 中川辺村 中等己下人民疲弊ノ者多ク由、地味宜シキ地所売買節々コレアル由

一 下川辺村 西栃井村 二ヶ村景況中川辺村ニ同様、地味ハ下等ニ付ク

一 上古井村 下古井村 両村人民疲弊ノ者多ク、就中上古井村ハ破産致シ候者近頃追々コレアリ、人氣モ余リ十分宜シカラズ、下等人民ノ内多ク船乗職業ニテ、生活ニ苦シミ候程ノ者ハコレナキ趣

一 深田村ハ畑方斗リニテ田方コレナキニ付、他村へ出作故、米收穫ニ苦シミ候由、村柄人氣宜シク人質穩ナル方、併シ上等畑高等ニテ困却罷リ在リ候由、地所売買等ハ余リコレナキ由

一大針村 加茂野村 木野村 何レモ地味宜シカラズ、人民平均疲弊ノ者多ク、地所売買節々コレアル由

一今泉村 鷹巣村 市橋村 三ヶ村ハ地味宜シク

一羽生村 東田原村 二ヶ村ハ何レモ疲弊村ニテ負債モ多分コレアル由、地所売買節々コレアリ、東田原村人氣宜カラズ、平常金件出入其他苦情多キ由、地味モ宜シカラズ

一市平賀村 鋳物師屋村 二ヶ村ハ村柄宜シク地味モ宜シ、隣村飛驒（肥田）瀬村ハ極地味宜シク、市平賀ハ接続ノ地ナレ共、飛驒瀬村ヨリハ下等ヘ付ク地味也

一高畑村ハ地味宜シク、村柄宜シク、人民富タル方、地所売買ハ余リコレナキ由、人質宜シク極村柄宜シ

一大杉村 地味十分宜シカラザル方、村柄平均疲弊ノ由、改正前ハ見取所多クコレアル由

右、以上各村事情直接見聞仕り候始末、前記ノ通ニ御座候、御管内可児・土岐郡辺リノ等級收穫等、比較候得バ何レモ高価ノ見込、本年ハ改正仰セ出サレ候ヲ希望罷リ在り候趣、此段上申候也

明治十三年二月二十七日

太田規好

御嵩警察署長 五等警部 杉山義定殿

この報告に基づいた田畑地の地価と売価は表のようである。それとともに、公租諸掛りを差引いた残米についても調査し、明治一〇年（一八七七）までは地租改正以前の方が有利であったが、現今の明治一三年では、改正前よりも有利となったと報告している。これは同一〇年に、地租が引き下げられたためであろう。

この年の五月御嵩警察署は、加茂郡下の畑地收穫と、地租改正前と後の平均利益を調査し、県令小崎利準に報告し

田畑地価および売価（明治18年2月）

村 名	公定地価	改 正 前売価	現 今 売 価	村 名	公定地価	改 正 前売価	現 今 売 価
牧 野	1反 円 上田74 上畑66	円 15 8	円 78 52	大 針	円 上田 74.1 上畑 52	円 15 7~8	円 59.28 26
小 山	上田68 上畑62.7		地 価 地価7割	東田原	上田 72 上畑 50	28 7	57.6 30
上古井	上田70 上畑50	15 8~9	56 32	市平賀 鋳物師屋	上田 77.9 上畑 50.9	28 12	77 25
下古井	上田68 上畑50	上古井に同じ		下川辺	上田 64.61 上畑 59.26		地 価 8 割
鷹之巢	上田72 上畑53		57.6 26.5	西枋井	上田 65.61 上畑 34.26	34~5 15	地 価 地価8割
木 野	上田68.75 上畑58	21.5 15	55 29	中川辺	上田 87.5 上畑 34.26	26~7 18	87.5 57
深 田	上畑64	15位	51.2	鹿 塩	上田 91 上畑 54	22~3 13	90 48
加茂野	上田54 上畑35	15 7	48.6 24.5	石 神	上田 80 上畑 60	25 15	80 48
市 橋	上田74 上畑54	25 8	74 32	大 杉	上田 74 上畑 50	22~3 5~6	74.4 30
今 泉	上田60 上畑36	23 7	54 21	高 畑	上田 78 上畑 50	—	—
羽 生	上田68.6 上畑49.5	28 9	61.5 31.7				

ているが、これも同様の結果であつた。
 二二か村は、その後も再三減額運動を繰り返した結果、明治一四年（一八八二）六月、県は二二か村のうち高畑村を除き、これに太田村を加えて、地価修正原案を大蔵省に提出した。大蔵省からは畑方に限り許可するという指示があつたが、修正額は、当初嘆願した額の四分の一であり、田畑総地租の四・八パーセントに過ぎなかつた。この減租は畑に限って行われたため、深田村のように畑地ばかりの村は一七パーセントの減租率となつたが、一パーセントといふ村もあつた。

下表から川辺町関係の嘆願村の減租率をみてみると、鹿塩村三・三パーセント、石神村二・五パーセント、西枋井村四・五パーセント、下川辺村五・五パーセント、中川辺村五・四パーセントとなっている。

地方税制 江戸時代の租税は、田畑・屋敷に賦課される年貢が代表的なもので、米の現物によって徴収されるのが原則であった。それ以外には、山林・原野に課される雑税、あるいは土地の物産などへの諸税もあった。

明治四年（一八七二）一月、政府は「租税は建国の基本にして、民心の向背に係る重大なもの」として、税改革の一步を踏み出していった。そして同年一二月には「地券税法」を公布して、従来の無税地にも地租を施行することとした。これ以降明治新政府は、国税・

加茂郡22か村減租額比率

村 名	畑比率	明治13年(1) 田畑地租額	明治13年(2) 畑地租額	明治14年(3) 減租額	(3) (1)×100	(3) (2)×100
	%	円	円	円	%	%
鑄物師屋	13.3	1,429.982	106.202	7.474	0.5	7.0
市平賀	9.8	952.622	51.672	3.635	0.4	7.0
鹿塩	56.7	599.616	278.476	19.621	3.3	7.0
木野	24.5	399.495	72.34	5.089	1.3	7.0
加茂野	42.0	256.698	73.108	5.146	2.0	7.0
石神	34.6	669.393	169.133	16.952	2.5	10.0
市橋	46.5	347.757	135.097	13.547	3.4	10.0
鷹之巢	27.3	502.89	94.02	9.452	1.9	10.0
西枋井	58.4	838.594	397.014	38.025	4.5	10.0
今泉	42.6	1,009.085	373.995	48.683	4.8	13.0
小山	68.9	257.563	146.483	19.093	7.4	13.0
大針	21.3	667.144	149.274	19.452	2.9	13.0
羽生	30.1	853.066	233.416	30.409	3.6	13.0
下川辺	52.3	873.794	370.954	48.286	5.5	13.0
東田原	32.0	681.324	185.934	24.202	3.6	13.0
深田	100	304.77	304.77	51.867	17.0	17.0
上古井	64.7	1,394.048	701.228	119.352	8.6	17.0
下古井	59.1	789.885	369.345	62.922	8.0	17.0
大杉	30.9	390.326	87.256	14.868	3.8	17.0
太田	35.4	2,834.966	906.026	154.081	5.4	17.0
牧野	51.6	999.419	403.189	100.887	10.1	25.0
中川辺	51.6	1,537.106	783.376	82.787	5.4	11.0
計		18,588.583	6,347.307	895.83	4.8	14.1

地方税の区分を明確にして、中央集権国家へと脱皮していった。

地方税制は、(一)地租の五分の一以内(二)地価割り・戸数割(三)営業税・雑種税の三項目からなっていた。このうち「地価割・戸数割」は次のようなものであった。

地価割

・県庁で翌年度の各町村の課税額を算出して郡長に通達する。

・戸長は郡長からの達示によって町村ごとに分賦し、六月と一二月に土地所有者から賦額を徴収する。

戸数割

・戸長は毎年一月一日の戸数を調べ報告する。

・戸数割は現住者に賦課する。

・戸数割は六月と一二月に半額ずつ徴収する。

営業税は商業・工業関係に類するもので、雑種税は料理屋・飲食店・遊芸・興業などに課税されるものであった。そのほか、地方において特別に課税する場合は、県の決議を経て、政府の裁下を受けることとなっていた。

岐阜県がはじめて石高を調査したのは明治五年(一八七二)のことで、総高七二万九千六百五十四石余であった。

財政

加茂郡の諸村の総石高は四万七千三百二十九石余で、田畑は六七〇八町余となっていた。川辺町の田畑の反別と地価は次表のようであるが、下麻生町は中麻生地区を含んだもので、鹿塩地区は三和村に算入されている数値である。

(以下同じ)

明治三十四年(一八九一)一〇月に、上米田小学校で編集された『上米田村地誌』によれば、

田畑反別と地価 (明治14年)

町村名	反別			地価		
	田	畑	計	田	畑	計
川邊町	一七〇・八〇〇九 ^町	一九七・五二一八 ^町	三六八・三三二七 ^町	九一、四八三・二七〇 ^円	六一、二七二・四五〇 ^円	一五四、七五五・七二〇 ^円
上米田村	八四・四二二〇	一〇三・七七〇〇	一八八・一八二〇	四三、八七九・二三〇	三三、五七二・四五〇	七七、四五一・六八〇
下麻生町	二四・四三三七	三八・三二一三	六二・七四一〇	一三、一二七・四六〇	一五、〇八五・四七〇	二八、二二二・九三〇
三和村	七六・三八三三	八五・三七二五	一六一・七六一八	三四、四三八・〇六〇	一六、二二六・八〇〇	五〇、六六四・八六〇

田 八四町一畝一一步 宅地 一八町四反八畝六歩
 畑 一〇七町一反二畝三歩 山林原野一九三八町八反六畝二二歩
 地価 七万二八八六円五八錢二厘
 となっている。

反別租地 (大正6年)

町村名	民有			官有地		
	田	畑	計	田	畑	計
川邊町	一七五・四 ^反	二〇七・九 ^反	三〇・九 ^反	五五・一・八 ^反	一三・五 ^反	一・一 ^反
上米田村	八四・六	一一七・六	一六・七	八七・七・五	二・八	・三
下麻生町	二三・〇	三六・三	一一・九	六九・三・一	二・六	
三和村	八九・一	一〇八・二	一一・八	五三・一	五・二	
合計			八〇六・六	九三五・六	二二・九	八二九・一

大正三年（一九一四）の第一次世界大戦は、わが国の経済発展に大きな意味をもった。しかし相次ぐ物価の騰貴は、地方財政を賄うには十分でなかった。川辺町の当時の反別地租・地価・歳入は次表の通りである。

大正二年（一九一三）に編集された『下麻生町郷土誌』によれば、国税・県税・町税の収入は次のようであった。
（国税）

元年度収入総額 三二七五円四八銭五厘

町村名	田	畑	宅地	山林	原野	其他	計	現住戸数 一戸当地価額
川邊町	七五、一五一円	四一、一七一円	四三、二七九円	一、三八二円	四九円	一	一六一、〇三二円	一八八戸
上米田村	二八、七四三	一九、八三三	一六、〇八六	一、九二二	七	二八	六六、六一九	一七三
下麻生町	八、三六八	七、九一一	二〇、一五四	一、八三〇	一五	一	三八、二七八	八七
三和村	二九、〇三四	一〇、九三二	一〇、五一七	二、五三二	二〇	一	五三、〇一五	一五七

地価（大正 6 年）

町村名	財産ヨ リ生ス ル収入	使用料 及手数料	雑収入	交付金	県補助金	寄付金	前年度 繰越金	町村税	其他	合計
川邊町	一四〇円	三五一元	一〇三円	一二五円	三五二円	四二〇円	六九円	八、二五五円	一一二円	九、八二七円
上米田村	五八四	七五	九三	三三八	一、一一〇	三三七	八七三	四、九五五	八六一	九、二二二
下麻生町	五〇五	一二六	七七	三五八	一四八	九四五	九四六	五、五二三	一五五	八、七七三
三和村	八〇	一二	二九	一七九	一二九	八、四八七	一五三	三、四二六	四	一二、五一七

歳入決算（大正 6 年）

内訳

田租金 三九七円 畑租金 三七四円二〇銭 宅地租金 四七〇円六四銭 その他 一〇二円二〇銭五厘
 所得税 八五四円八四銭 営業税 七十七円一〇銭 自家用しよう油税 五九円五〇銭

(県税)

元年度収入総額 一万一〇四七円八二銭五厘

内訳

地租割 四四七円二四銭五厘 戸数割 六二二円七二銭 筏綱場税 九一〇二円六〇銭
 商業税 二一七円 工業税 二七円五〇銭 料理屋税 八円 飲食店税 九円六〇銭
 船税 九円六〇銭 車税 一六一円四〇銭 水車税 四六円 漁業税 五円三〇銭 法
 人税 二四円三四銭 営業付加税 九四円八三銭 自転車税 二一七円五〇銭 所得税付
 加税 二八円七八銭

(町税)

元年度収入総額 六二七二円八九銭四厘

内訳

地租割 二一六円五〇銭 戸別割 三〇六六円四八銭 営業税 一九〇一円九銭 所
 得税 六九円一五銭五厘 国税営業割 一三七円二〇銭 税外収入 八八一円四六銭九厘

昭和期の町村財政は、初期の経済恐慌と満州・日華両事変・太平洋戦争などにみられるように、

岐阜県1戸当り租税負担

年度	直接国税	県税	市町村税	計
昭和元年	円 16,656	円 23,616	円 31,589	円 71,861
5年	15,914	21,143	26,453	63,510
10年	11,951	18,946	25,601	56,498

挙国一致の方向へ移行し、諸統制が強化されていった。この時期の一戸当たりの租税負担額は表のようであるが、統制経済は各市町村に税収の減少をもたらし、財政は極端に危機状態となっていた。この当時の税体系は次のようであつた。

昭和15年改正市町村税の体系

市 町 村 税					
目的税		普 通 税			
共同施設税	水利地益税	都市計画税	独立税	附加税	
				県税附加税	国税附加税
(府県知事の許可を受けた税目)	地租割 反別割	地租税 家屋税割 営業税割 道府県税独立税割 市町村税独立税(市町村民税を除く) 割	扇風機税 屠畜税 犬税(県で独立税を課さない税目)	反別税附加税 船舶税附加税 自動車税附加税 電柱税附加税	地租附加税 家屋税附加税 営業税附加税 鉦区税附加税
				不動産取得税附加税 漁業権税附加税 狩猟者税附加税 芸妓税附加税	

貨幣換算

明治政府による新貨幣への切り替えにさいして、民心は多くの動揺と不安がともなったことであろう。江戸時代は、金一両 $\parallel$ 四分、一分 $\parallel$ 四朱、銀一匁 $\parallel$ 一〇分、一分 $\parallel$ 一〇厘、錢一貫 $\parallel$ 一〇〇〇文となつていた。そしておよその目安として、金一両は銀六〇匁であり、錢に換算すると四貫文であつた。

慶応四年(明治元年)四月の、太政官布告による新貨・金札比較は次の通りである。

新貨並金札之比較

新貨壹円

金札壹両二当ル

〃	五拾錢	〃	式分ニ当ル
〃	式拾五錢	〃	壹分ニ当ル
〃	拾式錢半	〃	式朱ニ当ル
〃	六錢二厘五	〃	壹朱ニ当ル

旧銅貨品位

天保通宝 拾枚ヲ以テ八錢とす

(八厘錢) 百式拾五枚ヲ以テ壹円ニ換ル

六拾式枚と二厘錢二枚ヲ以テ五拾錢ニ換ル

三拾壹枚と二厘錢壹枚ヲ以テ廿五錢ニ換ル

寛永通宝 拾枚ヲ以テ二錢とす

(二厘錢) 五百枚ヲ以テ壹円ニ換ル

式百五拾枚ヲ以テ五拾錢ニ換ル

百式拾五枚ヲ以テ式拾五錢ニ換ル

文久通宝 拾枚ヲ以テ壹錢半とす

(壹厘半錢) 六百六拾七枚ヲ以テ壹円ニ換ル

三百三拾四枚ヲ以テ五拾錢ニ換ル

寛永通宝

百六拾七枚ヲ以テ式拾五銭ニ換ル
拾枚ヲ以テ壹銭とす

(壹厘銭)

千枚ヲ以テ壹円ニ換ル

五百枚ヲ以テ五拾銭ニ換ル

式百五拾枚ヲ以テ式拾五銭ニ換ル

右の通被仰出候事

慶応四辰年 閏四月

太政官

米価格表(一俵 $\parallel$ 四斗当たり)

明治元 年 一円六九銭

二〇年 一円四六銭

四〇年 四円七二銭

大正元 年 八円三二銭

一〇年 一四円二〇銭

昭和元 年 一二円七〇銭

一九年 一八円八〇銭

四 人口の推移

戸籍の編成

明治二年（一八六九）四月、政府は太政官布告を以て諸藩の戸籍整理を命じた。しかしこの戸籍は完全実施をみるに至らなかった。明治四年（一八七一）四月に、改正戸籍法を公布した。この新戸籍編成の必要から、複数の村々を一区とする区画を設定し、各区に戸籍吏としての戸長を置いた。戸長は村の行政官というよりも、戸籍編成のための吏員であったといえる。その結果作成されたのが「じんしん壬申戸籍」であった。完成したのは明治五年（一八七二）壬申（みずのえさる）の年であったため名付けられたが、以後この戸籍がわが国の新戸籍の基本となった。

人口の動き

明治二〇年（一八八七）ごろまでの人口の伸び率は一ケタ代であった。それが同二五年以降は二ケタの伸び率となって、人口増加の傾向を示すようになったが、男女の人口比は男性が女性を上回っていた。男女比の構成比は、明治九年（一八七六）から同二五年（一八九二）までをみると、男性が女性を、二ないし三パーセント上回っている。

明治後期の人口は、他町村への流出、日清・日露両戦役、あるいは大水害・伝染病の流行によって多少の減少を示したが、全般的には増加傾向であった。

大正期の人口は、経済の繁栄と高い出生率の出現によって、自然増加率は一一から一三パーセント台で推移していた。そして第一回の国勢調査が大正九年（一九二〇）一〇月一日に実施されたが、これは従来の家族を中心とした人口調査を、個人中心の職業統計方法に転じたものであった。これによると県内の職業構成は、農業六〇パーセント、

工業一九パーセント、商業九パーセントなどとなっていた。一方男女比は、依然として男性が一パーセント程度女性を上回っていたが、この数値はしだいに接近の傾向を示していた。昭和期の人口増加は高い率で推移していったが、本県の数値は、昭和元年（一九二六）の一七パーセントが最高で、最低は同一三年（一九三八）の九パーセント、平均値は一五パーセントである。しかし、他県への流出人口は年ごとに増大していったが、その主なる県は愛知・東京・大阪などの工業地帯に集中していた。一方、人口構成による男女比は、昭和一〇年（一九三五）になって女性が男性を上回り、これ以降女性上位となっていた。戦時体制下の人口をみてみると、昭和一八年（一九四三）からしだいに減少傾向となっていたが、いうまでもなく、太平洋戦争の進展により、多数の男子の出征したことによる。それが戦局の悪化とともに戦死者が激増し、この傾向は昭和二〇年（一九四五）八月一五日まで続き、県下の市町村の青壮年男子は、全く姿を消してしまった。一方国内では、空襲による被害も甚大で、かなりの死者が出ていた。したがって人口構成も、昭和一九年（一九四四）は女性一〇〇に対し、男性は九〇、同二〇年のそれは八九の指数にまで男性が低下している。

川辺町の人口変遷

川辺町の各区分別の人口は、町村合併あるいは分村合併など複雑な経緯から、多くの史料が消失している。以下の数値は、『美濃国民俗誌稿・加茂郡各村略誌・川辺町史』などの文献からのものであり、明治・大正期を主体としたものである。

下川辺

明治八年（一八七五）	戸数九九戸	人口四四五人	うち農業四三九人	僧侶三人	医師一人	商業一人	工業一人
明治一四年（一八八二）	戸数一〇〇戸	人口四六七人	男三六人	女三三二人	うち農業男一三九人	女二二人	

工業男四人 僧侶二人 官吏男一人 兵隊一人

大正九年（一九二〇） 戸数一二四戸 人口六五七人

西栃井

明治八年（一八七五） 戸数八七戸 人口三八九人 うち農業三八七人 僧侶二人

明治一四年（一八八二） 戸数八九戸 人口四三一人 男二二人 女三〇人 うち農業男二八人 女二三人

工業男四人 僧侶二人 官吏男一人 兵隊一人

大正九年（一九二〇） 戸数一三九戸 人口五七五人

中川辺

明治八年（一八七五） 戸数九四戸 人口九〇一人 うち農業五〇〇人 農商業兼業三三六人 工業三五人 雑業

二七人 僧侶三人

明治一四年（一八八二） 戸数三二戸 人口九八九人 男五〇四人 女四八五人 うち農業男三〇〇人 女三五

〇人 商業男七三人 女一人 兵隊五人 工業男三人 教師男二人 僧侶二人 尼僧一人 神官一人 官吏男一人

雑業一人

大正九年（一九二〇） 戸数二六二戸 人口一五七三人

石神

明治八年（一八七五） 戸数一一五戸 人口四九一人 うち農業四九〇人 僧侶一人

明治一四年（一八八二） 戸数一一七戸 人口五五七人 男二九七人 女二六〇人 うち農業男一五二人 女一六

三人 工業男二人 商業男一人 官吏男一人 僧侶一人

大正九年（一九二〇） 戸数一三六戸 人口七二五人

上川辺

明治八年（一八七五） 戸数一八三戸 人口八五六人 うち農業八五三人 僧侶二人 医師一人

明治一四年（一八八二） 戸数一八二戸 人口八八七人 男四五六人 女四三一人 うち農業男一九一人 女二六

一人 工業男七人 兵隊三人 僧侶二人 尼僧三人 官吏男一人

大正九年（一九二〇） 戸数二二〇戸 人口一一六四人

鹿塩

明治八年（一八七五） 戸数二二〇戸 人口五三五人 うち農業五二八人 商業四人 工業二人 僧侶一人

明治一四年（一八八二） 戸数二二三戸 人口五一三人 男二七三人 女二四〇人 うち農業男一三〇人 女二一

八人 僧侶一人

大正九年（一九二〇） 戸数二一九戸 人口五四一人

下飯田

明治五年（一八七二） 戸数三六戸 人口一五二人 うち農業一四八人 職人四人

明治一四年（一八八二） 戸数三三戸 人口一六六人 男九四人 女七二人 うち農業男四七人 女三八人 神官

一人 官吏男一人 兵隊一人

大正九年（一九二〇） 戸数四二戸 人口一九六人

福島

明治五年（一八七二） 戸数七二戸 人口三二八人 うち農業三二二人 職人六人

明治一四年（一八八二） 戸数七二戸 人口三六七人 男一八四人 女二八三人 うち農業男一〇八人 女二〇人

兵隊二人 官吏男一人

大正九年（一九二〇） 戸数八六戸 人口四二四人

比久見

明治五年（一八七二） 戸数一六二戸 人口七八一人 うち農業七六三人 職人一八人

明治一四年（一八八二） 戸数一七〇戸 人口八二一人 男四〇四人 女四〇七人 うち農業男二五八人 女四三人

僧侶四人 兵隊二人 官吏男一人 雑業女四人

大正九年（一九二〇） 戸数一九六戸 人口一〇一六人

下吉田

明治五年（一八七二） 戸数六五戸 人口二六四人 うち農業二五九人 職人五人

明治一四年（一八八二） 戸数六五戸 人口三二四人 男一七三人 女一五一人 うち農業男一二三人 女一一人

官吏男一人

大正九年（一九二〇） 戸数七六戸 人口三四三人

下麻生（中麻生含む）

明治八年（一八七五） 戸数二四九戸 人口一〇四二人 うち農業八六三人 農業山稼兼業一二二人 農商業兼業

三四人 船稼二三人 工業五人 僧侶四人 医師一人
明治一四年（一八八二） 戸数二六八戸 人口一二二四人 男六四五人 女五七九人 うち農業男三一九人 女二八六人 工業男四人 女二人 僧侶三人 兵隊二人 官吏男一人
大正九年（一九二〇） 戸数四五七人 人口二三〇〇人

表は、現在の川辺町を基準とした人口の変遷表であるが、中麻生地区（七宗町に合併）の史料が不明のため、厳密とはいえない。しかし当時の下麻生町は下麻生地区に人口が集中していて、大同小異大きな相違点はないものと思われる。

人口変遷表

年 別	人口
明治 8年	6,174
14年	6,737
大正 9年	9,504
14年	8,840
昭和 5年	8,733
10年	8,229
15年	8,159
20年	10,718

(単位 人)

川辺町の人口推移は、明治・大正と自然増加率は向上したが、大正後期から昭和期に入っては減少傾向であった。これは工業都市への人口流出や、兵役に従事する者が増大したためである。一方、昭和二〇年の大幅な人口増加は、疎開家族の移住、外国人労務者の定住によるものである。

五 自由民権運動

自由の芽生え

旧体制が崩壊し、新体制の定着が完全でなかった時点では、多くの混乱が生じている。戸長の選出方法、村会をめぐる問題などは、村を支配する旧勢力に対する反抗で、その中心は農民階層であっ

た。このような農民の反抗勢力は各村落で起こり、しだいに発言力を増し、村内が満足に統治できないまでになった。いわば農民意識の目覚めと、それにもなう民権の回復である。

明治七年（一八七四）ごろ、板垣退助を中心とした自由民権運動は各階層へと拡大し、やがて全国的な政治運動となっていた。それとともに政治結社がたかまり、同一二年（一八七九）には県下にも新聞・雑誌発行の機運がみなぎって、演説団体の育成も意図された。この時期に周辺地域での結社は、前山親睦会（武儀郡笹洞村）・濃飛共立社（可児郡兼山町）があった。その後、同一四年（一八八一）九月には、濃州五郡の有志による政治結社が推進されたが、これが濃飛自由党であった。

濃飛自由党は黨員二〇〇余名といわれ、この地方では中津川を中心として盛んであったが、太田でも一部にその風潮がみられた。しかし演説内容が集会条例や刑法に触れ、処罰を受ける者も続出し、やがて解散させられ、非政治結社として偽装の活動を行うこととなった。

自由民権を唱える在野の政治結社に対応して、政府党の立憲帝政党が結成されたのは明治一五年（一八八二）であった。政府支持の下に黨員の募集活動がなされ、県の大書記官も加入勧誘を推進したが、県下ではあまり表面化せず終わっている。

このころ最も盛んであったのが愛国交親社の活動である。この民権結社は、細民層を基盤としたため農村階級にも浸透し、小作農民層の支持を受けることとなった。選挙による幹事選出を目指した極めて民主的な組織で、愛知・岐阜・三重・静岡・長野などで、二万八〇〇〇人の加入者があったといわれている。そして免税・徴兵の免除、扶持米給与を旗印に、政治の焦点を貧者に置く運動を展開していった。

これら政治結社の言論活動は、各地で政談演説会の開催となつて発展したが、岐阜演説社の組織設立もあつて、演説雑誌の発行も計画された。当時の記録に、「関口議官巡察復命書」があり、それによると、明治一五年（一八八二）一月―十二月に、県下で開催された演説会は五〇回、一八箇所に及び、演説者六七人、聴衆一万一〇〇〇名となっている。この地方では恵那郡内が最も多く、武儀郡内でも行われているが、そのほかの地域では開催されなかった。その後は官憲の厳しい弾圧によつて、しだいに低調な歩みとなつていった。

加茂事件

維新以来、急速な増加となつた人口は、商品経済の発展をもたらししたが、一方では政府の強引な貨幣整理の断行によつて、やがて深刻な不況を招来することとなり、特に米価の暴落が大きな社会問題となつた。米の価格は各地域によつて異なつていたが、明治一四年（一八八一）以降下落を続け、同年の指数を一〇〇とする、一七年には四〇から三〇にまで落ちた。物価の急落はそのほかの産物にまで及んだが、政府はこの不況下でも、地租などの諸税の徴収を緩めることなく、一層厳しく取り立て、さらに煙草税などの増税を実施した。このため農民は、従来の三倍の米を売つて、税の完納に務める必要に迫られていった。

生活の窮乏は税の滞納者を激増させ、農民の中には土地を手離さざるを得ない農家も多くなつてきた。収入が半分以下となり、生活が窮乏に追い込まれば、土地の転売も余儀ない方策であつた。この状況を当時の「岐阜日日新聞」は、「各村々とも草根木皮を食し、米麦を食するもの稀なる程なり」と報じ、加茂郡内についても「三度の食事も致しかね、僅かの家財を売り尽くして、親子は漸く摺鉢にて三合程の粥をすすり、惨憺憐むべき境遇に立至る」と伝えている。

生活のひつ迫は農家に限らず、商工業者にも広く及び、やがて種々の不穏な社会不安を生み出すこととなつた。関

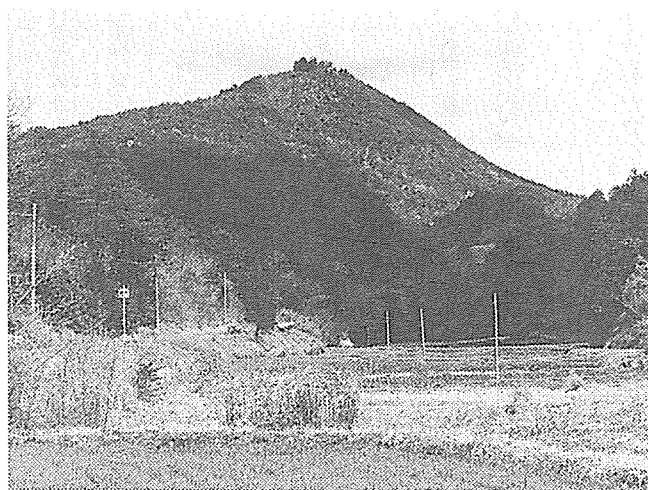
東における群馬事件、中部の飯田・名古屋・加茂事件などである。このうち加茂事件は、愛国交親社の指導のもとに起こった農民騒動で、“東濃暴動”とも呼ばれる美濃加茂事件となって発展していった。

このころ加茂・可児郡内では丸山講という宗教団体に人気が集まっていた。この教会は「加入すれば徴兵・税金・悪病からまぬがれる」と宣伝し、公然と反政府的態度をとる新興宗教であり、特に地租軽減策が農民の心を強くとらえていた。そしてこれの起爆剤の役目をしたのが愛国交親社であった。

愛国交親社は国会の開設請願、民権拡張と愛国主義を掲げた結社であったが、三と八の日には撃剣会を開いて、社員の指導にあたるという過激集団で、武士くずれ、小作農民、車夫、やくざなどの職業の人々からなっていた。そして幹部は、不穏な情勢にあった加茂郡内に潜入し、激しい演説をしながら農村を回って一揆に立ち上がらせた。

明治一七年（一八八四）七月二三日、川浦村・伊深村・加治田村を中心とした農民は、刀・竹槍・鎌・鋤などを持っていつせいに蜂起し、各戸長役場に押しかけた。そして、

- 一 地租を一〇〇分の一に引き下げることを。
- 一 地租以外の諸税を廃止すること。
- 一 徴兵令を廃止すること。



山之上富士

の三つを県庁に強願するよう要求した。その間に川辺村・上川辺村・下川辺村や羽生村の農民もこれに呼応し、その人員は四〇〇〇五〇〇名にもなっていた。

一揆は、山之上村の富士山に本拠を置き、別働隊は加治田交番所焼き打ちに出動していったが、警察ではこの事を知って、太田・関・岐阜方面の警官隊を動員し、これに反撃を加えて数十人を逮捕した。警官隊に追われて敗走した農民は、富士山に集まって石を運び、防塞を作って立てこもったが、既に人員も二五〇〇二六〇人に縮小していた。そして包囲された農民の抵抗も二・三日が限度で、やがて裏山伝いに逃げる者、捕らえられる者など一揆は解散させられ、五七人の処罰者を出してこの事件は落着いた。一揆の首謀者は名古屋鎮台を襲って武器を奪い、反政府の旗上げを計画していたともいわれている。

処罰者五七人のうち四人が川辺村・上川辺村出身者であったが、刑の内容は

一 兇徒の勢を助けた者 一名

一 兇徒に随行した者 二名

一 刑不明 一名

で、比較的軽い刑罰であった。ちなみに五七名の内訳は、

加茂郡 四八名 可児郡 四名 羽栗郡 一名

丹羽郡（愛知） 一名 西春日井郡（愛知） 三名

で、重い者は一〇年からの刑期が課せられた。

自由民権運動の残したものは、具体的成果もなく自然に衰退していった。しかし、それは政治的運動のれい明を告

げるものとして、大きな意義を持ち、次代の訪れを告げる政治運動の母胎的役割を果たしてもいた。

第五節 民生と治安・災害

一 医療施策

郡医会

明治四年（一八七二）文部省は種痘規則を發布したが、これにより従来自由に行われていた種痘は、今後文部省の免許を必要とした。加茂郡内の種痘所は、太田（美濃加茂市）・細目（八百津町）・上飯田（八百津町）・神土（東白川村）の四か所に設置され、いずれも種痘社と称した。以後この四社を中心として医師の会合が持たれ、種痘に限らず、相互知識の交換・研究が行われるようになった。これが加茂郡における医会の発端である。

医師と助産婦

明治七年（一八七四）の加茂郡内の医師は四〇名であった。これらは江戸時代から受け継がれた医术によって治療に務めていたが、あくまで個人医療の域を出ていなかった。この時期における川辺町在住の医師は次のようである。

下川辺村 有本歌吉 有本玄二

石神村 青山宗沢

比久見村 井上順碩

下麻生村 長沼柳元

その後、開業医師組合が一郡市一医会を限って設立されることとなり、加茂郡においても明治四〇年（一九〇七）三月、数名が発起人となって加茂郡医師会が成立した。そのときの推進者に川辺町在住の医師奥村茂の名が見える。これ以降、町村医は郡内で二三人が嘱託医として、種痘・伝染病の防止にあたったが、学校医は二二人であった。川辺町内及び学校医の医師は次のようである。

川辺町 奥村茂 武市秀英

上米田村 山田実三郎

下麻生町 森淳之助

三和村（鹿塩） 山田実治

なお町内での病院は、恩賜財団済生会による救療事業としての、開業医師委託の病院が中川辺にあった。これが通称齊衆館せいしゅうかんといわれた病院で、現在の川辺第一保育園に昭和前期まで存在していた。

助産婦は、大正年代に入って保健上重要な職業であることが認識され、大正十一年（一九二二）には免許制度が制定された。そして各地に二年制の産婆学校が設立されたが、助産婦と名称が定められたのは戦後のことである。

一方、民間治療として、鹿塩字論田には、単純泉にして温度一四度の鉱泉があつて、皮膚病に効能ありと古くから伝えられてきた。当時は一坪程度の池で、深さ一メートル余り、底辺は水成岩で多量の水が湧出し、薬用や浴用に利用していた。

二 保健衛生・福祉厚生

保健衛生

大正期の第一次大戦以降、地方にも保健衛生調査会が設置され、国民保健の増進を目的とした行政が推進されていった。現在の保健所の前身である健康相談所が設置されたのは、大正末期から昭和初期にかけてのことである。相談所は、昭和十二年（一九三七）四月の保健所法の制定により、各地に保健所設置の促進をはかることとなったが、これにより、管轄区域内の住民の健康指導がはかられていった。

保健所は、全国で四九か所設置されたが、岐阜県では同一三年（一九三八）に、はじめて太田保健所が設けられた。その後、高山・大野・萩原・関・岐阜・大垣・多治見・恵那と順次設置され、業務内容も体力管理・母子衛生・栄養改善・結核予防など多岐にわたるようになった。

岐阜県は、先に各郡に郡医を置き、それに続いて各医会の組織を制定したが、それとともに衛生会規則を布達した。衛生会とは、衛生全体を視察して住民の健康保持を目的とした会であった。一方町村には、町村衛生委員を設けたが、その事務取扱いは次のようであった。

- 一 出産・死亡・婚姻等の員数を取調べる

保 健 所 名		設置許可年月日	開所年月日
太田	（現在加茂）	昭和十二年二月二〇日	昭和十三年五月一日
高山	（現在加茂）	〃 一五・一一・一八	〃 一六・一〇・一
大野	〃	〃 一六・一一・四	〃 一八・二・一
蘇原	（昭和三年廃止）	〃	〃 一八・二・一
関	〃	〃 一八・一一・二五	〃 二〇・二・一
岐阜県中央	（現在伊奈波）	〃 一九・九・三〇	〃 一九・一〇・一
大垣	〃	〃 一九・九・三〇	〃 一九・一〇・一
多治見	〃	〃 一九・九・三〇	〃 一九・一〇・一
恵那	〃	〃 一九・九・三〇	〃 二一・一・一八

（岐阜県史近代）

- 二 市街・通路・井戸・水道・下水・便所・肥溜・芥溜のこと
 - 三 学校・病院・囚獄・旅店または芝居場・湯屋のこと
 - 四 市場・畜場・屠場のこと
 - 五 腐敗した魚鳥獣肉・蔬菜・不熟果物のこと
 - 六 飲水・氷・牛乳のこと
 - 七 毒薬・劇薬・贗薬・墮胎薬・売薬のこと
 - 八 飲食物・玩弄品・着色料のこと
 - 九 埋葬場の地形、火葬場建築のこと
 - 一〇 悪症伝染病予防のこと
 - 一一 種痘及び天然痘予防のこと
- また町村衛生委員は、コレラ・腸チフスなどの伝染病が発生した場合、掃除・飲食・消毒について指導することが課せられていた。

衛生組合・種痘

衛生組合は、明治三十一年（一八九八）以降各町村に設置されたが、一町村一組合から、一町村複数組合もあつて、必ずしも一定ではなかった。設立年月は、川辺町の三十一年六月をはじめとして、三二年～三五年までには、郡内の衛生組合はその殆どが設立されたが、太田のみは四三年二月であつた。

川辺町の衛生組合は各区に設置されたが、設立年月と組合数は次のようである。

川辺町 明治三十一年六月 五（下川辺 西栃井 中川辺 石神 上川辺）

上米田村 明治三一年七月 四（下飯田 福島 比久見 下吉田）

下麻生町 明治三二年九月 三（下麻生二 中麻生）

三和村 明治三一年八月 三（鹿塩一含む）

これら組合の役員には、組合長・組合副長・世話掛を置いて任期は二年、主に伝染病の予防・消毒を行って、衛生思想の高揚に務めたが、特に春秋二回の清潔法（大掃除）の実施に重点が置かれた。

種痘は、江戸時代に加茂郡内でも一部実施されていたが、一般には十分に普及せず、明治に入って種痘法の励行によって、ようやく浸透するに至っている。春秋二回実施されたが、川辺町における大正六年（一九一七）のその実施人員は次のようである。

種痘に関する記事で『下麻生郷土誌』によれば、「明治四五年第一期種痘定期ニアルモノ七十七人、内種痘ヲ受ケタルモノ六十七人ニシテ、善感六十五人、不善感二人、疾病其ノ他事故ニ依リ猶予シタルモノ十人、第二期定期ニアルモノ七十一人、内種痘ヲ受ケタルモノ七十一人ニシテ、善感六十二人、不善感八人ナリキ」『川辺町史史料編上巻』とあつて、その実施率の高いことを物語っている。

伝染病 明治一三年（一八八〇）七月に、コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・痘瘡の六種を法定伝染病として指定し、その予防法についての規則が布告された。当時加茂郡内での、主な伝染病の発病患

者は次のようであつた。

赤痢（明治四一年～大正六年）

患者数 二八九 死亡者数 四八

腸チフス（明治四一年～大正六年）

患者数 二一〇 死亡者数 五〇

ジフテリア（明治四一年～大正六年）

患者数 一二八 死亡者数 三九

これら病気の予防法としては、年二回の清潔法、患者の隔離、物品の熱湯消毒、小動物の駆除、会合飲食の自制、生水使用の厳禁などであった。

結核予防については、大正四年（一九一五）岐阜県結核予防協会が創設され、予防知識の普及がはかられたが、各郡市にも診断所を設置して無料検査を行った。これら予防法はかなり厳しく実施されたことから、当時結核患者がいかに多かったかを物語っていた。

隔離病舎

伝染病、主に天然痘が発生した場合、患者は民家付近の山林内に小屋掛をして、（これを疱瘡小屋と称した。）ここに隔離しその回復を待った。その後専門病舎建設の機運が高まり、各町村とも隔離病舎建設が推進されていった。加茂郡の病舎は次表のようであった。

このうち、川辺町の病舎は中川辺地区に、下麻生町のそれは下麻生地区に建設された。鹿塩地区については、三和村のうちの一個所が該当するが、上米田については病舎が建設された記録はない。

救済制度

明治七年（一八七四）一二月、政府は救護法ともいえる「恤救規則」を制定したが、これを基礎として公的扶助は、大正・昭和と発展していった。この恤救規則は次の五項目から成っていた。

種痘実施人員

町村名	第一期	第二期	計
川辺町	一三二	一六〇	二九二
上米田村	七〇	四八	一一八
下麻生町	八〇	六三	一四三
三和村（鹿塩）	六〇	四一	一〇一
計	三四二	三二二	六五四

隔離病舎一覽表

町村名	敷地 坪数	建 坪数	物 棟数	病 坪数	室 室数	收容見 込人員	建設年月日	建設費
太田町	九四二	九三	六	五四	七	一二	大正二年六月	三、一五八 ^円
古井村	八四	二三	二	一三	六	一〇	明治三九年九月	一五六
山之上村	四〇〇	九六	六	三七	九	二〇	明治四二年三月	三、二七〇
蜂屋村	四三三	八二	八	五〇	二八	二〇	明治三五年五月	二、三五六
坂祝村	三五二	九三	七	三三	一一	二〇	明治三六年二月	二、二〇三
田原村	七九	三八	二	一四	五	一〇	明治二九年八月	二五〇
富岡村	一、一三二	四一	六	二四	一〇	一〇	明治三一年九月	六五〇
三和村	二六六	四一	三	二五	七	一八	明治二五年一ヶ所 明治三五年一ヶ所 明治三六年一ヶ所	四二〇
川邊町	四一四	七八	七	三六	一八	一八	明治三四年一月	二、四七七
八百津町	二七〇	四七	四	二九	六	一八	明治三四年六月	一、〇五六
西白川村	三三三	八九	一二	三五	一二	二〇	明治三七年七月	二、四四六
東白川村	四六七	八〇	七	三六	一三	二〇	明治三六年五月	二、五四八
佐見村	三〇〇	九一	七	三九	一四	二七	明治三七年二月	一、七五三
加治田村	三〇七	八六	七	一五	五	五	大正四年四月	二、七六八
下麻生町	五五七	九九	九	三六	一八	一八	大正二年九月	三、〇六五

一 極貧の独身者で廢疾にかかり職業につけない者へは、一か年に米一石八斗を給与せよ。但し、独身でなくても七〇才以上一五才以下で廢疾にかかり窮迫の者は本文に準じて給与せよ。

一 極貧の七〇才以上の独身者で、重病或いは老衰のため職業につけない者には、一か年米一石八斗を給与せよ。但し、独身でなくても七〇才以上一五才以下で重病或いは老衰して窮迫の者は、本文に準じて給与せよ。

一 極貧の独身者で疾病にかかり職業につけない者には、一日に米を男は三合女は二合の割合で給与せよ。但し、独身でなくても七〇才以上一五才以下で病氣にかかり窮迫の者は本文に準じて給与せよ。

一 極貧の独身で一三才以下の者には、一か年米一斗を給与せよ。但し、独身でなくても七〇才以上一五才以下で窮迫の者は本文に準じて給与せよ。

一 救助米はその土地の前月の下米相場で石代を下げ渡す事。

この恤救規則は、一応救貧法規としての規定を備えていたが、救済範囲は極めて限定されていた。しかし、従来の救済が米などの現物給付であったのに対して、金銭給付になったことは画期的なことであった。

明治二四年（一八九一）一〇月二八日、本巢郡根尾村を震源地とした濃尾大震災が発生した。当川辺町でも被害が多く、被害救助の金品が贈られてきた。その総金額は、

川辺町 三二六五円七三銭三厘

上米田村 二五三〇円六八銭

となっており、主に恩賜金・国庫支出金・備荒貯蓄支出金・有志義捐金などからなっていた。

この災害を契機として、罹災救助基金制度が発足し、一方では市町村罹災救助資金制度が、大正四年（一九一五）

二月に新しく定められた。そして昭和四年（一九二九）四月には、公的扶助を内容とした「救護法」が制定された。第二次世界大戦が始まると、戦時下の国民生活保護の目的から、母子保護法（昭和二年）・軍事扶助法（同年）・医療保護法（同一六年）・戦時災害保護法（同一七年）などの救済法が法制化されていったのである。

三 警察・消防

初期の警察

岐阜県の警察は、明治四年（一八七一）一二月に、県庁に聴訟課を設置したことにはじまる。当初聴訟課内には裁判と警察の両者が併設されていたが、その後、書記掛・監獄係・警護係・逮捕係などが設けられていった。

別に同四年一二月、警察官として捕亡手、さらに翌年三月には捕亡下調を設置して、探索ならびに逮捕の任にあたせた。一方同年六月には、県下九か所に捕亡方を配置して、受持区域を巡視させたが、これが警察署を配置する端緒となった。しかし明治六年（一八七三）四月には、捕亡手および捕亡下調を廃止して捕丁の名称に改め、ついで六月には、すべて番人と改称されて、全国警察制度統一の第一歩を踏み出した。

警察制度

明治六年（一八七三）十一月、県内の主な町村に取締局二六か所と、その付属局一二か所を設置し、県内の治安と警察力の充実がはかられた。そして取締局・付属局には、それぞれ正副取締方、番人小頭および副役・番人が配属されたが、川辺町は第二三番加治田取締局（富加町）・細目付属局（八百津町）の管轄となった。

正副取締方などの職務内容は次のようである。

(一) 正副取締方

○ 警護掛に代って註違の犯人を処断する。

○ 事件の節はまず事の大小・緩急を図り、処置について警護掛の指示を受けるか、あるいは自から処断して後に警護掛に申告する。

○ 番人に諸規則を遵守せしめ、施行の徹底を図る。

○ 時々区内を巡視して番人の勤務状態を監督する。

○ 他の管轄にかかわる事件、往復文書などは、かならず警護掛の指揮を受けて執行する。

(二) 番人小頭および副役

○ 取締方の指揮を受けて番人に伝え、番人から申請のある場合は取締方に告げて指揮を受ける。

○ 時々区内を巡視して番人の勤務状態を調べ、異常のある場合は取締方に報告する。

○ 日々番人の出勤を点検する。

○ 一区内番人の月給および給備物の受渡しをする。

○ 日勤ならびに区内番人中より惣代を撰び、毎月適宜日を定めて集会し、事務に異同ないよう協議を尽くす。

(三) 番人

○ 区内人民の健康権利を保全し風俗を正すをもって務めとする。

○ 区内の住民・通行人の救護。

○持区内の大小往来筋を熟知する。

○持区内の戸口・男女・老幼およびその職業、平生の氣質を詳知し、怪しいと認めるときは常に注意して挙動を觀察する。

○巡邏中職務に関する大小の事件は、逐一手帖に記して取締方又は小頭に報告する。

○非常の時は非番でも合図があるか、または臨時呼出を受ければ、早速其の場に駆付ける。

明治七年（一八七四）五月になると、従来の取締局が改められて、県下に屯所二か所、見張所二か所が設置された。さらに翌八年四月には、取締屯所を廃止して警察出張所となり、その後、同九年五月に岐阜・大垣・上有知・御嵩の四か所に区裁判所の設置から、警察出張所は太田から御嵩に移った。翌一〇年二月、これまでの警察出張所ならびに屯所の名称を廃止して、警察署および分署と改められた。

その後も警察機構の再三の改正によって、本署の所在地は太田―御嵩―太田と三転したが、明治三年（一八八九）八月の町村制の施行によって行政区画が変更となり、当地方は太田警察署八百津分署の管轄となった。しかし大正五年（一九二六）七月の改正によって分署制度が廃止されると、八百津分署は八百津署に昇格したが、昭和二年（一九三六）十一月の機構改革によって廃止となり、以来この地方は太田警察署の管轄となった。

巡査駐在所

警察制度の発足とともに川辺町内には川辺村・上米田村・下麻生村の三か所に駐在所が設置された。当時は交番所と呼称されたが、『川辺町史史料編上巻』の郷土誌の項目には、次のような記述がある。

下麻生巡査部長派出所（太田警察署管内）

(イ) 位置 下麻生町字綱本道上二〇四七番地ノ一二有リテ、明治四十二年十二月ノ新築ナリ

(ロ) 沿革 明治二十一年初メテ巡查駐在所ヲ設置セラレ、石田多門氏赴任爾来十数人ノ転任アリシガ、明治四十一年五月ニ至リ部長派出所ヲ置カルル事トナリ、巡查部長田中末吉氏赴任セラレタリ、明治四十四年同氏太田警察署へ転任トナリ、後任トシテ藤沢宇一氏赴任セラレ現今ニ及ベリ

川辺駐在所

明治二十二年二月十六日警察事務ノ開始ト共ニ、中川辺区市街ノ中央ニ設ケラレ、モト交番所ト称ヘタリ

上米田駐在所

警察署ハ太田警察署ニシテ、比久見区ニ巡查駐在所アリ

このうち川辺駐在所は、その後部長派出所となり、上米田駐在所は、比久見地区から福島地区へ移転となった。

戦時下の警察

昭和一四年（一九三九）ごろから警察制度も一段と戦時色を濃くしていった。そのため機構も戦時体制を推進させるために順次改革された。特にこの時期には警防課が新設され、防空・警防・災害・航空などを主管することとなった。これらは太平洋戦争のぼつ発とともに、それに即応した改正が行われたが、主な分掌事項は次のようであった。

警 務 課	警衛警備	銃砲火薬	狩猟
特別高等警察課	出版	新聞	労働争議
輸 送 課	交通取締	車用燃料	その他輸送
経済保安課	物資物価取締	経済情報	石油消費規正
警 防 課	防空	警防	災害
			非常及総動員警備
			航空取締

刑 事 課	犯罪予防 捜査 保護少年 違警罪 選挙犯取締
国民動員課	国民勤労働員及監督指導 労務需給調整 職業補導並授産 国民登録 国民徴用 就職斡旋
保 険 課	健康保険 労働者災害扶助 労働年金 船舶保険

初期の消防組

消防は、江戸時代には火消組と称し、各地の城下町や宿駅などに設けられていた。明治年代に入ってもこの制度は受け継がれたが、明治十一年（一八七八）十一月消防準則の制定により、従来の火消組は消防組と改称され、さらに消防組規則の公布によって、その地位が与えられたのであった。

当時の消防手は、頭巾・法被・腹掛・股引を着用し、消火器具としては、高張提灯・梯子・旗・纏・龍吐水・鳶口などであった。このように明治中期ごろには、各町村に消防組が設置されていたが、まだ私設消防組の域を出ていなかった。

消防組合

明治二七年（一八九四）二月「消防組規則」が公布され、各市町村にも「消防組」が設置された。これら消防組には組頭一人・小頭若干人を置くことが定められたが、すべて警察の管轄下にあった。その後この規則は時局の変遷によって改正されたが、昭和十四年（一九三九）七月の「警防団令」の公布によって廃止となった。

消防組の器具・設備としては次のものが指定された。

（火防用器具）

纏・旗・高張提灯・提灯梯子・鳶口・雲龍水・水龍・斧・鋸・掛矢・雁又・鉤縄・玄蕃桶・消札

（水防用器具）

旗・高張提灯・提灯・掛矢・鉾・斧・鋸・鉄槌・鳶口・鎌・鉋・鋤・鋤簾・土箕・荷棒・蛸槌・杭・明俵・纏・薙・松明

この後消防組は、大正年代末頃になって常設消防へと移行し、装備も近代化されるようになった。すなわち自動車ポンプの導入によって、消防力の強化がはかられたのであった。

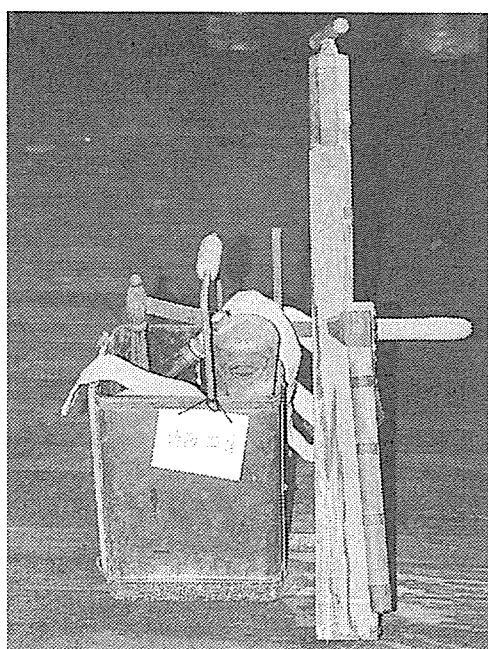
川辺の消防

当初の消防組は町内各地に設置されたが、小規模のもので、多分に自警的なものであった。川辺町の消防規則に基づいた警察管轄下の消防組は、明治末年から大正初年にかけて設置された。

これら組合には常設の組員は置かず、緊急時の出動召集体制がとられていたが、これとは別に、各地区に消火隊が組織されていた。その名称は当初は消火隊と呼ばれていたが、昭和五年（一九三〇）頃になると、警防隊・警備隊などと名称が変更された。西柅井自衛組・中川辺警備隊・上石神自警隊などである。これらは地区によっては、神坂自警隊・御座野自警隊のように、小地域に区分されていた地区もあった。

同時代の昭和二年（一九二七）には、婦人による消防隊も地区によって設立された。下川辺婦人自警隊・石神婦人警防隊・鹿塩婦人

消防組合			
名 称	組数	人 員	設 置 年 月
川辺消防組合	二	一二〇	明治四五年二月七日
上米田消防組合	一	八〇	大正元年一月七日
下麻生消防組合	二	一一〇	明治四五年二月七日



消防器具（西柅井）

警備隊などである。これらの婦人による組織は、時局の推移とともに自衛的手段として組織されるようになった。そして戦時下となつて男性不在となるに及んで、全町内に小規模の婦人消防隊が設立されていった。

前表の消防組合は、その後消防組防護団となり、さらに昭和一四年（一九三九）二月になつて、警防団令の公布により川辺警防団・上米田警防団・下麻生警防団として発足した。そして団員全員に辞令が交付されて、二八年の組合の歴史に幕を閉じたのであつた。

水防組合

水防問題は、木曾・長良・揖斐三大川と、飛騨川をはじめ多くの支流を持つ岐阜県にとっては、往古から重要な課題であつた。江戸時代には各藩が、それぞれの水防制度を定めて対処してきたが、制度自体が解体した維新後も、各地には慣例による水防組合が存置されて、出水に備えてきた。

明治一一年（一八七八）三月、県は「水防規則」を設定して、水害のおそれのある町村はこれに準ずるよう布達した。

水害復旧工区区域			
工区位置		分工区位置	
第一工区 各務郡那加村	第二分工区 加茂郡太田町	加茂郡	各町村
	第三分工区 土岐郡土岐津町	土岐郡 可児郡	各町村 豊岡村 池田村 小泉村
	第四分工区 恵那郡中津川町	恵那郡	各町村

た。これによると水防組は、その地域を管轄する警察署に属して監督を受け、組頭・副組頭各一人、小頭三人を置く、そのほか水番・坎番・目標持を置くことになっている。また組員は常員・予備員

を持って構成し、出水の度に順次出動するよう規定されていた。これにより組織が改変され水防体制も強化された。

政府は、明治二十九年（一八九六）四月に「河川法」を公布し、その中で水防に関する規定を設けた。さらに同三〇年二月には、水害復旧工事事務所を設置し、管轄区域が定められたが、川辺町は第一工区の第二分工区に属していた。

一方、水害予防の方策として、水害予防組合が結成されたが、これは主に西濃地区を対象に重点が置かれた。そのほかには、水防施設として県内の主な河川に水位調査所が設けられ、河川の水位調査が行われた。この水位調査は、大正十一年（一九二二）三月「河川水位調査規定」が制定されたことにはじまるが、水量調査は飛騨川流域の下麻生調査所のように、既に明治四五年（一九一二）に開始されていた。

水位調査規定の概要は次のようであった。

○水害予防および水量調査のため河川水位調査を行う。

○調査は水位標柱により調査員が行う。

○水位調査は平水位・高水位の二種とする。

○平水位調査は毎日午前一〇時に行い、その都度平水位調査表に記入する。高水位調査は、警戒水位に達した時から平水位に復するまで毎時行い、その都度高水位調査表に記入する。

○平水位・高水位調査表は、翌月五日までに県庁に送付する。

○調査員は出水警戒水位に達した時、または出水のおそれありと認めた時は、電報または電話により県庁および指定場所に通報する。

○調査員は水位標柱の流失または破損したときは、速に県庁に報告する。

下麻生調査所における調査記録は次のようであつた。

一 氣候 中和ニシテ夏季ト雖モ華氏九十五度以上ニ騰ルコト少ナク、冬季ハ降雪少ナクシテ華氏二十五度以下ニ降ルコト稀ナリ

二 氣象 本町大正元年中ニ於ケル成績ヲ示セバ次ノ如シ

一ヶ年間		風雲		雨量		温度	
日照日数	二二三三	平均雲量	五・七二	平均雨雪量	七耗四分二厘	平均	一五度一分一厘
曇日数	九一	同 風力	和風	最多降雨量	九一耗五分	最低	六度五分
降雪日数	三	最多風向	南東			最高	三四度九分
降雨日数	三八						

水位調査所（岐阜県史近代）

河川名	調査所名	標柱位置	警戒水位 メートル
木曾川	福島調査所	長野県西筑摩郡福島町	一・二〇
〃	八百津調査所	加茂郡八百津町字北舟	四・〇〇
〃	太田調査所	同 太田町字中町	六・〇〇
〃	笠松調査所	羽島郡笠松町字藤掛	五・五〇
可児川	広見調査所	可児郡広見町大字津島	二・〇〇
飛驒川	萩原調査所	益田郡萩原町大字萩原	三・〇〇
〃	下麻生調査所	加茂郡下麻生町字寺町	六・〇〇
馬瀬川	金山調査所	武儀郡金山町字横町	四・二〇
土岐川	多治見調査所	土岐郡多治見町字西北畑	二・五〇
長良川	稲成調査所	郡上郡相生村大字稲成	二・五〇
〃	美濃調査所	武儀郡美濃町字港町	三・〇〇
〃	岐阜市上ヶ門調査所	岐阜市上ヶ門	三・〇〇
〃	墨俣調査所	安八郡墨俣町渡船場	四・二〇

三 水量 大正元年中ニ於ケル飛驒川量水所觀測成績次ノ如シ

一ケ年間

最高水位 二六尺八寸

最低水位 五尺六寸

平均水位 二尺七寸二分

四 觀測 明治四十五年四月一日ヨリ、飛驒川沿岸ニ水量觀測所ヲ設置セラレ、同年六月十二日ヨリ氣象觀測所ヲモ併置セラレタリ、其ノ位置觀測方法及觀測委員次ノ如シ

(イ) 位置

(一) 量水所 本町対岸本郡上米田村大字下吉田和泉

(二) 氣象觀測所 本町字綱本道上二〇四七番地ノ一ニアリ

(ロ) 觀測方法

毎日午前十時二一回左記ノ通り觀測ス

(一) 乾球度

(二) 雨雪量

(三) 天候

(四) 雲量

(五) 風向

(六) 風力

(七) 霜の有無

(八) 雪ノ深サ

(九) 最高温度

(一〇) 最低温度

(一) 平均

(二) 較差

(三) 最高現度

(四) 最低現度

(五) 植物ノ生育狀況

(六) 氣象ニ關スル記事

(ハ) 設置以來ノ觀測委員 下麻生町書記 前島新一

警防団

昭和一四年(一九三九)一月「警防団令」の公布により、従来の消防組は新たに防空・警戒の任務にあたることとなった。これにより戦時下の国土防衛の任務にあたることとなり、同年四月までには各市町村に

警防団が結成された。一方、防空法も改正され、

① 空襲の目標になり易い重要な施設や物件の色や形をかえて、敵機からの発見を困難にするため、土蔵の白壁・工場の屋根などに黒墨を塗る。

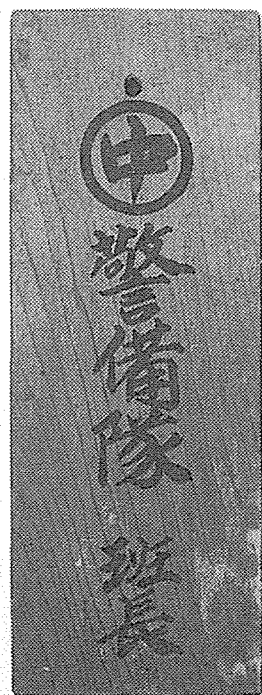
② 爆弾の直撃や破片、爆風にたいして人体や物件を防護するために、防空壕を掘ったり、防空壁・屋根を補強する。などが実施されたのはこのときであった。

警防団の指導のもとに、各地区や町内会単位に防空演習が行われるようになり、そのため、縄はたき・バケツ・砂袋が各戸に備えられた。そして一人一人に防空頭巾の携行が義務付けられたのであった。

川辺町内にも各地区単位に防護団の体制がしかれ、その下に警備隊が組織された。そして班長が互選されて、警報時には各班長が町内を巡視した。写真の木札はそのときに当番制班長として回付されたものであった。

当時の燈火管制は厳正で、光線を完全にさえぎるものとして、黒布を各電球に取り付けたが、光線が外部に漏れることを厳しく取締られた。したがって、雨戸がある場合はそれを用い、ガラス戸・障子のみの家は特に注意が必要であった。一方、中川辺地区には、防空監視所が白扇酒造KKの敷地内に設置されて、日夜警戒体制がとられた。

太平洋戦争が本土決戦の方向にむかうと、都市では道路拡張による住民の強制疎開が実施された。それとともに都市小学校の集団疎開も推進され、山間町村の寺院では学童が集団生活を行うようになった。当町では禅原寺（西栃井）が名古屋市から



警備隊木札

集団疎開の学童を受け入れている。

四 災害

濃尾大震災

明治二十四年一〇月二八日午前六時三七分、美濃地方一帯から愛知県北西部にかけて、マグニチュード八・四というかつてない大地震が襲った。これが濃尾大震災で震源地は本巣郡根尾村能郷。県下の死者は約四九〇〇人、負傷者約一万三〇〇〇人、家屋全壊七万一〇〇〇余、半壊四万七〇〇〇余であった。「上米田村震災小誌」には次のように記されている。『川辺町史料編上巻』

「明治二十四年十月二十八日午前第七時地大ニ震ス、此ノ震災ヤ濃尾両州ノ激震ニシテ、殊ニ濃州本巣郡根尾谷筋其最ナルモノニシテ、地盤ノ陷落シテ溜水ヲ湛ヘ、田面ノ割裂シテ泥水ヲ噴キ、其他堤防ノ決壊家屋ノ倒潰等ハ枚挙ニ遑アラス、就中岐阜・大垣・竹ヶ鼻・笠松・関等ハ家屋ノ倒潰、人畜ノ死傷最多ク加之祝融其威ヲ逞クシ、市街殆ト烏有二属シ濃州屈指ノ市街多クハ焼失セリ

本郡ハ西部二位セル太田町・酒倉・取組・勝山・黒岩・大杉・深萱・迫間・肥田瀬・大山・大平賀・滝田・鑄物師屋・市平賀・稲口等ノ諸村殊ニ甚シク、人畜ノ死傷十ヲ以テ等シ、家屋ノ倒潰百ヲ以テ計フルニ至レリ、然レドモ東部に至ルニ從ヒ其害漸々軽減セリ

本村ハ即チ郡ノ中央二位セルヲ以テ、被害ノ度モ西部ノ如ク甚シカラス、亦東部ノ如ク軽カラス、茲ニ其概略ヲ記述セシニ同日ハ天晴氣清ク、所謂秋日和ノ氣候ニシテ神氣爽快ナリシガ、忽然轟声ヲ聞クヤ激烈ナル震動ヲ起シ、障

子外レ壁落チ驚愕措ヲ失シ、多クハ老幼ヲ扶ケ竈火ヲ収ムル等ノコトニ意ヲ留メズ、各自戸外ニ走出テ他ヲ顧ミル逞ナク、只周章狼狽スルノミ、然ルニ激震ハ数分時ニシテ止ムト雖引続キ数回ノ震動アリテ、十月三十日迄ハ毎日百回以上、二十九日ノ如キハ三百十八回ニ至ル、十一月六日迄ハ毎日五十回以上、同十日迄ハ四十回以上、同十七日迄ハ二十回以上、以後漸々回数ヲ減スト雖モ、年末ニ至ル迄一日トシテ震動ナキハ殆ト希ナリキ

家ニ入ルモ座ニ安スル能ハス、婦女子ノ如キ震動毎ニ家外ニ走り出ルコト、日ニ其幾回ナルヲ知ラス、炊飯ノ火ヲ焚クモ心安カラス、炊事中震動ニ逢ヒ其火ヲ消セシコト又幾回ナルヲ知ラス、而シテ本村内被害ノ状況ハ家屋ノ傾斜シテ転覆セントスルモノ、戸障子ノ開閉シ難キモノ、壁土ノ剥落セルモノ、屋根瓦ノ落墜セルモノ等ハ往々見ル所ニシテ、又耕地堤防等ノ亀裂セル石垣ノ崩壊セル神社ノ石燈籠、仏寺ノ石塔等ノ転倒セル、飛驒川沿岸ノ所々崩壊セル等、一朝激震ノ為メニ忽眼界ノ光景ヲ一変セリ……」

震災記録は川辺村のものもある。それによると既に田畑で農作業に従事している者、あるいは朝食中の者もあつて、激烈な震動は屋根瓦の散落と壁土を破壊し、老幼男女のろうばいぶりを記述している。さらに家屋の倒壊、田畑の陥没、橋の破損あるいは石垣・山・堤防の崩壊や、濁水の噴出、井戸水の枯渴を伝えているが、幸い圧死重傷等の被害はなかったと記されている。恐らく人々の混乱は筆舌につくしがたいものがあつたのであろう。

震動は終日続き、夜になってその回数は少なくなったが、強震も時々起こつた。そのため各家では屋外に竹木を柱とした仮小屋を建て、石を集めてかまどを作つて炊事を行つた。しかしその夜は終夜一睡もできなかった。このため翌日は仕事に就くこともなく、人々は家屋の修繕に従事していたが、余震はこの日以降も続いた。当日二〇〇回の震動は十一月一日には一〇四回となり、その後は数十回となった。

川辺町は死傷者はなかったが、家屋並にその他の建物の被害状況は下表の通りであった。なお上川辺村・下麻生村は、当時合併して麻川村と称していたが、そのほかは川辺村・上米田村・鹿塩村として村落が構成されていた。

被災者の救済

被災地への救助活動は比較的早い時期に開始された。惨状の報が東京に達するや、天皇・皇后両陛下より直ちに見舞金下賜の沙汰もあり、これ

と並行して政府各機関と日本赤十字社などの救援、各地医療機関の援助が実施された。「川辺震災記事」には次のように記述されている。『川辺町史史料編上巻』

恩賜金

天皇・皇后両陛下二ハ、御手許ヨリ震災地罹災人民へ三千円下賜、更ニ人民ノ惨状ヲ聞召サレ特ニ二万円、皇太后陛下二ハ一千円下賜ノ旨拝承ス

濃尾震災余震回数

年月	裂震	強震	弱震	微震	鳴動	計
24,10	4	40	625	1	15	685
11	2	29	852	106	98	1,087
12	3	9	204	137	63	416
25, 1	1	8	45	74	36	164
2		5	5	67	37	114
3		1	4	52	30	87
4		2	10	65	13	90
5			5	42	7	54
6		1	1	19	9	30
7			3	21	11	35
8		1	3	31	17	52
9	1		3	79	24	107
10		1	2	36	4	43
計	11	97	1,762	730	364	2,964

村別被害一覧表

村名	総戸数	全壊	半壊	住家以外の全壊	同半壊	計	被害戸数百分率
川辺村	567	55	32	2	-	89	15
鹿塩村	111	3	5	-	-	8	7
上米田村	366	24	15	-	-	39	10
麻川村	501	20	48	-	-	68	13
計	1545	102	100	2	-	204	13

国庫金ノ下附

政府ハ震災被害ノ惨烈ニシテ、其ノ救助及復旧工事ノ諸費ハ、到底一地方ノ負担ノ能クスベキニ非ザルヲ認得シ、救助及土木費トシテ臨時百五十万円ヲ下附シ、更ニ土木費トシテ、二百八万千百五十四円六十七銭ノ多額ヲ下附セラレタリ

本村ノ受領シタル被害救助ノ金額物品

一金拾三円七拾九銭五厘

恩賜金

一金式千百七拾六円七拾式銭四厘

国庫支出補助金

一九百拾式円五拾銭

備荒貯蓄金支出補助金

一金百六拾式円七拾壹銭四厘

有志者義捐金

合計 金三千式百六十五円七十三銭三厘

この交付金は、川辺村年間必要経費の六〇パーセントに相当する金額であつた。なお川辺村の被害の様子を記録した史料はないが、川辺尋常高等小学校の被害については、かなり詳しく記述されている。その概要は次のようである。当校の校舎は元来三棟に分かれているが、地震により西校舎の前ひさしが崩壊した。そのため机・腰掛その他の器具や理化学器械等は、あるいは折損しあるいは破損した。特に裁縫教場の一棟は半壊したが、本校舎は幾分の傾斜にとどまつた。しかし屋根瓦や壁の破損による被害は甚大であつた。

幸い本校は一〇月二五日から農繁期として休業中で、職員も登校前で傷害はなく、修復の期間があつたので今後の授業にはさしつかえがなかった。開校は、震災二週間後であり、生徒の出席は平常通りであつたが、時々襲い来る余

震の鳴動により、屋外に走り出すなどのため、臨時休業のやむなきに至った日もあった。

本校への義捐金として交付されたものは次の通りである。

一金六円六十銭六厘

恩賜金

一金六十四円四十銭四厘

国庫支出補助金

一金十八円五十七銭四厘

有志者義捐金

一金三円八十九銭

本校生徒義捐金

合計 金九十三円五十銭四厘

この震災により、川辺町も家屋の倒壊、田畑の欠損、中小河川・溜池の決壊などがあつたことであろう。義捐金の金額から容易に想像できるが、被災者一戸あたり一五銭の均等配布がなされたともいわれている。

明治二九年の水害

明治二九年（一八九六）の大水害は、七月下旬の集中豪雨、八月下旬の台風、九月上旬の集中豪雨と連続したが、特に七月二〇日・二一日の豪雨は、岐阜県内に未曾有の被害を生じさせた。

二〇日午後二時から六時までの大雨は、岐阜測候所開設以来の多量の降雨で、木曽・長良・揖斐の三大川をはじめ、各地の中小河川がはんらんした。

加茂郡内の家屋水害状況は、

流失家屋 二一 崩壊家屋 五五 床上浸水家屋 五

との記録があるが、別の資料には流失・崩壊家屋は一二八戸となっている。統計基準が明らかでないが、前記数字は過少数値であり、川辺町では下麻生・上川辺地区に被害が集中した。

大正元年の台風

明治の年号が改元された大正元年（一九一二年）九月二三日、台風が四国から阪神地方を経て能登半島への経路をたどった。この台風により、県内では一二八名の死者を出し、一万二〇〇〇余の家屋が倒壊したが、これを「大正風」と称した。

加茂郡では、死者男七人、女五人の計一二二人。内訳は山之上村三人、加茂野村二人、上米田村三人、その他四人。家屋倒壊一二六八戸、半壊六八二戸。家屋倒壊の内訳は、太田町五五戸、川辺町五七戸、加茂野村五四戸、古井村五六戸、坂祝村五〇戸、下米田村四〇戸、蜂屋村四四戸、田原村四八戸、和知村三三戸とあるが、上米田村・下麻生町は不明である。なお三和村は別の資料に死者一人、倒壊二四戸とあって、鹿塩地区にも相当の被害の及んだことが推定できる。

さらに官公署倒壊一棟、半壊二棟、学校倒壊七棟、神社倒壊二一棟、寺院倒壊五棟とあって、その被害の大きさを物語っている。このため食料三二五〇人分、小屋五二一戸分を緊急に支出して救助にあたった。

川辺町にもかなりの爪跡を残したが、なかでも大谷池中川辺の堤防が決壊したことは、中川辺地区に一部浸水をもたらし、この堤防は明治以来再三決壊していたが、今回は応急修復では間にあわず大改修工事が施行された。当時の土木工事は人力に頼らざるを得ず、その改修が完了したのは大正三年（一九一四年）のことであった。

災害・干害

川辺町に残っている明治以降の災害についての資料は極めて乏しいが、前記以外にも地震・台風・洪水・干害が数多く発生している。今これらを他文献を参照し、地震・風水害・干害に大別すると次のようになる。

〔地震〕

明治一八年 一月二七日 加茂・武儀両郡に強震あり、一日六回に及ぶ。余震二八日・二九日と続く。

明治二二年 五月二二日 美濃南部に強震あり、武儀・加茂・可児各郡に及ぶ。壁に亀裂生ず。

明治三九年 四月二〇日 美濃・飛騨に強震あり、益田郡内が特に被害が甚大であつた。

明治四〇年 一〇月二七日 益田・武儀・加茂の三郡に強震あり。

昭和一九年 一二月 七日 東南海大地震、マグニチュード八・〇。岐阜震度五、西南濃地方を中心に死者一三名、

倒壊家屋三〇余軒。

昭和二〇年 一月二三日 三河地震、マグニチュード七・一。岐阜震度四、相当の強震であつたが、戦時下のため公表されず詳細不明。

〔風水害〕

明治一七年 七月 一日 木曾川・飛騨川筋で洪水。加茂郡各村で二、六戸流失、破堤三三間に及び、上吉田村では橋りょう流亡す。

明治一七年 七月 一六日 木曾川通り平水位二〇尺増水、飛騨川・可児川などの中小河川洪水。被害は県内二三郡四七七か村に及び、堤防・家屋の損失多し。

明治一八年 七月 一日 暴風雨あり、木曾川平水位二三尺増水。各河川洪水により加茂郡など二三郡七七一か村に被害及ぶ。

明治三〇年 九月二九日 強風雨あり河川ははんらんし、太田町はじめ付近の村々に入水す。加茂郡内死者四名、流失家屋一一九戸、全壊家屋一四八戸。

明治三二年 九月 八日 暴風雨あり、太田町を中心に家屋倒壊一四戸、堤防決壊一か所、橋りょう流失三か所。

明治三五年 九月二八日 暴風雨あり、風勢猛烈にして特に中濃地方烈しく、死者一名、家屋倒壊九〇戸、半壊三〇戸。

明治三九年 七月一四日 一四日早朝より降りはじめた雨は一六日夜まで続く。木曾・飛騨川上流から増水し洪水となる。死者二名、家屋流失六三戸、崩壊四〇戸、床上浸水二一五戸、堤防決壊四二三か所。被害太田・坂祝・川辺・八百津・白川の各町村に及ぶ。

明治四〇年 八月一五日 夜半より暴風雨あり、加茂・可児・武儀各郡の被害甚大。死者一名、家屋倒壊二五七戸。

明治四四年 六月一九日 暴風雨あり。家屋倒壊五二戸、半壊三五戸、太田・川辺などの町村被害多大。

大正 四年 八月 九日 低気圧による大雨により、木曾川・飛騨川出水す。加茂郡内で死者四名、家屋流失二二戸、堤防決壊七九か所。

大正 七年 七月 一日 低気圧により木曾川など出水。加茂郡床上浸水二三八戸、堤防の被害多し。

昭和 七年 九月一〇日 低気圧による大雨。木曾川・飛騨川出水す。加茂郡で死者一名、家屋流失四三戸、半壊三〇戸、床上浸水九一六戸。

昭和 九年 九月二二日 史上最大級の室戸台風により、県内死者一五名、家屋全壊一一六三戸、半壊二三四九戸。

〔干害〕

明治一四年 六月下旬 加茂・可児地方六月下旬より降雨少なく、ようやく水田の移植をなす。その後七月下旬より九月下旬まで干天続き、耕地に亀裂生じて、農作物に多大の損害をもたらす。

明治一六年 八月上旬

春以来降雨少なく、特に八月三日より一三日までと、同二二日より九月二日まで干天となる。県下の畑作は枯死状態で、稲作の収穫皆無の地方もあった。

明治二六年 六月下旬

六月二五日より七月四日に至る一〇日及び、七月六日より二五日に至る二〇日間干天続き、県下一体大干ばつとなる。地方によつては植付のできないところもあつて、耕地に亀裂生ずる。加茂・可児両郡被害多大となり稲作の収穫半減す。

明治二六年 八月下旬

八月二六日より一〇月中旬までの五二日間大干ばつとなる。加茂郡などの作物枯死状態で、すべての収穫半減す。翌年六月・七月も干天続き、二年連続の凶作となる。

明治二七年 七月中旬

七月中旬から八月の四〇日間にわたつて干天となる。加茂郡内の収穫著しく減少し皆無の村もあつた。

明治四一年 七月下旬

七月二六日より八月一七日まで干天続く。加茂郡内の稲作・畑作の被害多し。

明治四二年 七月

七月より八月にかけて干天続き、加茂郡内の収穫皆無の村もあつた。

大正二年 六月

六月から八月にかけて県下全般に干天続く。稲作枯死の地方もあつた。

川辺地方に発生した水害や干害は、西濃地域に比べるとかなり少ない。しかし当時の生活の基盤はすべて水であり、水は生活の源泉でありながら、一方では水害の発生源ともなっていた。人々は水とともに喜び、水とともに悲しむという生活を繰り返していたが、それは水と人間の歴史であり、人々の水との戦いでもあつたのである。

第六節 軍事

一 兵役制と諸団体

兵制の沿革

政府は、近代化された軍事力を持つことによつて、中央集権の実をあげようとしたが、それには兵制の確立が重要な課題であつた。高一万石に兵員一〇名の差出しを命じ、地元には高一万石に兵員五〇名をもつて常備隊を編成することとした。そして陸軍はフランス式に、海軍はイギリス式で編成を進めた。

一方政府は、これらの士族軍隊を統率するために鎮台を設置した。明治四年（一八七二）八月、新たに東京・大阪・鎮西・東北の四鎮台を設置して、そのすべてを兵部省の指揮下とした。そして各鎮台には分営が設けられたが、岐阜県は名古屋分営に属した。このようにして全国の兵制を組織化し、わが国軍備の基礎を築いたのであつた。

徴兵令の施行

明治六年（一八七三）一月一〇日、国民皆兵を原則とした徴兵令が公布された。これは従来の志願兵制度を廃止して、国民皆兵を制度化したものであつて、二〇歳にいたる者を対象とした。しかし次に該当する者は兵役免除であつた。

○身長五尺一寸未満の者

○官省府県に奉職する者

○一家の主人である者

○独り子・独り孫の者

○父兄にかわって家を治めている者

○養子の者

これによると、徴兵令は家族制度を重視したものであったといえるが、特に養子となれば徴兵を逃れることができることから、兵隊養子が全国的に広まった。そのため幾度か改正が行われ、明治三年（一八八九）二月に、大日本帝国憲法が發布されるに及んで、兵役の義務制度が確立した。

徴兵令施行後は毎年適令男子に対し検査を実施したが、これがいわゆる徴兵検査であった。明治一〇年（一八八七）二月一六日、加茂郡内を対象に、川辺村中川辺で行われた徴兵検査は四日間に及んでいる。検査は軍医二名によって実施されたが、壮丁人員は四〇四名が対象であった。

昭和期に入って徴兵令は度々改正されたが、昭和一九年（一九四四）九月一八日の改正が最後であり、このときは年令一七歳以上を兵役に編入した。戦局が重大時期に突入し本土決戦に備えたもので、国民皆兵を強く推進するためのものであった。

岐阜連隊区

明治二一年（一八八八）五月一二日に、岐阜県は岐阜大隊区に編入となった。第三師団第六旅団（金沢）に所属する岐阜大隊区で、加茂・可児などは対象区域となった。その後岐阜連隊区となって第九師団（金沢）に属することとなったが、全県下がほぼ岐阜連隊区に統一された。さらに明治四〇年（一九〇七）からは増設部隊の編成に着手し、それとともに、第三師団の歩兵第五旅団管轄下として、岐阜に「歩兵六十八連隊」が創設された。

川辺町周辺地域からは、その殆んどが歩兵第六十八連隊に入隊し各地に転戦した。その地域は、大正・昭和期にかけて、シベリヤ・満州・中国が主な戦場で、支那事变^{ろっばち}はつ発後の八年間は中国大陆に転戦していた。そして「六八」の名とともに「ボタン部隊」として、その勇名をとどろかせたのであった。

諸団体の結成

日清・日露両戦役後、各種団体が成立して国家的体制の整備がはかられていったが、これらその多くが行政機関の後援によったものであった。地域行政当局の指導によったもの、あるいは参画して成立したものなど、各種団体は全国規模で発生をみた。

尚武会 日清戦争の前年に加茂郡長富田貢らの発起によって、「加茂郡軍人慰労会」が発足した。会長は郡長、委員は各町村長で構成され、主に軍人に対する慰労、帰郷兵への援助などを行った。この組織は戦時に処するためのものであったので、その後「尚武会」と改称された。

加茂郡尚武会の規約には、「戦時若シクハ事变ニ際シ、服役中ノ現役軍人、又ハ召集ニ応ジタル予備役、後備役軍人及ビ家族ハ之ヲ弔慰救護ス」とある。それによると、戦死した軍人には弔祭料一〇円、病死・負傷して廃疾となった者には金七円、負傷した者、戦功のあった者には金五円以内、出征軍人の家族で自活することが出来ない者には、一日一人一銭五厘以内を投与することができる、となっている。

この加茂郡尚武会は、以後歴代郡長を会長として大正末期まで続いた。特に明治三七・三八年（一九〇四・〇五）の日露戦争の際には、出征軍人の送迎や慰問、戦死者の遺族の弔慰などを行った。一方では日清・日露両戦争の記念碑・招魂碑などの建設・除幕式も挙行している。

尚武会の活動に対し、民間人の協力も絶大なものであった。明治二七年（一八九四）九月、下麻生村長長谷川金左

衛門は二〇〇円の献金を行っているが、これ以外にも大小の金品の寄贈が行われた。上米田村は草鞋二七九足、また金一〇円二三銭を日清戦争用として寄付している。

在郷軍人会 軍人団体は日清戦争前後より一部地方で成立していたが、日露戦争後は各地で在郷軍人会設立の動きが活発になってきた。このような動きはやがて中央によって取り上げられ、明治四三年（一九一〇）になって全国的な組織へと発展していった。

加茂郡の在郷軍人会は、当初は「在郷軍人団」として岐阜連隊区司令官などの指導により、明治三九年（一九〇六）八月より、同四一年一月までの間に、県内全市町村で成立した。その後、郡在郷軍人団設立の必要性から、同年一月郡在郷軍人団長に川辺町の藤掛栄太郎を選出した。次いで同年八月に後任として矢嶋直次郎を選出したが、四三年（一九一〇）十一月「在郷軍人会」と改称し、本部を東京に支部を岐阜に、各市町村には分会が設置されていた。

この在郷軍人会は、明治・大正・昭和の三代にわたって種々の行事を遂行していったが、特に戦時下では、軍関係の援助に多大の貢献があった。

婦人会 婦人組織としては、「忠勇婦人会」や「篤志看護婦人会」が設立され、主に軍人慰問と家族扶助などの活動を行ってきた。しかし日露戦争を契機として愛国婦人会が全国規模で組織されていったが、大正時代に入ると名称も「主婦会・処女会」となり、国家体制を支える組織へと発展した。

川辺町における大正六年（一九一七）の愛国婦人会会員は次の通りである。

川辺町	五七名	加入率	三九・三パーセント
上米田村	三〇〇	加入率	三二・六パーセント

下麻生 三四名 加入率 三二・四 パーセント

鹿塩地区の加入人員は不明であるが、三和村全体の加入率は三四・二パーセントであることから、かなりの加入者があつたことが推定できる。これ以降戦時色濃厚となるに及んで、加入率は半ば強制的となり、ほとんどの家庭婦人は加入した。そして出征軍人の送迎や慰問袋の発送などの行事を行った。

国家主義運動 岐阜県内の国家主義団体は、昭和一二年（一九三七）には三二団体、七三〇〇名の加盟人員を数えることができる。その動向は、戦時下の挙国一致体制に順応するのを目的とした運動を展開していった。

主なる団体は、日本主義連盟・大日本青年党岐阜支部などでいずれも岐阜・大垣・高山などの都市を中心としたものであつた。その中で川辺町を中心とする団体に、「日本革新党加茂郡支部準備会」と、「愛国労働農民同志会加茂郡準備会」の二つの団体があつた。

両者は昭和一二年に発足し、主に中川辺を中心とした周辺市町村で活動を開始したが、街頭演説による遊説が主なる活動状況であつた。二つの団体の運動はいずれも小規模のもので、その運動も散発的なものに終わったが、中心となつた人物に、奥村・西山・木下（以上中川辺）井戸（鹿塩）の名が見られる。

一一 戦役と戦没者

西南の役

明治一〇年（一八七七）二月に起こつた西南の役は、征韓論に破れて下野した西郷隆盛を擁して、当時の政府に不満であつた旧薩摩藩士を中核とし、立ちあがった反政府運動であつた。当時県下の兵員は名

古屋鎮台に所属し、その鎮台兵として出兵したが、実際の出兵数は明らかでない。戦死者は一三四人であった。

川辺町関係でこの戦役に従軍したのは

川辺村 四人 上米田村 三人 下麻生村 二人

計九人で、鹿塩村からの従軍はなかった。このうち戦没者は一人であった。

上川辺 村山仁吉 長崎病院で死亡、年月不詳。

西南の役の戦況を伝えるものに、林鎌五郎（上川辺）の従軍手記がある。

日清戦争

明治二七年（一八九四）八月一日に宣戦し、二八年三月まで続いた日清戦争に、県下からは四九三二人が従軍した。このうち戦死者は二三八人であった。この戦いでは軍隊の輸送力の中心は馬であって、その馬は農耕馬を徴発して軍馬としたので体力が弱く、各師団とも軍馬不足に悩まされたことが当時の記録からうかがえる。地方の村々にとってこの軍馬徴発は、新しい経験と混乱をもたらしたのであった。

川辺町関係の従軍者は次のようであった。

川辺村 二六人 鹿塩村 四人 上米田村 九人

下麻生村 八人 計 四七人

このうち戦没者は一人であった。

下吉田 馬場唯吉 明治二八年八月一三日 朝鮮にて戦病死。

日清戦争の戦況を記録したものに、山田徳七（比久見）の従軍手記がある。

日露戦争

明治三七・三八年（一九〇四・〇五）に、強国ロシアを相手に日本は戦いを交えることとなった。三七年二月から三八年九月まで続いたこの戦争で、県下からは二万五六〇一人が従軍し、戦死者は二八三〇人であった。川辺町関係の従軍者は次のようであった。

川辺町	一三七人	上米田村	六〇人	下麻生町	六七人
鹿塩地区	一七人	計	二八一人		

このうち戦没者は

川辺町	八人	上米田村	一三人	下麻生町	一〇人	計	三一人
-----	----	------	-----	------	-----	---	-----

であった。

この戦争のため政府は準備を着々と進めたが、三七年一月に入ると、在郷軍人への心得書が配布され、応召に備えるよう指示している。そして開戦後には動員計画の準備が、役場を中心に推進されていた。この戦争が容易ならぬものでありまさに一致団結の決戦体制によったことが十分うかがえる。

日露戦争の戦況を記録したものに、佐迫孫造（下麻生）の従軍手記がある。

日華事変・太平洋戦争

昭和十二年（一九三七）七月にはじまった日華事変は、同一六年（一九四一）に太平洋戦争となつて二〇年八月まで続いた。県下から出征した人員は不明であるが、陸軍は約一〇万七二〇〇人といわれている。戦死者は陸海軍で五万二三二〇人にもものぼった。川辺町関係での戦没者人員は次のようである。

川辺町	一九一人	上米田村	九四人	下麻生地区	五七人	鹿塩地区	二九人	計	三七一人
-----	------	------	-----	-------	-----	------	-----	---	------

これらの戦争で活躍した人々は数多くあったが、いま明治時代の人物のみを紹介したい。

横山富士太郎 明治六年（一八七三）比久見に生まれる。陸軍士官学校を卒業後、同三十七年（一九〇四）陸軍歩兵大尉に任ぜられ日露戦争に従軍す。同年八月一日に韓家屯の戦いで中隊長として従軍し戦死。

横山且広 明治一八年（一八八五）比久見に生まれる。富士太郎の弟。陸軍幼年学校を経て士官学校を卒業す。陸軍工兵少尉として日露戦争に従軍す。各地に転戦し同三十八年（一九〇五）奉天の戦いで戦死。

矢嶋佳太 明治九年（一八七六）中川辺に生まれる。岐阜中学卒業後歩兵第六連隊に入隊す。陸軍歩兵中尉として日露戦争に従軍し各地を転戦後帰還。同四三年（一九一〇）病氣のため死亡。

三 記念碑

戦争記念物

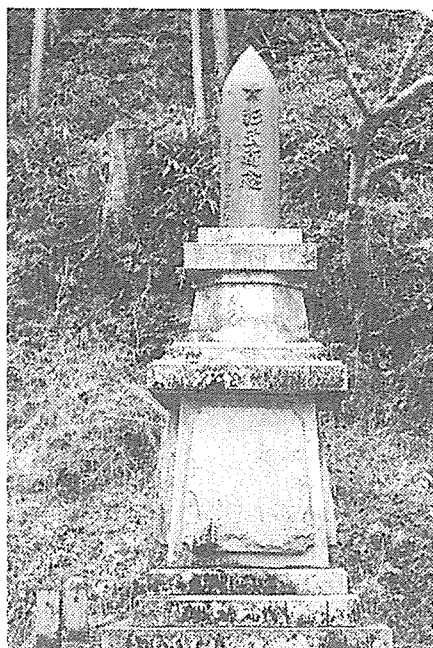
明治以降の各戦役は、戦後に記念物の設立が画策され、各地で石碑が建立されていった。特に多かったのは招魂碑や記念碑それに記念林で、明治四〇年（一九〇七）になると、美濃地域だけでもこの記念植林は六四か村にも及んでいた。

明治三十九年（一九〇六）六月になると、第三軍司令官として、県下の出征兵士に関係の深かった乃木大将が来県した。そして飛騨・東濃地域を巡回して記念碑の揮毫や講演を行い、また一方では遺族の慰問などに出向している。

川辺町の記念碑 町内には、明治・大正・昭和と比較的数多い記念碑が建立されている。その多くは戦没者の石碑であるが、主なものは次のようである。

慰霊碑 日露戦役より大東亜戦争までの戦没者名を刻んだ石碑で、昭和三〇年（一九五五）二月建立。中川辺区の西小学校にある。

戦病死者之墓 明治三七・三八年（一九〇四・〇五）の戦役による戦没者八名を刻んだもので、大正一〇年（一九



彰武祈念碑（鹿塩）



慰霊碑（中川辺）



平和記念碑（比久見）



旅順陥落記念碑（上川辺）

二二）在郷軍人会によって建立。中川辺区の軍人墓地にある。

征清記念碑 明治二七・二八年（一八九四・九五）の戦役従軍者名を刻んだ記念碑で、同二八年一二月建立。中川辺区の御嶽神社にある。

旅順陥落記念碑 明治三七・三八年（一九〇四・〇五）の戦役による旅順陥落を記念した碑で、御座野組の建立による。上川辺区の阿夫志奈神社にある。

彰武祈念碑 昭和一二（一九三七）の建立で日華事変の年に有志の手によって建立された。鹿塩区の春日神社にある。

平和記念碑 明治二七・二八年（一八九四・九五）と同三七・三八年（一九〇四・〇五）の両戦役の、従軍者名が刻まれた平和を願う記念碑。大正一三年（一九二四）四月上米田村長名で建立したもので、比久見区寺屋敷にある。

忠魂碑 日清戦争より太平洋戦争までの戦没者名を刻んだもので、大正三年（一九一四）四月建立、その後昭和二六年（一九五一）一二月再建された。比久見区寺屋敷にある。

殉国戦士之碑 日露戦争より太平洋戦争までの戦没者名を刻んだ



中国人殉難者之碑



殉国戦士之碑（下麻生）

もので、昭和二九年（一九五四）五月に建立された。下麻生区県神社にある。

そのほかに慰霊塔（中川辺区天神裏）・表忠（下麻生区寺尾）などがある。

中国人殉難者之碑

西柝井区山楠地内に「中国人殉難者之碑」がある。これは昭和四九年（一九七四）三月に建立されたもので、太平洋戦争時に軍関係の建設工事に従事し、殉難死した人々の碑であり、その趣旨は次の通りである。

川辺町における中国人殉難者

第二次世界大戦のさなか、わが国は労働力の低下がいちじるしく、軍需産業が憂慮される状態に立ち至ったため、それを補い生産力の増強をはかって、昭和十七年十一月「華人労務者内地移送に関する件」を閣議で決定し、四万人をこえる多数の中国人が、わが国各地の軍の要請による事業に従事したのであります。これらのひとびとは、ほとんどが農民・労働者として生業をもち、家庭をもっていた善良なひとびとでありました。

岐阜県へは昭和二十年五月二十八日に、長野県の御岳発電所建設工事に就労していた千六百八十九人が移動し、うち川辺町へは二百七十人が配属され、西柝井の山楠地内を宿舍とし、軍の緊急工事である地下工場建設に関連した労務に従事されました。ときあたかも戦局はますます苛烈となり、食糧事情の悪化と物資の窮乏加うるに、気候風土や生活慣習の相違等に禍いされて、不幸にもつぎの四人のかたが病死事故死により殉難されました。

崔保林 河北省栄県摩石村出身 昭和二十年七月二十日宿舍で死亡

何志発 河北県行唐県口頭村出身 昭和二十年九月七日宿舍で死亡

李勇堂 河北省新海県李家寮出身 昭和二十年十月十一日岐阜市内で死亡

劉中華 河北省任邱県前王有庄出身 昭和二十年十一月七日宿舎で死亡

殉難者は山中で火葬にされ、そのつど妙雲寺の住職が供養され、遺骨は同寺に安置されていました。昭和二十年十一月末、全殉難者の遺骨とともに妙雲寺において慰霊法要が行われ、帰国する同僚に奉持されて十二月一日に川辺町を出発、同月五日に佐世保港を出帆し帰国した模様です。

その後昭和三十一年六月十二日に、岐阜県中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会により、宿舎にもっとも近い禪原寺の境内に「中国人殉難者慰霊塔」が建てられ、代々の住職により供養をされてきましたが、木柱であったがために腐朽し影をとどめないまでにいたったので、時の住職が霊位を祀り慰霊を続けてこられました。

このたび、日中友好の気運も高まり、丁度殉難者ゆかりの地である山楠が町有地となったこともあり、石造の「中国人殉難者之碑」を同地に建立するとともに、永年にわたり慰霊の奉仕を賜った禪原寺に「中国人殉難者之霊位」を納め、見知らぬ異郷の地において、はるか故郷は河北の空をしのびつつ、寂しく息をひきとられたであろう四霊の心を慰め、あわせて日中友好のしるしとするものであります。

このような趣意から建立地や石碑は、天然の景観を極力取り入れて、四名の殉難者の氏名を入れるとともに、碑文を刻んだものとなっています。

西栃井区山楠に建設を予定された地下軍需工場はいかなる規模であったのか。米軍の戦略爆撃により、地上の航空機生産工場を地下に移す計画が立案され、全国で一〇〇個所の地下工場の建設が促進されることとなった。その一つが川辺地下工場であった。この地方では可児市久々利と、美濃加茂市牧野・八百津町などが対象地とされた。

川辺工場は当初山楠の丘陵地帯にずい道を掘って、広大な地下敷地を造成することが立案された。しかしその後一



地下工場ずい道

六万平方メートルに変更となっているが、着工後岩石が多く中途変換を余儀なくされたのであろう。従業員は最終的には四二〇〇人を予定していたが、三菱航空機工場であり、建設施行は間組であった。既に昭和一九年に、陸海軍設営隊の下で、韓国人が建設に着手していて、一部日本人もこの労働に従事していた。それが二〇年になって二七〇名からの中国人労働者が御岳発電所から移住させられたのであった。川辺町に着目したのは、他の予定地と同じように交通の利便性が要因であり、鉄道から至近距離にあったからである。

住居は、西栃井・下川辺地区の民家の離れや空家などに分散して住み、中国人は仮設の建設小屋に集団で寝起きしていた。二七〇名からの中国人の仮設小屋は相当大きなものであった。しかし設備は不完全なもので、山楠地内の工事現場近くに建てられていたが、建設小屋特有の不便な設備と、食料事情の悪化から、不自由な生活であったことが容易に想像できる。

食事は、食糧不足から十分でなく米二、豆八の割り合いのものか、あるいは代用食が殆んどであった。そのため仮設小屋の中国人は空腹から、野草や木の皮を口にしたと伝えられている。同じように衣服の支給も十分でなく、破れたままの服をいつまでも使う状態であった。そのような環境の中で就業時間は一二時間であった。朝七時から夜七時まで、相当の労働時間とも考えられるが、当時一般工場従業員も一日一二時間勤務であった。

終戦後、中国人が解放となるや、その多くは食糧・アルコール類を求めて町内にあふれた。そのため一時異状なふ

ん囲気となったが、やがてその集団は太田町や犬山町にまで足を運んで、無秩序な行動を重ねたこともあった。

この地下工場は、川辺町地内の山楠から幕引山といわれる山之上地区一帯に、ずい道によって四万八〇〇〇坪の広大な敷地を求めたものであった。しかし終始手作業の難工事であり、着工後三か月で終戦となったため、僅かな進捗率で、未完成のまま放置せざるを得なかった。

地下工場は現在もそのままの状態である。相当深部まで掘削されて一部電気配線も残っているが、戦後は澱粉工場に使用され、あるいは茸類の栽培にも利用されたが、すべては昭和四〇年代で終わっている。

四 戦時下の生活

労働力の動員

準戦時体制下での軍需工業の活況と、兵役徴兵による労働力不足は、行政にも大きな変容を迫ることとなった。そのため各町村に労働動員協議会を設置して、各種の動員計画が推進されていった。

その一つが学徒と女子の労働動員であった。

昭和一八年（一九四三）六月、学徒戦時動員体制が決定されると、これにより学生は、食糧増産・国防施設建設などに従事するため、農繁期の農家への手伝いや飛行場建設にかり出された。学徒動員は中等学校程度以上を対象として、その後軍需工場に出勤することとなったが、太平洋戦争末期における要員充足は、そのほとんどが男女の学徒動員に依存していたのである。

一方女子勤労働員は、男子労働者の不足から一四歳以上の未婚者を対象に計画された。そして昭和一九年（一九四

四）には女子挺身勤労令の公布によって、全国の女子が工場などに就労していった。

これより以前の昭和十一年（一九三六）には、重要国策として満州開拓移民計画が推進され、これが終戦の前年まで続いていた。国内の耕地不足を満州の広野に求めるため、耕地面積の少ない村々が特に移民の対象となった。そのため県下では加茂・恵那・益田・郡上各郡の、山間農村の人々が満州に渡っていった。

岐阜県が満州へ送り出した開拓団は一万二〇九〇人であった。飛騨川流域でこの計画に参加した村は、東白川・佐見・黒川・久田見の各村で、川辺町は対象外であった。

戦時経済

戦時体制下では、動員計画に基づいて軍需産業用の原料の確保が優先されていった。したがって国内むけの原料が制限され、物資統制に直接関係のある工場では、原料入手難から休廃業するものが多くなった。

最も厳しい影響を受けたのが金属製造業であった。この業界では比較的規模の大きい金属業をはじめ、鍛冶・金具・ブリキ製造に至るまで、生産を続けることができなくなった。小工場では、従業員は休廃業によって軍需工場に移るもの、あるいは農村の人手不足の深刻化から、帰農を余儀なくされるなど多様であった。

農業生産も既に昭和十四年（一九三九）に供出米制度をしいて、主食の確保がはかられていた。そして自給体制を強調し、一層の食糧増産が農家に求められた。

庶民の生活

戦時体制となるにしたがい政府は、経済活動の統制、国民の徴用などを決めた国家総動員法と、電力国家管理法を制定した。そして物資動員計画を立案し、国民生活の全分野を政府の統制下に置くこととした。一方では食糧増産に拍車がかけられたが、軍需産業最優先のため化学肥料が欠乏し、労働力も不足したため生産は低下するばかりであった。そのほか干草・梅干なども供出の対象となったため、農業は必ずしも順調ではな

った。

衣食 統制経済の実施による在来工業の再編成は、産業構造の変革をもたらし、消費物資は不足し衣食にも事欠く状態となっていた。衣料品の製造は制限され、新たに国民服が制定されたが、昭和一七年（一九四二）以降衣料は切符制度によつて、一人年間一〇〇点と定められた。先の国民服は一着三二点であったが、すべての衣料品が配給制度となつていたため、容易に入手できないのが現状であつた。

食料は、昭和一五年（一九四〇）には食堂・料理店での米食使用が禁止となり、翌年には米の配給通帳制が実施された。各家庭に「家庭用主要食糧購入通帳」が配布されたが、その基準量は成人男子で一日二合三勺であつた。

米は二分つき、麦や馬鈴薯との総合配給で、一度も口にしたことのない野草を混合して、量を増すのが主婦の頭痛の種となつていた。空地は畑となつてサツマイモが作られ、学校の運動場も一面に耕され、食糧にあげ暮れる毎日であつた。このころ市町村役場からは、“戦時決戦食”の印刷物が配布された。よもぎ・たんぽ・あざみなどの野草の採集時期と、調理法を書いたもので、植物名は四〇種類に及び、採集方法や貯蔵方法まで詳記したものであつた。

当時の配給制度を物語るものに次のような文書がある。

各区長殿

川辺町長

昭和十六年五月六日

不時用酒及砂糖特別配給ノ件

不時用酒及砂糖特別配給ヲ受ケントスル者ハ、別紙証明用紙送付致シ候ニ付、爾今左記ノ通り其ノ用途証明相煩シ

度及御依頼候

記

一冠婚葬祭、陸海軍人ノ入退営、帰還ノ送迎ニ必要ナトキハ、各区長ノ証明ヲ受クルコト

一特ニ仏事用ハ寺院ノ証明ヲ受クルコト 証明濫用又ハ特別配給ノ目的外ニ使用シタルトキハ、爾後其区内及寺院下ニ対シテハ配給停止シ、又ハ制限スルコト有之ニ付御含置相成度

金属回収 戦争が激しくなるにつれて、金属器具の供出が強く叫ばれ、昭和一九年（一九四四）一二月から二か月間、金属製品の回収運動が展開された。「営業用の設備資材でも他のものに転用をはかれ」と呼びかけたため、寺院はぼん鐘を、豆腐屋は鍋や釜を供出し、家庭から火ばしや洗面器、小学校は運動場の鉄棒まで、そして各市町村の祭礼用具も供出されていった。

空襲 戦時下の防空は太平洋戦争開幕によって重要度が強まり、消火・避難・救護などの訓練が隣保班を中心として実施された。やがて本土空襲となると燈火管制が実施され、夜間は光が漏れぬよう黒布を張り、電燈も暗くして爆撃機の大編隊の通り過ぎるのを待った。名古屋・岐阜・各務原の上空が、赤々と映えるのがよく見え、生きた心地もなくじっと眺め続けるばかりであった。当時白い建物は目に付くことから、土蔵などの白壁は黒く塗りつぶされた。

昭和一九年（一九四四）四月一日から、同二〇年三月三二日までの「空襲警報日誌（中川辺区）」によると、川辺町の警報発令回数は次の通りである。

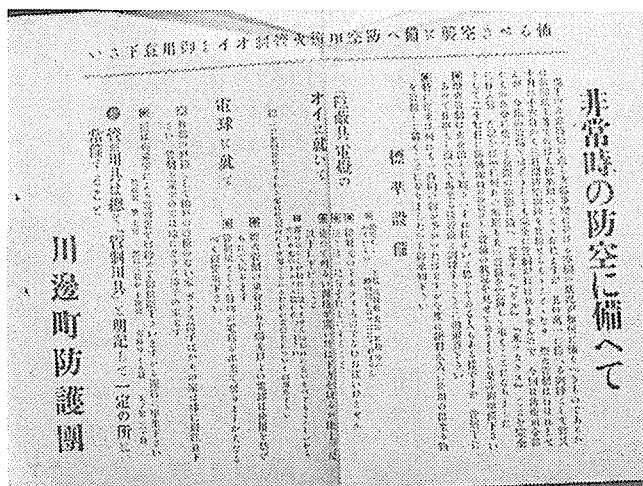
空襲警報

警戒警報

四月	なし	なし
五月	なし	なし
六月	一	二
七月	なし	一
八月	一	四
九月	なし	なし
一〇月	なし	なし
十一月	五	一一
十二月	一二	二四
一月	六	三九
二月	二	二〇
三月	四	二二
計	三一回	一二三回

この警報は午前中が比較的多く、夜間の場合もあったが、多治見・富山などへの経路が川辺町上空となったための警報である。町内に被害は全くなかったが、周辺市町村では被害がでている。

○可児郡春里村に焼夷弾投下、七戸全焼



非常時の防空に備へ（え）て

○ 広見町に焼夷弾投下、被害不明

○ 古井町上古井に焼夷弾投下、二戸全焼

○ 下米田村小山・西脇に焼夷弾投下、公会堂など一〇数戸全焼

○ 美濃太田駅グラマン数機により銃撃、機関士二名死亡、二名負傷

すべては「欲しがりません勝つまでは」のスローガンに支えられ、連日の空襲のなかでも、勝利を信じて生活してきた町民であった。しかし本土決戦が叫ばれながらも、激しい空襲が相次ぎ、戦争は日々悪化の傾向で生活はぎりぎりのところまで追いつめられていた。そして昭和二〇年（一九四五）八月一五日に戦争は終わったが、同時に戦後の苦難の歴史がはじまったのである。

第七節 産業と経済

一 農業生産

農業

県下の総戸数のうちで農家の占める割合は八〇パーセントであった。しかし明治時代も後半になるにしたがい、農業収入だけでは経営が成り立たず、兼業農家が増えていった。当時の県下一戸当たりの平均耕地面積は、六反から七反という零細な規模で、全国平均は九・八反であった。

明治三二年（一八九九）耕地整理法が公布されると、これに基づく事業が施行された。しかし土地区画の変更、排水および道路の整備などを必要とする所が多く、この耕地整理は断続的に実施されていた。大正八年（一九一九）四月に開墾助成法が公布されると、これにより昭和初年まで各町村は耕地の拡張をはかった。

川辺町の開墾状況は次表の通りである。（鹿塩地区は単独の史料がないため、三和村のものを引用す。）

農業改良は年と共に進められたが、その第一は種子の改良であった。米麦の種子を原産地より購入するか、農事試験場より配付を受け、これを土地柄にあつたように改良を重ねた。また一方では、刈入れや乾燥時期、その方法などについて具体的指導が行われ、逐次産米の増収がはかられていた。

病虫害の発生は収穫に大きな打撃を与えることから、最も恐れられたが、往古より駆除は行われていなかった。明治二九年（一八九六）害虫駆除予防法が發布されるや、町村内で組合を作つてその奨励をはかり、あるいは共同駆除を行つて効果の普及に務めたりしていった。それとともに、牛馬を使用する耕作を推進するため、各地に伝習所を設

開墾進捗状況表

町村名	明治 四一年	同 二年	同 三年	同 四年	大正 元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
川辺町	町一九三二	町一六三三	町二三〇九	町一八二九	町一八二七	町二二〇八	町〇五三三	町二六二二	町五〇二二	町八四二八
上米田村	八四〇〇	三三二七	九四二八	一一〇九	三〇三二	二八一四	一四三三	四〇二六	一八二四	二七二八
下麻生町	一四〇八	〇四〇四	〇一〇六	一	一	一	五二二二	三七二七	二四二一	〇八〇八
三和村	七四九二四	五五〇一	七一一五	二七〇三	二七二四	一一、一〇二七	五二〇〇	一、三二二二	二、一四二二	五〇〇八

置して講習にあたり、労働面での省力化が取り上げられた。これらは郡農会（後述）が中心となって推進されていた。

農機具の改良も実施されていたが、明治初年までは鋤・鋤が主力であった。やがて耕作に合うように多様化されるようになり、次のような農具が登場した。

備中鋤 田の耕起するときに用いる。稲の刈株や土を細く碎くために必要とされた。

円頭鋤 先が丸くなっていて、耕田の薄い田の耕起に用いられた。

鋤 簾 水田の碎土・ならしに用いた。

平 鎌 田の畦畔を削るのに使用された。

鋸 鎌 稲麦の刈取りに使用された。

唐 鶴 つるはし。堅固な土を掘るのに用いられた。

なお、スコップ・ショベルなどは大正期に入ってから農具であった。

肥料は自給肥料が主で、そのほかには木灰・石灰などが使われたが、肥料代は金銭に換算すると三〇パーセントを占めていた。そのなかで石灰は有効な肥料として広く用いられたが、この当時から有機質肥料の施用がはかられていたのである。

当時の農家の一年を通じた農作業を、加茂郡内に例をとってみると次表のようである。

この表には八月と十一月の農作業が記載されていないが、八月は田、十一月は麦の手入れが主な農作業である。しかし耕地面積の少ない川辺地方では、農業経営以外の現金収入の道を農閑期の労働に求めている。いわゆる兼業農家

の出現であつた。

次表は大正六年（一九一七）の民有地を基準とした総面積である。

この表からみると、川辺地域は比較的平坦地が多かつたことを示している。そのほかの表は、旧川辺町の同じ年代の統計表である。

農事会 明治六年（一八七三）一月、内務省に勧農局が設置されると、各県にも勧農区が設けられ農業振興がはかられていった。岐阜県は当初北陸農区に属し、その後東海農区に所属したが、これにより、加茂郡には郡農会と称さ

年間農作業の概要 (岐阜県史通史編)

月	日	作 業 内 容
1月	上旬 一 一	麦に施肥（人糞、小便、灰など） 紙草（楮）の伐採に着手 （田畑とも耕耘なし）
2月	一	麦に施肥（人糞、小便、灰など）
3月	中旬 下旬	田畑の耕耘に着手 芋種を取揚げ植先きの手入をなす
4月	一 上旬 中旬 下旬 一	麦に施肥 茄子を播種、ついで煙草、瓜苗の種を蒔く 芋植付 蜀黍蒔付、麦二三番の加養 苗代田の振始め
5月	上旬 15.6日~27.8日	黍、粟、稗、棉およびすべての雑作の蒔付、培養、耕耘に着手 茶摘みついで製茶
6月	上旬 上~中旬 20日~24.5日 20日~7月3日	畑方培養に着手・夏諸作に施肥（人糞、灰、草葉など） 麦刈入れに着手（30日頃終り） 夏蚕の掃立て 田植
7月	上旬 一 一	田1番草をとる。ついで2~4番草をとる。石灰を施肥するもあり 田を1日3度ずつ、夜1度水つきを巡検する 虫害予防を行なう
9月	中旬 上旬 中旬 一	上旬は養蚕はほぼ休み中旬に盛んとなる 大根の蒔付、次に蕪の蒔付 大根・蕪に施肥（大小便） 草の刈干に着手
10月	上旬 々 中旬 10日~11日 月 末	草の刈干 早稲刈取に着手 中稲刈取に着手（30日迄）・追々稲扱きに着手。 麦蒔に着手（馬にふませた草をすきこみ、または 人糞を水に調合したものを耕耘した田畑へかけ、それに蒔付ける） ソバ刈取り
12月	一	麦へ施肥（灰、糞、小便など）

れる組織が発足した。

加茂郡農会は、明治二八年（二八九五）四月に設立され、会長に大畑市太郎（古井村）、副会長に平岡直八（川辺

種別・反別一覧表

	川辺町	上米田村	下麻生町	計
田	175.4 ^反	84.6 ^反	23.0 ^反	283.0 ^反
畑	207.9	117.6	36.3	361.8
山林	551.8	877.5	619.3	2,048.6
原野	13.5	2.8	2.6	18.9
計	948.6	1,082.5	681.2	2,712.3

所有耕地の地主戸数

	加茂郡	川辺町	加茂郡における 川辺町のしめる割合
五反歩未満	5,745戸	382戸	0.07
五反歩以上	2,517	94	0.04
一町歩以上	1,328	46	0.03
三町歩以上	170	6	0.04
五町歩以上	64	4	0.06
十町歩以上	24	2	0.08
五十町歩以上	1	0	0
計	9,849	534	0.05

所有耕地の農家戸数

	加茂郡	川辺町	加茂郡における 川辺町のしめる割合
五反歩未満	4,449戸	238戸	0.05
五反歩以上	5,116	262	0.05
一町歩以上	1,306	15	0.01
二町歩以上	47	0	0
三町歩以上	8	0	0
五町歩以上	2	0	0
計	10,922	515	0.05
農家一戸当り耕地面積	7.1	7.4	

生産価額

種類	加茂郡	川辺町	加茂郡における 川辺町のしめる割合
米	1,676,422 ^円	102,340 ^円	0.06
麦	464,532	22,610	0.04
その他の農産物	418,873	26,920	0.06
まゆ及び菜種	3,017,538	155,569	0.05
茶	55,918	2,317	0.04
畜産	79,045	6,959	0.08
林産及び鉱産	622,602	10,889	0.01
水産	27,487	688	0.03
蚕糸類	2,240,342	62,822	0.03
工業雑産	671,469	75,574	0.11
計	9,274,228	446,670	0.05
一戸当り	674	545	

米高・麦高10か年表

年次	種類	米高	麦高
明治41年		4.401石	2.686石
同 42年		3.011	2.637
同 43年		4.196	3.149
同 44年		4.339	3.396
大正元年		3.373	3.481
同 2年		2.963	3.815
同 3年		5.426	2.340
同 4年		4.827	2.601
同 5年		4.323	2.562
同 6年		4.368	2.343

雑穀類価額10か年表

年次	雑穀価額
明治41年	3,183円
同 42年	2,411
同 43年	4,412
同 44年	4,711
大正元年	5,823
同 2年	4,637
同 3年	4,938
同 4年	5,359
同 5年	5,470
同 6年	6,480

特用農産物

蒟蒻芋	数量	0貫
	価額	0円
菜種	数量	21貫
	価額	336円
綿	数量	44貫
	価額	40円
大麻	数量	20貫
	価額	30円
楮	数量	100貫
	価額	45円
紫雲英 種子	数量	2貫
	価額	64円
落花生	数量	25貫
	価額	225円
花百合	数量	0貫
	価額	0円
価額計		740円

主要雑穀産額

	雑穀産額	
大豆	産額	101石
	価額	1717円
小豆	産額	28石
	価額	560円
粟	産額	212石
	価額	2120円
黍	産額	98石
	価額	980円
蕎麦	産額	75石
	価額	450円
玉蜀黍	産額	60石
	価額	300円
その他算入価額合計		6.480円

町）を選んだ。そして農事試作場を郡内二四個所に設けるとともに、農事伝習所を加治田・上米田両村に置いて、三名の伝習生を養成することとした。そのほかの主なる事業としては、

農事試験 種子配布 講習会 技術員設置 桑苗育成 製糸 農芸品品評会
などである。

郡農会の下部組織として各町村に町村農会が設立され、この農会により各種農事の改良がはかられた。川辺地域の農会の設置は次のようであった。

川辺町	明治三十三年六月一六日	会員	五一五人
上米田村	同 年五月一六日	同	三四〇人
下麻生町	同 三十五年二月 四日	同	二六四人
三和村	同 三十三年七月一〇日	同	三二五人

養蚕

岐阜県は蚕種製造では先進県とみなされていて、養蚕業は県の重要な産業であった。しかし当初は、田畑の周囲に植えた桑で、蚕種一枚を二軒で飼う程度の小規模なものであった。飼育も加温はせず、自然の気温のまままで日数も六〇日余かかったが、気温不順の場合は不作になることが多かった。その後、県の指導により桑の栽培や飼育法の改良が推進されたが、養蚕伝習場の設置もその一つである。

加茂郡の伝習所は、明治一八年（一八八五）三月、神土村（東白川村）に伝習所が開設され、一〇名の生徒を養成している。この地方では明治二十一年（一八八八）に、上古井村に伝習所の開設をみて、一七名の伝習生が養成された。その中の一人に上米田村の肥田捨松の名前がある。これら伝習生を中心として養蚕業は順次改良され、蚕室の設置、

病気の予防法、蚕種の改良に意が注がれたのであった。

川辺町関係の明治・大正年代の繭の生産額は次のようであった。

麻川村の養蚕 明治時代、商品生産として最も顕著な展開をみせたのは養蚕であった。明治二年（一八八八）における麻川村（上川辺・下麻生両村の合併村）の、養蚕の実態を岐阜県史からみてみることにする。

美濃・飛騨では養蚕が主要な現金収入であったので、両地域内の村を一つずつ取り上げ、蚕種一枚より生産する養蚕の収支を示すと表のようになる。

養蚕の技術的特質を反映して、生産的支出のうちで農具費の占める割合はきわめて低い。

表では麻川村の場合は「器具損料」として器具原価の五〇分の一を計上しているが、その内容は、棚・苅・ザル・綱などで、多くは農家で自製できる軽易な器具であった。この損料代は、薪・炭・粃糠などの雑費代とはほぼ同額程度で、総生産支出の約三・一パーセントに過ぎない。生産支出の主要な部分は、桑葉代と労賃によって占められ、しかもこれらの多くは実際は現金支出をとまわず、自給されるものであった。

麻川・河合両村の養蚕収支の対比は、美濃・飛騨での養蚕の特質を浮びあがらせている。河合村の場合、蚕種一枚からの養蚕に要する支出は、麻川村より多額であるにもかかわらず、

生産額推移表

	明治40年	大正2年	同5年
川 辺 町	1,082 ^石	1,031 ^石	2,059 ^石
上米田村	589	802	1,157
下麻生町	207	163	464
三 和 村	685	884	1,172
計	2,563	2,880	4,852

生産額一覽表

大正6年

	戸数	春 蚕		夏 蚕		秋 蚕		計		1戸当り	
		収繭	価額	収繭	価額	収繭	価額	収繭	価額	収繭	価額
川 辺 町	400	960 ^石	66.776 ^円	84 ^石	5.896 ^円	1.305 ^石	82.347 ^円	2.349 ^石	155.019 ^円	5.87 ^石	488 ^円
上米田村	201	745	54.545	28	2.160	914	66.750	1.687	123.455	8.38	614
下麻生町	102	254	18.455	6	478	177	12.992	437	31.925	4.28	313
三 和 村	222	495	36.869	39	3.296	789	56.410	1.323	96.575	5.51	435

明治21年蚕種1枚よりの養蚕収支表

		加茂郡麻川村		吉城郡河合村	
		価額	数 量	価額	数 量
支 出	蚕種代 (1枚)	2.50 ^円	1枚	2.00 ^円	1枚
	桑葉代	13.50	270貫(1貫5錢)	14.40	120貫(1貫12錢)
	賃 金	2.50	25人(1人10錢)	4.60	46人(1人10錢)
	器具損料	0.60	—	1.00	—
	{ 棚	0.10	—	(2.00)	—
	{ 蔭	0.20	—	(1.00)	—
	{ その他	ザル0.10	—	—	—
	網	0.20	—	(0.80)	—
	雑 費	0.45	—	1.10	—
	{ 薪	—	—	0.50	—
	{ 炭	0.15	—	0.30	—
	{ 粉糠	0.10	—	0.05	—
	{ 簇	0.20	—	—	—
	{ その他	—	—	0.20	—
	計	19.55	—	25.95	—
収 入	繭	24.75	1.25 ^石	21.75	1.05 ^石
	{ 上繭	—	1.10 (1石22円)	—	0.7 (1石24円)
	{ 同切繭	—	0.2 (1石12円)	—	0.15 (1石13円)
	{ 下繭	—	0.05 (1石7円)	—	0.2 (1石15円)
	蚕沙代	0.60	(1俵15錢) 4俵 (4斗入)	0.50	—
	桑条代	0.08	40貫 (10貫2錢)	—	—
	計	25.43	—	22.25	—
収 支 損 益		(+) 5.88		(-) 3.70	
労賃を控除した収支損益		(+) 8.38		(+) 0.90	

明治21年麻川・河合両村の主要農産物

	麻川村	河合村
農産物総価額	25,315 ^円	27,520 ^円
価額第1位作物	米 7,304	繭 13,797
第2位	繭 4,400	稗 4,925
第3位	大麦 3,560	米 3,914
第4位	青芋 1,328	麦 838
第5位	綿 1,296	楮 787
第6位	小麦 1,221	菜種 618

(岐阜県史通史編)

収繭量は麻川村より少ない。河合村の支出額所要労力の多さに基づいていて、麻川村の倍に近い労力が必要とされているが、特に寒冷的な気候のため燃料代の支出が多いのである。

このような事実は、麻川村では河合村よりも所要労力が少ないにもかかわらず、より集約的な飼育がなされていたことを示している。その結果、河合村よりも多くの収繭量をあげているのである。

養蚕組合 従来から各町村内で小組合は設立されていたが、経済基盤の弱小から持続は困難であった。大正元年（一九二二）になって、太田・古井・加茂野・坂祝・川辺・下米田に組合が設置されるや、郡農会も養蚕教師を派遣して指導にあたるようになった。それとともに養蚕組合は、蚕種の共同購入や共同飼育に力を注ぎながら、成繭の共同販売も行った。このため大正六年（一九一七）には、加茂郡内で三四組合の結成をみ、組合員も一〇七八戸となった。

昭和六年（一九三一）二月に蚕糸業組合法が公布されて、これら業者の保護策が推進された。これにともない、従来郡単位にあった養蚕組合の上部組織として、岐阜県養蚕業組合連合が設立されて組織は一新された。

昭和十二年（一九三七）日華事変が起こると、国の食糧自給政策の強化から、桑園の整理が行われた。そして戦局の進展にともない、桑園はその多くが、甘藷・馬鈴薯・水稻・陸稻などへ転作を余儀なくされていた。

畜産 畜産のうち馬は農耕及び運送用として飼育されていたが、産馬地としては東白川村などが盛んであった。例えば加茂郡の明治年代の馬数は一一〇〇〜一二〇〇頭であったが、大正年代では最高一八〇〇頭の年があった。

一方、牛は明治一五年（一八八二）鹿塩区において四〜五頭を飼育したのがはじめで、その後、古井・川辺・太田の各町村に広まっていった。

牛の飼育が広まるにつれ、明治三十三年（一九〇〇）川辺町が種牛（ホルスタイン種）一頭の預託を受け、種付事業を行ったが、当時加茂郡内の飼育牛は一〇〇頭前後に過ぎなかった。その中で明治三四年（一九〇一）、栗山喜代吉（川辺町）は乳牛一二頭の譲渡を受けて飼育に乗り出していた。また前記川辺町の牛種付所では、その後年間五〇頭からの種付を行って、この地方の飼育事業に貢献している。それに関連して、大正元年（一九一二）九月二一日、栗山喜代吉は多年の功労者として表彰を受けたのである。

そのほかには豚・兎の飼育も行われたが、最も盛んなものに養鶏があつた。川辺町単位にすると優に数千羽を数えることができるが、いずれも一戸当りの平均にすれば、数羽に過ぎない小規模なものであつた。

明治三十三年（一九〇〇）に牛馬組合法が公布されると、郡区域で組合が設立されることとなつた。その後大正三年（一九一四）になつて畜産組合法に改められ、県内一八郡地域で畜産組合が設立されていった。そして畜産技術員が配置されるや組合活動は活発となり、畜産の改良発展に効果をあげた。さらに一八の組合によって、岐阜県畜産組合連合会が結成され、畜産振興事業の発展に寄与した。

この畜産組合連合会は、地方競馬場を持つことによつて相当の利益をあげたが、川辺町にも昭和年代まで、下川辺地内に草競馬場が開設されて話題を呼んだ。

綿・茶・その他

綿作はこの地方では畑地を主としていたが、反収量は低い水準であつた。しかし安定性のある収入が得られている。明治二〇年代の一戸当りの収入をみると、綿は五円〇六円で米・麦に次いで第三位を示めていた。

いま麻川村（下麻生・上川辺村）の綿作について岐阜県史から例をとってみると次のようである。

麻川村は、水田七二町七反弱、畑九五町四反強、農家四八四戸（うち專業二二四戸）の、飛驒川に沿った中山間村で、ここで最も多く生産される農産物は米である。明治二年（一八八八）現在七三〇四円、うち約九〇パーセントは村内で消費され、管外（主に飛驒）へ販売移出されるのは一三三石、六六〇円ほどであった。

これにたいし綿は三二四〇貫、一二九六円が生産されているが、うち三〇パーセントが村内で、主に農家の自給衣料生産の原料として消費されている。そのうち七〇パーセントの二二六八貫、九〇七円二〇銭が管外（主に愛知）へ販売移出されている。

この村での綿作は、明治一七～二一年の期間に生産数量はやや減少し、生産価額では逆に増大し、反当り収量は村内平均で二一貫であった。加茂郡の綿作はこの麻川村から西よりの諸村で多く営まれていて、たとえば加茂野村では明治一七年（一八八四）に二九六五貫、伊深村では一五〇二貫の生産がみられる。反当り収量は加茂野村で平均二七貫、伊深村で二〇貫ほどであった。このことから、麻川村を加茂郡での主要綿作村の一つに数えることができる。

収穫された綿は商人が村を回って買い集め、一部は兼山や犬山を経て機業地に送られたが、綿は換金作物として貴重なものであった。

茶の栽培は明治以降幾多の技術改良が加えられたので、生産量は増大し、やがて輸出用として販路が拡張された。当時加茂郡内では西白川村が最も生産量が多く、次いで蘇原村・東白川村・八百津町・下麻生町・久田見村・川辺町などが主な生産地であった。

加茂郡主要綿作村での綿生産額の変遷（岐阜県史通史編）

	麻 川 村			加茂野村	伊深村
	生産価額	1貫目の 価額	生産数量	生産数量	生産数量
明治17	1,170	35銭	3,343貫	2,965貫	1,502貫
18	1,174	37	3,173	3,468	1,403
19	1,255	40	3,138	3,458	1,222
20	1,290	42	3,071	4,500	1,375
21	1,296	40	3,240	?	?

川辺町における茶は玉露・煎茶・番茶であったが、大正六年（一九一七）の産額は次のようである。

川 辺 町	六三五戸	一六四九貫	二三一七円
上米田村	一二〇戸	一五二貫	三三円
下麻生町	一八〇戸	二四六〇貫	四一八四円
三 和 村	九七戸	一三一九貫	一〇八八円

このうち上米田村は番茶のみの栽培のため、価額は低位となっている。

そのほかには、煙草・花百合・果実の栽培も小規模ながら行われていた。煙草は鹿塩地区で、輸出用花百合は上米田地区で、果実は梅・葡萄・密柑などで川辺地区が産地であった。

二 商工業・林業・鉱業

商業

相互に独立した生活圏を持っていた村々の交流には街道が必要であった。しかし道路は狭く商品の運搬も十分でなかったが、それに代わるものに川湊かわみなとがあった。ここで物資が陸揚げされて奥地へと運ばれていたが、飛騨川では中川辺・石神・下麻生が産物の集積地であった。

大正初年に作成された『川辺町郷土誌』の商業欄には、「商業界も近時漸く覚醒し、商業組合の設立さえありて旧来の疲弊漸く破れんとす。熟々本町の位置地形上より考ふるに、商業は経済界のオーソリティたるべきの地位に在り、しかも現時の衰頹を見るは畢竟経営者の商業思想の乏しきに依るか、今後商業者の子弟たるものの活躍如何によりて

は、大に發展すべき氣運にあり」

と記述されている。同じ『下麻生町郷土誌』には、「商業は概して閑靜なるやの感あり、若干の材木商ありと雖も本町に於て売買取引を為すもの殆どなく、薪炭の業尤も隆盛にして生糸・茶等之に次ぎ、比較的雜貨米穀の業活氣を占しつつあり」

とある。

商品の主なるものは、生糸・茶・木材・肥料・呉服・反物・日用雜貨品などで、その多くは名古屋・岐阜から仕入れていた。大正時代の商業戸数は、川辺町二〇七軒、下麻生町五二軒、上米田村一二軒の合計二七一軒で、就業人員は合わせて一三二一人の多きに達していた。

昭和初年の、川辺町（主に中川辺）の業種別商店名は次の通りである。

志んや呉服店	垣下呉服店	掛布呉服店	岩甚呉服店	遠藤商店（ふとん）	佐藤洋品店
垣下達次郎商店（履物）	西村保太吉商店（履物）	西村屋履物店	下駄兼商店	小沢雜貨店	
垣下惣太郎商店（化粧品）	嶋屋小間物店	紅谷酒店	矢嶋酒店	加藤酒店	岩宇菓子店
佐々木菓子店	道家菓子店	松嶋屋老舗（菓子）	望月宝栄堂藥局	佐藤藥局	ワカイ藥局
佐藤鉄店	梶山商店（金物）	日比野金物店	佐藤支店（陶器）	つるや漆器店	
山田松助商店（八百屋）	堀川屋商店（海陸産物）	仙石商店（鮮魚）	小沢自転車店		
影山商店（自転車）	大脇商店（米穀）	吉田金六商店（米穀）	小森金谷堂（印判・提灯）		
安田成章堂（印判）	山本肥料店	石井指物店	石井染工店（旗・幕）	紅谷時計舗	渡辺写真館

佐藤書店 紙太材木店 平岡運送店 関印刷 松岡品三郎商店(味噌・溜) 加茂川(鶏肉)

林屋(料理) 玉屋(料理) 南天館(料理)

酒造は、古くから酒屋株と称して株の売買が行われていたが、主生産地は太田町・八百津町・川辺町・下麻生町などであった。需要が伸びるにしたがい業者は酒造組合を設立して、品評会や杜氏講習会を開いて品質の改良に務めた。大正六年(一九一七)の川辺町における酒造高は、川辺町が清酒三六二石、味噌一五九石、焼酎六二石で、下麻生町は清酒三七二石、味噌七石、焼酎八石であった。価額にすると合計五万四七〇〇円にもなっていた。

酒造業者は県の指導によって明治六年(一八七三)に世話役が設けられた。そして年々の造高をはじめとして、廃休業・新規営業・譲渡などを管理していたが、県下一九名の世話役のなかに中川辺村の西村斎三郎の名前がある。

茶の流通はこの地方では下麻生・中川辺・細目・今渡・兼山に集められたが、集荷商品としては茶が第一位であった。

明治二〇年(一八八七)の農商務省令第四号茶業組合規則により、加茂郡茶業組合が翌二十二年二月二五日に設立された。当初組合事務所は八百津町にあったが、二三年四月には川辺町に移り、さらに大正三年(一九一四)三月には加茂郡役所内に移転した。

組合設立によって製造業者や仲買商人は強制加入となり、茶を販売出荷するにあたっては、必ず組合の検査を受けることが義務付けられた。これにより県は製茶流通の掌握が可能となつて、品質の向上が意図できるようになった。

一方組合は、茶を統制・整備することにより、美濃茶を県外へ有利に販売することもできた。

明治時代の製茶組合の役員で川辺町関係者は次によつてであった。

下麻生村 長谷川金左衛門

石神村 平岡又三郎

川辺村 福井嘉吉 山田伍助

そのほか山間諸村では林産物、特に木材の商品化がはかられていった。飛驒川の筏流しの便が川沿いの村々の私有林・村持山の、木材商品化を促したのである。これにともない、杣・木挽きなどの山稼ぎが山間の村々の重要な現金収入ともなっていた。

下麻生湊 木曾川から分かれて上流飛驒川へ上る船の終点がこの湊である。ここを起点として川船は、名古屋・桑名方面と下麻生の間を上り下りして貨物が運ばれ、あるいは積み込まれあるいは積み降ろされていた。飛驒方面の物産は下麻生まで運ばれて、必要物資はこの湊から飛驒街道を陸送されていた。そしてその代表的なものが木材であった。

下麻生綱場 綱場の沿革について『川辺町史料編上巻』には次のような記述がある。「明治維新、廃藩置県ノ制ナルヤ尾州家ノ領地ヲ解カレ、次デ三間屋モ解散スルニ至リ、以後ハ長谷川・前島・篠田ノ三氏綱場事業ヲ請負ヒ、従前ノ如ク木材ノ搔下シヲ取扱ヒタリ、後明治十三年ニ至リ前記三氏ヲ始メ全村民ト協議シ、三鱗組ナル会社ヲ組織シ、大イニ事業ノ革新ヲ図リ益々發展ニ努メタリ、降ッテ明治十七年ニ至リ官有地使用規則ノ發布セラルルニ及ビ、明治二十一年始メテ水面使用願書ヲ提出シ、規定ノ料金ヲ納メ五ケ年間ノ許可ヲ得、爾来期限毎ニ継続出願許可ヲ得テ使用シ来リ以テ現今ニ及ベリ」

下麻生綱場はこのようにして明治維新を乗り切り、以後事業を継続していったが、運材ルートの中継基地がこの綱

場の役割であつた。

飛騨川上流の林業地での生産材の大半は、河川を運材ルートとして木材市場へ搬送された。上流からの管流材を強靱な留綱によってせき留め、その留材を筏に編成して木曽川河口へ送り出した。川幅の広い平流の地点として、下麻生は好適な条件を具備していたのである。

綱場は、白口藤をもって径一尺内外の太さに編んだ頑丈な留綱三〜四本を河中へ張り渡し、その留綱を足場として留材を筏に掻き立て下流へ流送していた。その流送経路は、

下麻生―犬山―笠松―白鳥（熱田）―桑名

で、流送される木種の多くは、樽・枳・板子などの軽量材であつた。

明治二九年（一八九六）岐阜県は筏検問所を設けたが、これは県税賦課のための検査所である。場所は古井村上古井地内で、通称“ホウロク”と称する木曽川・飛騨川の合流する所から下流の地点であつた。そして筏送りの期間の九月から翌年四月までは、加茂郡役所から毎日職員が出張して検査にあたつた。流材は官材と民材を区別するため、官材には旗を立てさせて民材のみに課税したが、その総税額は次のようであつた。

明治三十一年 三五一一円 同三五年 九三九一元

同 四〇年 一万二〇七二円 大正元年 一万一五二八円

大正 六年 七七〇六円

下麻生綱場での実際の業務は、集められた木材を切判きりはんを見て材主別に選り分け、藤蔓ふじづるで組んで筏にする。下呂材などは、材木六本程度（幅九〜一〇尺、長さ一五尺五寸Ⅱ二間）に組んだものを縦につないで筏一乗りとした。大正初

期までは「個人乗り」といって、乗り手が午前中筏を流し、午後からは筏を組む仕事に従事していた。そのため一日一往復であったが、大正七年（一九一八）ごろから仕事を分業制として、乗り手と組み手に別れたので、一日三往復が可能となった。これを「団体乗り」といい、最盛期には百人位の人々が常駐していた。

筏には二人の人が乗るが、前方に熟練者がいて乗りかじを取った。そして下麻生―川合（美濃加茂市）まで三時間位かかり、ここで中継すると乗り手はかじを担いで徒歩で戻った。この筏乗りの賃金は、大正時代で一日七〇―八〇銭（当時米一升一銭、酒一升六〇銭）であった。かなりの高賃金となっていたが、早朝まだ暗い午前二時頃の出発で、川の音の変化を頼りに乗る仕業のため危険な川下りであった。

三鱗組 明治一三年（一八八〇）九月、長谷川金左衛門（九代目）を中心に前島丈之助・篠田金八の三者は、下麻生全村民とはかって「三鱗組」を組織し、一村あげて網場経営の近代化に乗り出すことになった。明治一七年（一八八四）官有地使用規則が公布されるや、前記三氏と村民代表村瀬平七などが、下麻生湊の水面使用を出願した。そして五か年間の許可を得て、以後五年毎の継続出願を行って事業の発展をはかっていった。明治四〇年（一九〇七）三鱗組労働貯金組合を設け、三鱗組に働く者はすべて、その収入に応じた金額を貯金することを決めた。同四二年には、組合員二八七人、貯金額三六七円九〇銭に達した。

大正二年（一九一三）三鱗組は三鱗株式会社と改称し、資本金一三〇〇円、一株につき五円の出資金を拠出して発足した。大正一一年（一九二二）国鉄高山線が美濃太田から下麻生まで延長となった。これにより川下げ材の大半が鉄道運輸に切り替えられたが、それ以前は、木主は筏一乗りについて金三円二〇銭の払込みが規定されていた。この当時の年間の出材量（単位万尺メ）は、

明治三五年 二二 同三七年 二六 同三九年 四五
同 四一年 二八 同四三年 二三

であつた。当時の商人名は次のようになっている。

(材木商)

長谷川金左衛門 前島丈之助 篠田金八 丹羽仲左衛門 村瀬八重八 井戸芳治郎 丹羽金八
原為五郎ほか

(薪炭商)

小栗周三郎 小田惣太郎 佐原亦三郎 前島兼三郎 村瀬善助ほか

下麻生綱場で「綱場騒動」が起きたのは明治三四年（一九〇一）のことである。三鱗組の独占事業の有利なことに目をつけた名古屋の木材業者が、別に綱場新設を岐阜県庁に出願し、同時に水面独占使用を不当とする民事訴訟をおこした。そして、下麻生の対岸の下吉田地区に人夫小屋を建て、八百津方面から人夫を雇って筏組みを行った。このため三鱗組との間に不穏な空気が生じ、前後四か月に渡って小競り合いが続いた。この騒動は、岐阜・愛知両県の首脳によって調停が行われ、最終的には、従来どおり三鱗組の独占事業が認められて無事解決したのであつた。

下麻生の材木商は、東京・大阪方面など広範な取引を行ったため、地元には幾つかの銀行が開設された（後述）。当時の銀行は、

東美銀行下麻生支店 可児（広見）銀行下麻生支店 加茂郡銀行下麻生支店 丸八貯蓄銀行下麻生支店
の四銀行であつた。それ以外に下麻生郵便局も開設されていて、それとともに下麻生電信局も併設された。さらに明

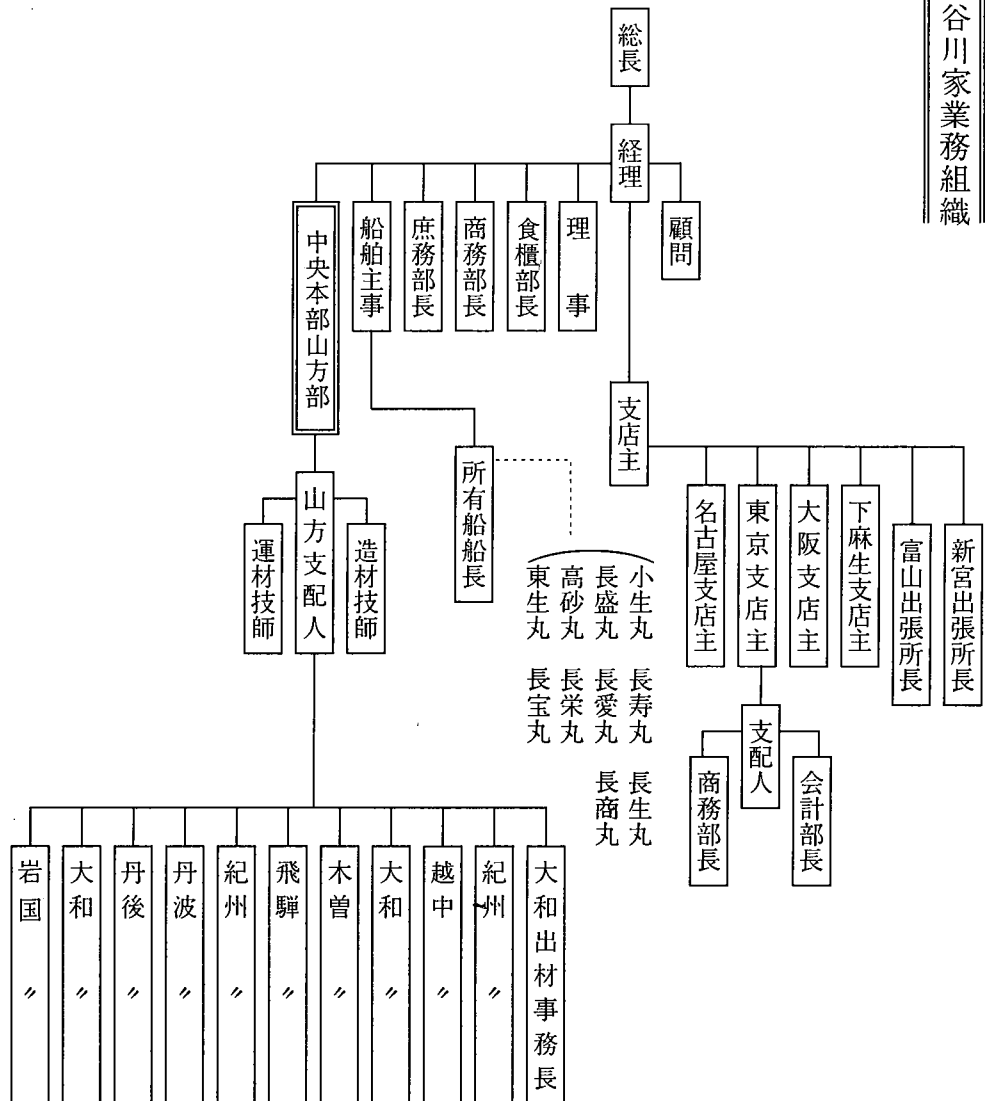
治四四年（一九一一）には、下麻生―名古屋間に直通電話が設けられて営業活動が活発になった。

一方、町並みには旅館として「水月旅館」があり、それ以外には商人宿が二軒、馬車宿が一軒あった。料理屋は二軒、そのうち「若松屋」は芸者置屋を兼務していた。

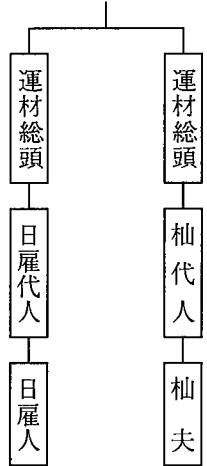
当時の商業取引を伝えるものに、「長谷川家業務組織図」がある。これによると、東京・大阪は勿論、遠く山口県あたりまで取引があったのである。

“嫁にやるなら麻生へ行け”とまでいわれた綱場事業も、高山線の開通とともに木材は陸送となって、昭和八年（一九三三）を境に消滅していった。そして三鱗株式会社も解散の運命をたどり、これとともに、多くの乗船客を運んだ下麻生湊も衰退した。やがて昭和十二年（一九三七）の川辺発電所の竣工により、綱場の跡も下麻生湊も水底に没して、現在はその面影もとどめない。

長谷川家業務組織



各地事業別に出材事務長以下の組織をおく

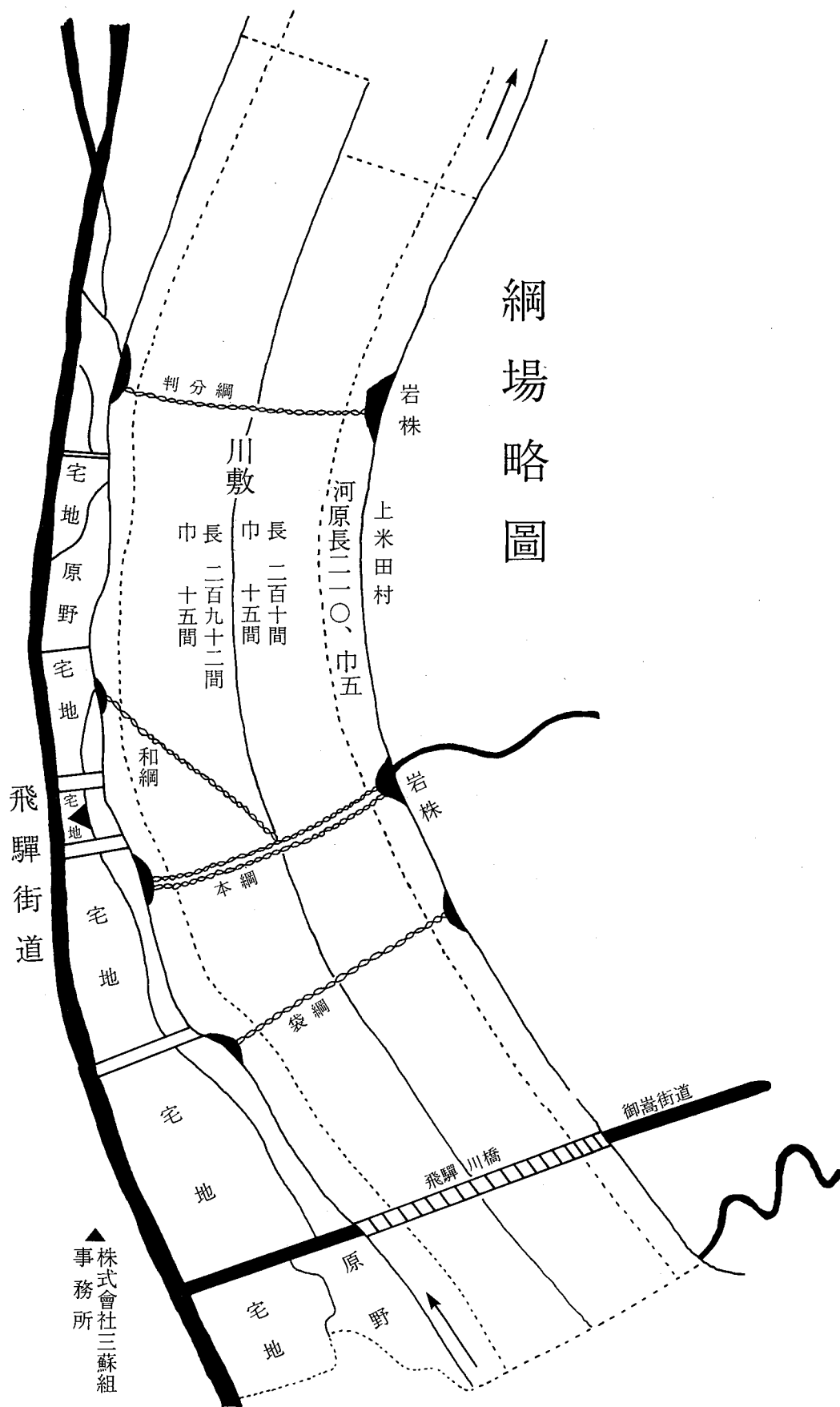


※長谷川家職員録にのっている人数は明治35年8月現在で67名であった。

※「長谷川家営業案内」(明治35年)によれば

- 下麻生支店 — 酒類醸造及び運送業
- 長谷川中央本部 — 山林伐出、植樹、船舶回漕業
- 名古屋・大阪支店 — 材木販売、建築及び官庁用達
- 東京支店 — 材木販売、問屋委託販売、
宮内省庁用達、外国材輸入販売

網場略圖



工業

川辺町内の工業はすべて家内工業であつて、工場といわれる企業は当時全くなかつた。『川辺町郷土誌』には、旧川辺町の工業として次のような記述がある。「本町ニ於テ工業ニ従事スルモノ五一戸、其種類千種万様一々指示スルコト能ハズト雖モ、座繰製糸、醸造業、畳建具ノ製造業、瓦ノ製造、活版印刷業等ナリ、就中、座繰製糸ハ甚ダ発達シテ、産出モ三万円ニ垂レントスルノ勢ニシテ、小製糸工場ヲ圧倒セントスル意氣アル、製糸業亦盛ナリ、活版・印刷業ハ漸ク隆盛ナラントス」

上米田村の工業については『上米田村郷土史』に次のような記述がある。

「製瓦・醤油・下駄・干鰯^{ほしうど}等ノ製造、指物職、漆器類等ナリ、而シテ製瓦ハ年三万五千二百枚、其価格七百円ニシテ、其ノ原料ハ皆比久見地内ヨク採ル、醬酒製造業一戸アリ、一年ノ製造高六十八石ニシテ、此価格千二十一円ナリ、近來干鰯製造高大イニ増加シ、水車業者ニシテ同機械ヲ備ヘザルモノ殆ンドナシ、而シテ其ノ製造高年七千八百貫、此価格二千五百円ニシテ実ニ有名ナリ、近郷ヨリ態々交換ニ來ルモノ多シ、下駄類製造業一戸アリ、年百拾円内外ヲ製造ス、漆器類ハ原料ヲ信濃ヨリ採リ年三百位ヲ製造ス、其他下吉田ニ於テ製氷（天然）ヲナスモノアリ、其外米・麦・雜穀類等及以上ノ工産物ハ皆何レモ地内及近郷へ販売シ、益々販路ヲ拡張シツツアリ」

そして工業従事戸数四八戸、従事者二五二名とある。

下麻生町の工業については、『下麻生町郷土史』に次のような記述がある。

「純粹ナル工業家少ナク、隨ツテ業務發展ノ余地無キガ如キ感アリ、今大正元年ニ於テ産出シタル品種並ニ数量等ヲ示セバ次ノ如シ（一）内数量・価額。

竹製品（九三〇打 九三円） 一戸 荷車（五台 一二〇円） 一戸 清酒（二一〇石 一〇五〇〇円）

一戸 焼酎(三石 二二〇円) 一戸 醤油及溜(五〇石 八九三元) 一戸 味噌(一八八七貫 三七五円) 一戸 豆腐(三五・一〇箱 八四一元) 五戸 木製品(一八〇〇足 一二六円) 二戸 干鰯(三一〇〇束 一三九五円) 四戸 蒟蒻(八一〇貫 二〇三元) 五戸 全従事者二八五名」
そのほかに生糸(一一八〇貫 金額不明)、製造粉(一九三九四斤 一三五六円)、煉瓦(四万丁 五〇〇円)、瓦(四二〇〇枚 五七〇円)などの記述がある。

これらからみると、工業製品は清酒・蚕糸・瓦などが上位を占めていた。そのほかには打刃物(主に農具)や石製品などがあるが、いずれもごく小規模の家内工業の域を出ていなかった。

林業

川辺町の山林は山岳重畳として雑木繁茂し、地味も比較的よく植林に適している。従来から各地区とも砂防工事などを施して保護に務めるとともに、植林事業を計画的に行ってきた。全山林の面積は、

川辺町 八三〇・九反 上米田村 一九二八・〇反 下麻生町 八一七・八反 三和村(鹿塩区含む) 五
六〇・一反

である。

加茂郡山林会 明治二九年(一八九六)三月、加茂郡内の一六町村によって郡山林会が組織されたが、組合長は上米田村の横山薫であった。町内では現在の川辺・上米田・鹿塩の三地区が加入した。事業としては、杉・松など四五万本の植林を行うなど、あるいは樹苗の無料配布、林業講習会の開催などを行った。明治四一年(一九〇八)二月、岐阜県山林会が創設されると、加茂郡は新たに同山林会加茂支部として発足することとなった。

山林のうちには町村有林や学有林がある。

川辺町有林 納古山に町有林がある。この山の入会地が川辺六か村に分割されたが、広範囲のため面積が確定していないのが現状であった。（大正年代）

上米田村有林 面積一反六畝二五歩、元小学校敷地を校舎移転後山林に変換せしものと、新たに原野を購入したものがある。

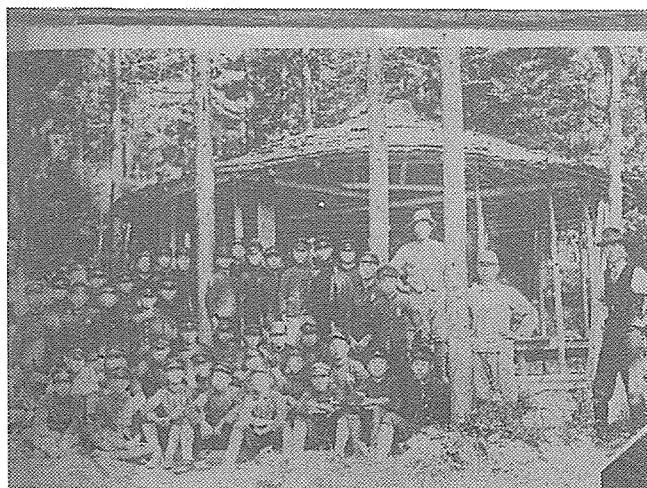
下麻生町有林 面積六五七町二反七畝一〇歩。明治から大正年代にかけて計画的に植林が行われ、加茂郡における理想的な造林地帯となっている。

川辺尋常高等小学校学有林 面積三町一反八畝一〇歩。大正四年（一九一五）五月、西栃井区より買入れたもので納古山入会地であった。

川辺読本（昭和一七年）に学有林の歌詞が掲載されているが、それによると学生は午前四時ごろに出発し、地蔵峠を越えて一〇キロメートルの道を納古山内まで歩いたとある。当時学有林の手入れは学生によって行われていた。そして学有林地内に、休息所として“日輪舎”が昭和一四年（一九三九）に建設された。

学有林で忘れてならない人物に“長沼覚道”がある。覚道は、明治三三年（一九〇〇）から三七七年まで下麻生町長を勤めた人で、町有林の育成に尽力した。当時荒れ果てた全山林に植林を行って、その一部を学校用にと考えた。そのため、旧下麻生小学校がいち早く鉄筋の校舎となったのは、この学校用の山林に負うところが多かった。

林産物として松茸がある。一時産出額が減少したが、明治年代に入って保護に務めた関係から、順次増加の傾向をたどり、その産出額は次の通りであった。



日 輪 舎

上米田村 二六〇〇貫 三和村 一五〇〇貫 川辺町 一〇〇〇貫

そのほかには薪があるが松割木が殆んどで、それ以外には櫟の木や柴が大部分を占めていた。下麻生町の舟運が利用され、石神・中川辺からも舟で運ばれていった。

鉱業

川辺町の鉱山としては、上川辺地内のマンガン鉱が有望な鉱区であった。明治から大正年代にかけて、大阪の個人業者や、東京の高田鉱業により採掘が行われている。一時、八万五千貫からの採掘があったが、主なる鉱山は次の通りである。

川辺町 鉱区 三 石炭・マンガンを産出

上米田村 鉱区 三 金・銀・銅・鉛・マンガンを産出

これらはいずれも小規模のもので、採算が合わなくなったため大正年代に休鉱となった。そのほか下麻生町では石灰が産出したとの記録があるが、明治初年のことである。

これらの中小企業は、昭和一三年（一九三八）の国家総動員法により、戦時体制に移行を迫られた。それに重要資材は軍需用に振りむけられ、消費物資も制限されたため、商工業者は大きな打撃を受けることとなった。一方では、電力国家管理法によった電力制限は、業種によっては強制的に廃業を余儀なくされていった。そしてこれら休廃業した商工業者の多くは、軍需工場へと流れていったのであった。

三 団体・金融機関

川辺商工会

商工業発展には統一ある活動をする必要があり、そのため組織されたのが商業組合（商工会の前身）である。明治四四年（一九一〇）十一月七日、旧川辺町の商業経営者が相集まって「川辺商業組合」を結成し、規約一六か条を定めたが、当時組合員は四六名であった。

大正一二年（一九二二）一月二三日の総会において、組織変更の議を可決し、従来の「川辺商業組合」の名称を「川辺商工会」と改めた。越えて同一四年（一九二五）二月、県令第九〇号による商工会設置の認可を岐阜県に申請、同一五年一〇月一二日付をもって認可、ここに公認の商工会として会員一〇〇名を擁する組織となった。

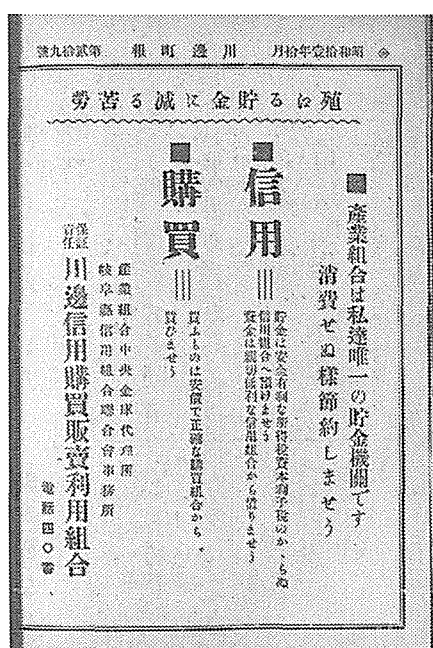
実施した事業としては、山川橋架橋問題・中川辺駅設置問題などの事前運動であった。一方商店街としては、昭和年代に入って毎月一五日を「廉売デー」としていっせいに赤旗を立て町内に活況をもたらした。別に「川辺商栄会」の名称を持った商業組合も出現し、「現金薄利主義」による商業活動も行われていった。

信用購買販売利用組合

産業組合としての信用購買販売利用組合（農業協同組合の前身）は、加茂郡内の各

町村に明治・大正年代にかけて設立されていた。名称は「信用組合・販売利用組合・信用購買組合・信用購買販売生産組合」などで、業務内容は次のようであった。

- 信用部 預金・貸出などの金融関係を扱う。
- 購買部 肥料・飼料・日用品雑貨の販売業務を扱う。
- 販売部 組合員の生産した農産物を共同で販売する業務を扱う。



川辺信用購買販売利用組合

○利用部 器械を設備して肥料の配合など農事関係の業務を扱う。

川辺町関係の信用組合の創設は次のようであった。

上米田信用購買組合 上米田村 明治四三年四月二五日設立 組合員一二二名

川辺信用購買販売利用組合 川辺町 大正二年三月三一日設立 組合員一二一名

なお、川辺町の組合は当初上川辺で発足したもので、その後中川辺に移転した。また鹿塩区は「三和信用購買販売組合」として、大正四年（一九一五）一月一九日に設立されている。

銀行の開設

明治初年当時は銀行を規制する法律もなく、殆んど放任状態であった。その後銀行条例の制定により、各地に国立銀行とは別に私立銀行が設立されていった。川辺町で銀行が営業をはじめたのは明治三〇年（一八九七）のことで場所は下麻生町である。以下川辺町内の銀行を列挙すると次のようになる。

東美銀行 本店は可児郡御嵩町にあつて、下麻生支店・川辺支店を開設す。

可児（広見）銀行 本店は可児郡広見町にあつて下麻生支店・川辺支店・神坂口代理店を開設す。

加茂郡銀行 本店は加茂郡太田町にあつて、下麻生支店・川辺支店・福島代理店を開設す。

丸八貯蓄銀行 本店は名古屋市玉屋町にあつて、下麻生支店・川辺支店を開設す。

三和信用購買販売組合 川辺町 大正二年三月三一日設立 組合員一二一名

川辺信用購買販売利用組合 川辺町 大正二年三月三一日設立 組合員一二一名

上米田信用購買組合 上米田村 明治四三年四月二五日設立 組合員一二二名

東美銀行 本店は可児郡御嵩町にあつて、下麻生支店・川辺支店を開設す。

可児（広見）銀行 本店は可児郡広見町にあつて下麻生支店・川辺支店・神坂口代理店を開設す。

加茂郡銀行 本店は加茂郡太田町にあつて、下麻生支店・川辺支店・福島代理店を開設す。

丸八貯蓄銀行 本店は名古屋市玉屋町にあつて、下麻生支店・川辺支店を開設す。

三銀行名

金融恐慌

大正期に入って第一次大戦がぼつ発すると、未曾有の好景気がもたらされ、農村を離れて工場労働者となる者がしだいに増加した。その結果、諸物価の値上がりを引き起こし、特に米価が急騰し、大正七年（一九一八）七月には前月に比べ、一升について一〇銭の値上りとなって四〇銭の高値を記録した。さらに一週間後には四二銭となり、ついに米騒動が発生することとなる。八月に名古屋で起こったこの騒動は東濃に波及して暴動事件となり、米穀商や駐在所まで襲われた。

着々と発展してきた県下の産業も、やがて大きな不況に見舞われることとなる。昭和五年（一九三〇）から七年にかけての“昭和恐慌”の訪れであった。生産力は減退し金融も停滞しがちで、同六年には飛騨川流域に支店を持つ中津川・付知・八百津の三銀行が閉店した。まさに金融界の混乱期であり、この影響は各地に波及していった。

流言は社会に不安を呼んで、群衆心理は銀行側の対策をはるかに越えるものがあつた。当時の大蔵省銀行局の伝えるところによると、

「全国各府県ヲ通ジテ、金融界ノ悪化、人心ノ動揺セルコト岐阜県ヲ以第五位ニ当ル」と言わしめたほどで、この地方もその影響は免れなかったのである。

昭和五年（一九三〇）一二月に、蘇原銀行（本店岐阜市）が連日の取付けから資金が枯渇し休業に追い込まれると、ほかの銀行も預金が減少していった。それとともに十六銀行太田支店も、突発的な取付け騒ぎから支払いを一兩日延期したため客が殺到し、警察が取締るほどであつた。この騒動は一日で解消したが、太田支店の預金は半減したという。昭和六年（一九三一）八月になると、金融界の混乱から八百津銀行が休業し、同川辺支店にも客が殺到、このような現象は、同年一二月美濃合同銀行川辺支店でも起こり、ついに休業のやむなきにいたつた。この間翌七年三月まで

に、岐阜だけでも普通銀行九、貯蓄銀行一の計一〇の銀行が休業し、残ったのは十六・大垣共立などの六銀行に過ぎなかった。

農村不況や企業の低迷、それに金融恐慌に見舞われた金融界はやがて合併を余儀なくされた。さらには戦時体制下の「一県一行主義」の政府方針から、やがて統合の運命にあい、苦難の時代を迎えていった。

この地方の銀行の行方を追ってみよう。

可児銀行 明治三十三年（一九〇〇）四月に可児郡広見町において設立され、代表者は渡辺善十郎、資本金一〇万円であった。日露戦争後の不況によって経営が悪化し、同四一年（一九〇八）一月本店を八百津に移転す。大正五年（一九一六）八月名称を八百津銀行と改称、大正八年には資本金五〇万円に増資した。下麻生支店（明治三十三年四月開設）・川辺支店（同三五年一月開設）・神坂口代理店（大正二年一月開設）のほかには支店と一三代理店を設けた。昭和十二年（一九三七）「一県一行主義」の方針によって十六銀行に買収された。

美濃合同銀行 吉田倉庫銀行と天下野銀行が昭和三年（一九二八）に合併してできた銀行で、本店は武儀郡吉田町にあった。資本金・支店数は不明であるが、合併時に川辺支店が開設された。昭和四年（一九二九）山県銀行と合併し、さらに昭和十五年（一九四〇）になって十六銀行に買収された。

加茂郡銀行 下麻生町の前島丈之助らが発起人となって、明治四三年（一九一〇）一二月に設立され、同四四年一月に営業を開始本店を太田町に置く。代表者前島丈之助、資本金五〇万円、大正六年（一九一七）には支店・代理店が加茂郡内に一八店、郡外・県外に七店あった。川辺町内には下麻生支店（明治四四年二月開設）・川辺支店（同四四年七月開設）、福島代理店（同四四年四月開設）があった。

同銀行は、大正十一年（一九二二）東濃銀行と名称を変更したが、農村不況と金融恐慌を前に、大正十四年（一九二五）七十六銀行（高須町）と合併した。その後昭和三年（一九二八）には七十六銀行は大垣共立銀行と合併した。

東美銀行 明治三〇年（一八九七）一月に設立されたが、本店は可児郡御嵩町、資本金などは不明。川辺町内には下麻生支店（明治三〇年一月開始）・川辺支店（同三十一年一〇月開設）があった。同銀行は大正六年（一九一七）に愛知銀行（本店名古屋市玉屋町）と合併したが、下麻生・川辺両支店は名称を変更して継続していった。

丸八貯蓄銀行 本店は名古屋市玉屋町にあって、愛知銀行と同系列の銀行であった。愛知銀行内に、東美銀行と合併（大正六年二月）と同時に下麻生支店・川辺支店を開設した。

これら群小の銀行は、昭和十一年（一九三六）大蔵省が打ち出した「一県一行主義」によって、同一八年（一九四三）までに合併を繰り返していった。そして県下の金融界は、十六銀行と大垣共立銀行の二つに統合されていったのである。

第八節 交通・通信・電気事業

一 道路網の充実

道路行政

新しい交通手段の導入には道路の整備が最も肝要なことであり、それが前提条件であった。県内の一般道路は、明治二〇年代になって改修されるようになったが、道路には等級が設けられた。すなわち一等道路は中山道であり、飛騨街道は県道二等であった。

大正年代に入ると、太田町―川辺町―下麻生町―神淵村を通る金山―太田線が一四〇号路線に、川辺―関線が一四一号路線、川辺―八百津線が一四三号路線、川辺停車場―源氏野線が一四四号路線となつて、整備が行われていった。昭和年代には、中川辺停車場線は二三五号路線となり、上米田村を通る下麻生―八百津線は二五一号路線に、川辺―広見線が二七四号路線、殿村―川辺線が二九八号路線として整備されていった。

県内の主要道路は何号路線として呼称されたが、川辺町に關係する道路を、従来の呼び名で県道・郡道別にすると次のようである（加茂郡誌）

街道

〔県道〕

名古屋街道 古井村大字下古井にて国道中山道より分岐し、同村大字上古井・川辺町下川辺・西栃井・中川辺・石神・上川辺・下麻生町を経て武儀郡上麻生村に入る。延長四里五町九間、平均幅員二間、本道は名古屋―高山間の交通要路にして、古井村大字上古井にて木曾街道を、下麻生町にて白川街道を分岐す。この道路は、木曾・飛騨二川に沿っているので景觀に富んでいる。

〔郡道〕

中央街道 富岡村大字鑄物師屋地内、武儀郡境より富田村・加茂野村・蜂屋村・山之上村を経て、川辺町大字中川辺地内県道名古屋街道に至る。延長三里一八町一六間。

飛驒街道 富田村大字高畑地内、郡道中央道より分岐し加茂野村・加治田村・伊深村・三和村・川辺町を経て、三和村大字川浦地内武儀郡境に至る。延長三里二六町一九間。

木曾街道 古井村大字上古井地内、県道名古屋街道より分岐し川辺町・下米田村・和知村を経て八百津町に至る。延長三里七町二九間。

御嵩街道 下麻生町地内県道名古屋街道より分岐し、上米田村を経て和知村大字和知地内、郡道兼山街道に至る。延長二里一一町三二間。

白川街道 下麻生町地内県道名古屋より分岐し、久田見村・西白川村を経て、東白川村大字越原地内恵那郡境に至る。延長九里二五町五三間。

〔里道〕 加茂郡内にある幅一間以上の里道は総延長二二〇里余、幅一間未満の里道は総延長一九七里。このうち延長一〇里以上を有する町村は、太田町・八百津町・川辺町・富岡村・久田見村・東白川村である。

橋梁 明治・大正・昭和年代に川辺町地内に架かった橋は、飛驒川橋・山川橋の二橋である。架橋前はいずれも渡し船で、行き来には大変不便であった。

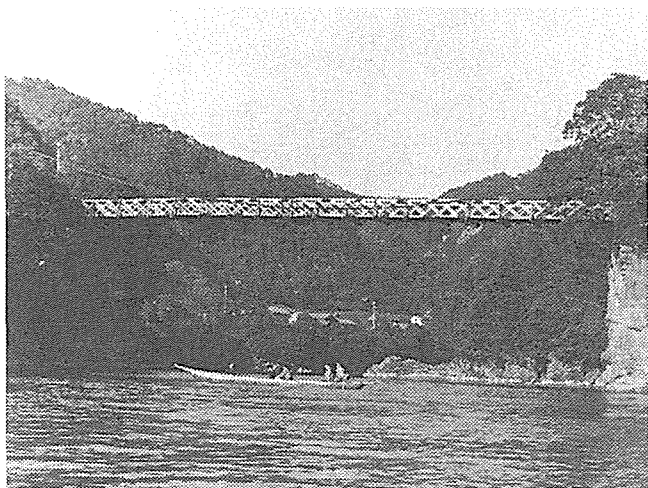
青柳橋 明治二四年（一八九一）に、下米田村西脇と上古井村森山（一部下川辺）に架橋されたが木橋であった。その後昭和二年（一九二七）に鉄橋に掛け替えられたが、その形状が「虹の架け橋」として称讃された。全長三二・〇メートル、幅二・〇メートル。

飛驒川橋 下麻生町と上米田村を結ぶ渡し船に変わって架橋が行われたのは、明治三二年（一八九九）のことである。下麻生―下吉田間の飛驒川橋がそれで、全長三五・〇メートル、幅一・四〇メートルの木橋であった。この工事

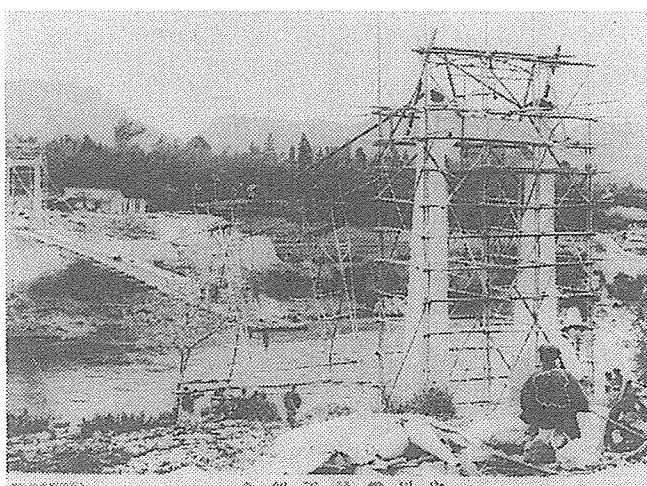
費の四〇パーセントは県の補助金、残り六〇パーセントを下麻生町と上米田村で折半負担した。

旧山川橋 川辺町と上米田村との交通には椿渡しがあつて中川辺―福島間で連絡していた。その後川辺―八百津線の道路が改修されるにしたがい、渡船の不便・危険性から架橋の必要性が両町村議会で取り上げられた。しかし多額の費用の支出がともなうため中断していた。

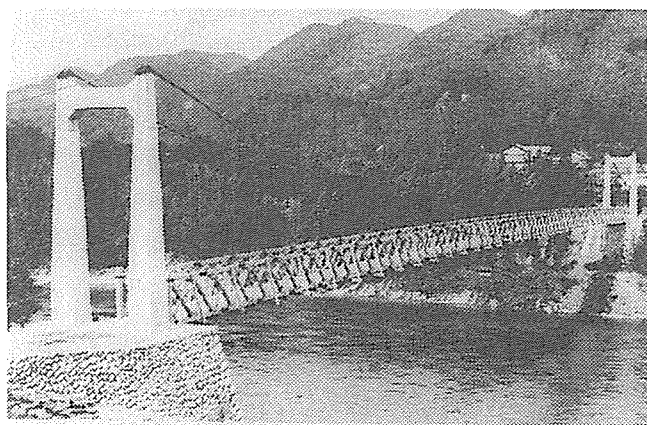
このことを中川辺本町通りで、「山九」という屋号を持った肥料店の山本鎌次郎が聞き、一万円の寄付を申し出た。これを基金として、木のつり橋が大正二十二年（一九二三）に完成したが、これにより、川辺町・上米田村両町村の交



旧飛驒川橋



工事中の旧山川橋



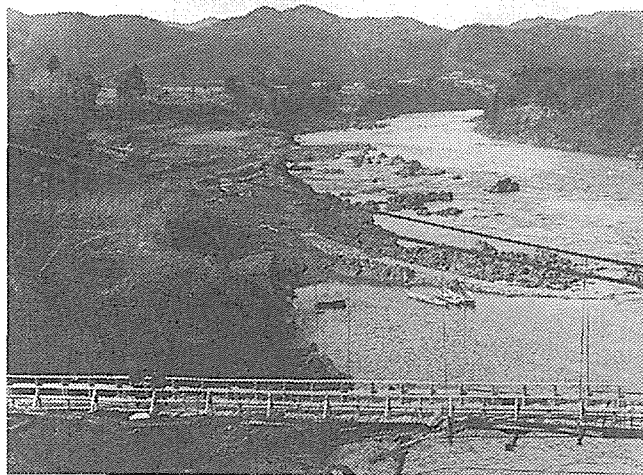
旧山川橋（大正12年）

流が盛んになっていった。

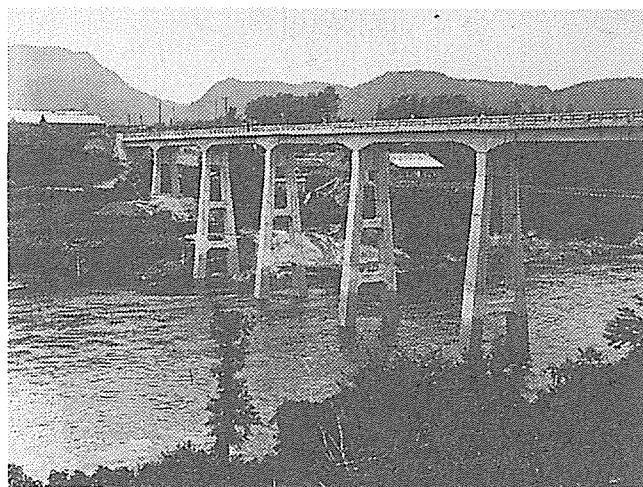
「山川橋」とは、山本の“山”と飛騨川の“川”をとって名付けられたもので、橋の近くには記念碑が建てられている。『川辺町史料編上巻』旧山川橋は、全長一七二メートル、幅二・七メートル、総工事費三万三三四三円で、針鉄つり橋であった。

“なやみたる椿渡は昔にて

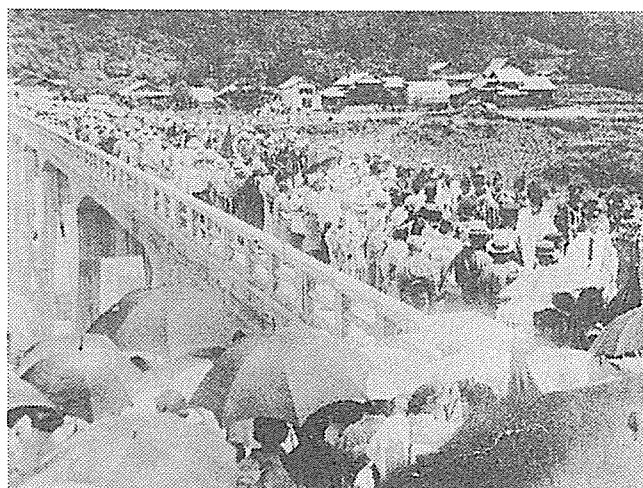
今はうれしき山川の橋”



旧山川橋と椿渡し（昭和12年）



山川橋（昭和12年竣工時）



山川橋渡橋式

この歌詞に表現されているように、架橋によって交通の利便性はもとより、川辺町の発展に多大の貢献があったのである。

山川橋 旧山川橋は、川辺発電所建設にともない水没するため、当時の東邦電力が工費一十万円を寄付のかたちで負担し、設計施工を岐阜県に依頼してできたのであった。ゲルバー式鉄筋コンクリート造りで、全長一九〇メートル、幅四・五メートル、橋脚二四・一メートル。昭和一二年（一九三七）六月に完成した。

渡橋式には餅投げや花火も打ち上げられ、近在の人々も総出で大変なにぎわいであったという。これにより、白眉を渡したような白一線の新しい山川橋が流域の景観を一変させた。米田富士と山川橋、湖辺の緑が川面に映す眺望はまさに圧巻となった。そして水面上に、鳥居のように頭を出しているのが旧山川橋の一部である。

一一 水運の変遷

船運湊

飛騨川筋で最大の湊は下麻生にあつた。この地方の貨物（主に薪炭）はこの湊から下流の地方に移送され、下流からの移入品はここで降ろされて、奥地へ運ばれた。この上り下りの船を麻生船といい、旅人もこの麻生船を利用して犬山・名古屋方面へ出掛けていった。

石神湊も船の出入りがかなりあつた。薪炭・茶などを犬山・桑名へ運搬し、上り船には海産物や衣類・日曜雑貨品を積んで湊に入つた。航路には帆を上げて風を利用するほか、綱で引き上げる方法もとられ、船方の苦労は並大抵ではなかった。

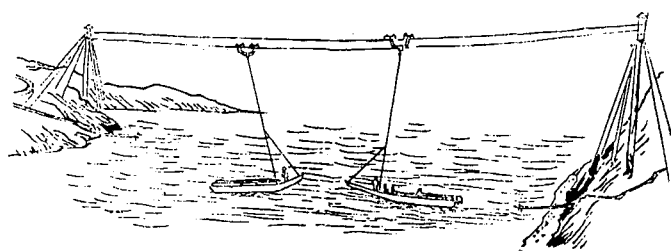
渡船場

陸路は河川によって分断され、橋りょうの十分でない時代には、多くは渡船に頼らざるを得なかった。明治一四（一八八一）の統計によれば、飛騨川には一一個所の渡船があり、船頭はある程度の人数が集まらなければ舟を出さず、急用の場合は酒代を出して依頼していた。最も飛騨川筋では多くは筏を用いたが、女子の場合にはかなり困っていたようであった。

この渡船を改良したのが“岡田式渡船装置”である。発明者岡田只治は、山県郡保戸島村の出身で、早くから農業改良の研究を重ね、治水についても尽力していた。いわば町の発明王であり、渡船装置も明治三〇年（一八九七）ころに考案されている。彼の四七歳のときであった。この渡船は、同三五年（一九〇二）五月の太田の渡しを手始めに全国六〇個所に設置され、この間特許を受けて、県当局みずからも製作に乗り出した程であった。

この渡船法は、従来の二本線によるものを改良して、一本線の渡船を完成させたのであった。二本線の場合は斜めに張られた鉄線に船をささえ、船の流れる力で滑車がすべり、船は斜めに鉄線に沿って進む。一本線の場合は流れに沿って直角に鉄線を張る。その一本の鉄線をささえ、船を横に動かそうとするものである。船をつなぐワイヤーを船首と横面につなぐと、船は自然に斜めになり、流れは斜めになった船を押し出し、自動的に動いてゆくのであった。

これが一本線による自動式渡船法の考えであったが、長さ八間、敷面八尺五寸で積量四〇トンの記録がある。乗客は五〇人、荷車の場合は五台、荷馬車二台が可能であり、なお余裕があったという。したがって一般の渡舟と比較するとかなりの積載量である。



岡田式渡船説明図（岐阜県歴史資料館所蔵）

川辺町にあった岡田式渡船は、明治末年に山川橋の上流一〇〇メートルの地点に設置され、中川辺―比久見間を一日五〇回前後往復し、人も車も馬車もこの渡船を利用したのであった。(文集福寿)

当時飛騨川を横断していた町内の渡船場は三個所あった。栃井の渡し・椿の渡し・吉田の渡しである。

栃井渡し 西栃井から対岸の東栃井に至る渡し場で、現在の川辺ダムの下流、下川辺境にあった。流れには岩石が多くかなりの急流となっていた。

椿渡し 現在の山川橋の上流妙雲寺の下道にあつて、中川辺と対岸の福島を結ぶ渡船場であつた。両岸に椿の木が茂っていたことから“椿渡し”と名付けられ、人々や物資を運ぶ重要な交通の役割を果たしていた。

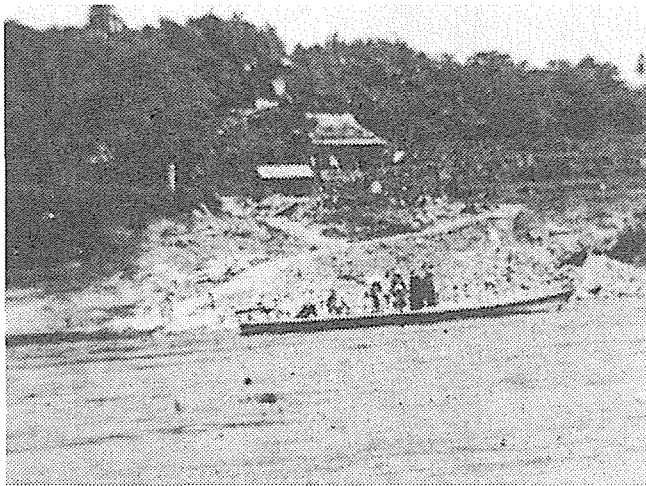
吉田渡し 別名“天子の渡し”あるいは“芳賀の渡し”といつて、阿夫志奈神社東側の天子の渚と、対岸下吉田の尾賀野川入江を結ぶ渡し場であつた。景行天皇がこの渡しをわたつたことから名付けられたとの伝承がある。

栃井・椿・吉田の渡し場の賃金は明治一四年(一八八一)には次のように同一であつた。

人 八厘 馬 一錢六厘 荷物両掛 一錢二厘

長持 三錢二厘

この渡し船の賃金は、昭和十二年(一九三七)ころには一人一錢であつたといわれているが、荷馬車については明らかでない。なお椿渡しに代わる岡



椿 渡 し

田式渡船は無料扱いであった。

川湊による物資の輸送や人々を運んだ渡し船も、やがて道路網の整備による架橋、あるいは高山線の開通そして川辺ダムの築堤によってその使命を終え、幕を閉じることとなっていた。

三 運輸機関

人力車・乗合馬車

道路も整備され、河川の架橋も進行すると、しだいに陸路運輸が進出していった。そのなかで人力車は重宝がられ、既に明治十一年（一八七八）に加茂郡内には四五台の人力車があった。

川辺町内では大正二年（一九一三）に下麻生町に一一台が保有されていた。

人力車は大正初期までは鉄輪で、その後ゴムタイヤとなり、最後にはチューブ入り空気タイヤに改良されていった。この人力車は医師や役者の町回り、嫁の披露に利用されたが、大正七・八年ごろが最盛期であった。

乗合馬車は明治中期ごろに出現したが、この地方では明治末期から昭和初期まで飛騨街道を走っていた。上古井の森山に馬車宿があつて、ここを起点として下麻生まで通じていた。馬車宿は中川辺・下麻生にもあつて、下麻生からは別の乗合馬車が奥地へと走っていたが、御者のほかに助手の少年が乗っていた。乗務員の吹くラッパの音が「トテ・トテ」と聞こえたので、「トテ馬車」と呼ばれた。

自転車・自動車

明治三〇年代になって自転車が流行するようになったが、当初は前輪が大きく後輪が小さい車であつた。輪は堅いゴム製で遠乗りはできず、したがって実用化しにくかつた。その後大正年代に

なつて実用的な自転車が出回つたが、大正一四年（一九二五）川辺町では四七一台の保有台数があつた。

自動車が飛驒街道を最初に走つたのは明治四五年（一九一二）である。高山出身の横浜在住者によつてであるが、大正元年（一九一二）には早くも自動車会社が設立されている。そして翌年営業開始となり、岐阜―関―高山間を一日一往復、一二時間要したが、ドイツ製の自動車で、ほろ付きの六人乗りであつた。街道で数百台の馬車とすれちがうため徐行し、あるいは後退を余儀なくされ、急坂の峠ともなれば乗客が後押しをしたと伝えられている。

川辺町にはこれ以外に乗合自動車はなく、バス路線は戦後になつて開設され、タクシーも大正・昭和（戦前）を通じて、町内では営業されなかつた。

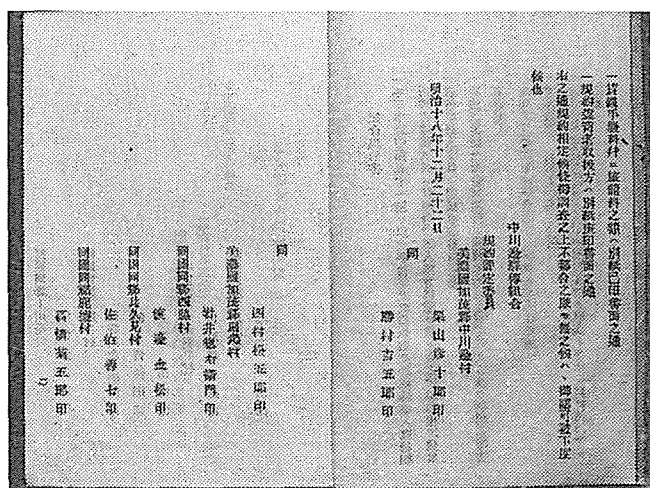
荷馬車・トラック

陸上運輸は明治初年宿駅人馬の法が改められ、その改革によつて駅単位の人足が定められると、陸運会社設立の機運が各地に起こつた。これにより飛驒街道の運送は、牛から馬へ、荷

車から荷馬車へと変わり、その行列が日夜隊をなして宿場を移動していった。

川辺町にも「中川辺駅伝組合」が明治一八年（一八八五）に設立された。

中川辺村など九か村の共同組合形式として発足したが、九か村とは、中川辺・則光・西脇・比久見・鹿塩・上川辺・下麻生・西栃井・下川辺の村々である。そして種々の規約を設けて運営しているが、その内容は、荷物運送・人馬継立・宿屋・人力車営業にまで及んでいる。従事人員は延べ二二〇人となつていたが、共同組合の事務所は中川辺村に設置された。『川辺町史史料編



中川辺駅伝組合規約書

『下巻』

道路の改修や橋の架設が進んで輸送力が増大するにしたがい、馬車輸送は重要な運輸機関となっていた。そのため私設の運送屋が乱立し、飛騨街道は荷馬車の上り下りで大変な混雑となった。昭和年代に入るとトラック輸送がはじまったが、一〇年代ころまでは荷馬車とトラックの併用時代であった。しかし戦時下となると乱立した運輸会社は一地区一会社に統合され、この地方には中川辺駅前に一運送会社が設立された。そして代用燃料による木炭自動車が行くようになった。

岐阜県内には幾つかの鉄道が敷設されているが、そのうち高山本線に關係のある鉄道は東海道本線・中央本線・太多線・越美南線・名鉄広見線である。

東海道本線 東京―名古屋―大阪の諸都市を結ぶ東海道本線は、岐阜県内では明治一六年（一八八三）に長浜・関ヶ原間、翌年には関ヶ原・大垣間が開通し、同二〇年（一八八七）に大垣・岐阜・名古屋間があいついで開通した。全線は同二二年（一八八九）に開通している。

中央本線 東濃地方を貫く唯一の鉄道機関として本線の役割は大きく、明治三三年（一九〇〇）に名古屋・多治見間が開通し、同三五年（一九〇二）に多治見・中津川間、そして同四一年（一九〇八）には県内の中央本線全線が開通した。

太多線 大正七年（一九一八）東濃鉄道によって多治見・広見間に軽便鉄道が開通したが、その後当時の鉄道省が同一五年（一九二六）にこの鉄道を買収した。そして昭和三年（一九二八）に木曾川に架かる鉄橋の完成とともに、多治見・美濃太田間が開通し、名称を太多線と命名した。

越美南線 当初は越美線として美濃太田・福井間が計画されていた。大正一二年（一九二三）に美濃太田・美濃町（美濃市）間が開通、その後順次工事が進められて部分開通を重ね、昭和九年（一九三四）北濃までの全線が開通した。その後の工事は戦争などの影響で中断された。

名鉄広見線 名古屋鉄道広見線は、犬山を起点として大正一四年（一九二五）に、犬山口・今渡間が開通した今渡線がはじまりであった。その後広見まで開通したのは昭和四年（一九二九）で、東美鉄道（広見・御嵩間）や太田線との連絡がはかられた。

高山本線 東海と北陸を結ぶ飛騨縦貫鉄道は、明治二〇年代に敷設運動がはじめられた。長い請願運動の結果、大正七年（一九一八）に測量が開始され、順次北に向って工事が進められた。一方富山・高山間の飛越線は、大正一〇年（一九二二）の測量開始以後工事が進められたが、昭和九年（一九三四）一〇月二五日に、南北両線は高山駅で連結された。そして高山線・飛越線は合併、高山本線と改称されたのであった。

当初高山線の敷設構想は、関―金山という考えもあったが、次の案が検討されていた。

○岐阜―各務原―太田―中川辺―下麻生―

○岐阜―関―太田―中川辺―下麻生―

この二案は政治問題となつて争奪戦の様相を呈し、互いに対立関係となつていった。しかし大正七年（一九一八）二月九日、衆議院で岐阜―高山間と、高山―富山間の鉄道敷設法案が可決された。そして翌三月一日には貴族院を通過して高山線、飛越線の敷設が最終決定したのであった。

駅関係については、美濃太田駅（停車場）設置場所は、大部分が古井地内に予定されていたため、太田町は周辺の

蜂屋・三和・山之上・加茂野・川辺・下麻生などの町村の同意を得て位置変更を陳情し、駅の正面玄関を現在地に開設することとなった。また古井駅は当初の案はなかったが、地元の要望によって設置が実現したのであった。一方中川辺・下麻生両駅は、下麻生以遠の路線が未決定であったが既に決定していたのである。

高山線の川辺町地内敷設についての測量は、大正一〇年（一九二一）一月三一日からはじまった。鉄道院測量係が森山トンネルで、役場担当者と下川辺地区の代表者立ち会いにより行われた。以後測量は、西栃井・中川辺・石神・上川辺地区と進み、最後に下麻生地区に入ったのは二月であった。そして買収価格の地区別説明会は、四月二八日から三〇日にかけて行われた。

路線上にあるかんがい用水や農道の移転もかなりの数量となっている。また家屋の移転も一部あって、補償には相当の月日が必要とした。しかし交通機関の新設という川辺町あげての協力もあり、買収は六か月後の同年一〇月には殆どが終了し、移転工事などのともなうものも翌年には終わっている。

用地買収と並行して工事も進められたが、森山トンネル以外は比較的平坦地であったので順調に進行した。そして大正一一年（一九二二）には下麻生までの工事を完了した。その概略は次のようであった。

○大正八年五月二二日高山線工事着工、同九年一月二二日に各務原駅まで開通

○大正一〇年一月一二日に美濃太田駅まで開通

○大正一一年一月二六日に下麻生駅まで開通

その後高山線は着工以来一五年を要して、昭和九年（一九三四）一〇月二五日に全線が開通した。全長二二五・八キロメートル、総工事費は八五一万六〇〇〇余円であった。開通祝賀式には、通信大臣床次竹二郎が高山線の車中か

ら、ラジオを通じて祝辞を述べている。

大正年代の列車数は、上り下りともに午前中二本、午後三本であったが、昭和九年（一九三四）以降は上り下りとも、それぞれ一〇本の列車が走っていた。中川辺駅の開業以来、昭和三年（一九二八）までの六年間の乗車人数は、六七万一二九七人、降車人数は六五万九八〇五人であった。一日平均六〇〇人から乗り降りの乗客があつて、この人数は美濃太田駅に次ぐものであつた。ちなみに当時の駅員は、駅長一名、駅員三名である。

高山線の開通は幾多の波乱を呼んだ。鉄道敷設のさいの土木工事には、川辺町内からかなりの働き手がこれに従事している。当時は経済が低迷して現金収入も少なく、特に農家の生産物は低廉であつたので、一日一円八〇銭の日当は高賃金であつた。そのため、農家からの従事者が大半を占め、それが生活を支える上での高収入となつたのである。中川辺・下麻生両駅の開業は、この付近の町並みに大きな変化をもたらした。道路の整備にともなう商店の出現も、両駅の利用客によるにぎわいからである。現在の中川辺駅前通りが昭和初年に新設されると、新しい商店街が形成されていくのであつた。

四 通信事業

郵便制度

明治四年（一八七二）三月に郵便制度が制定されると、従来の飛脚便による手紙の託送が廃止となり、同年一二月には岐阜郵便役所が開設された。加茂郡では、加治田・川辺・八百津・西白川・東白川に郵便役所が開設され、太田は遅れて設置された。

郵便役所の名称は郵便局となり、その後郵便電信局と変更になったが、さらに〇〇郵便局名に再度変更となっている。いずれも明治年代のことである。郵便局は集配数によって当初一等から八等に分けられた。一か月集配数一〇万〜三〇万通の局は三等局で、太田局がこれであり、それ以外は三万〜一〇万通の四等局であった。その後一・二・三等局に分類され、この地方の郵便局は殆んどが三等局となった。

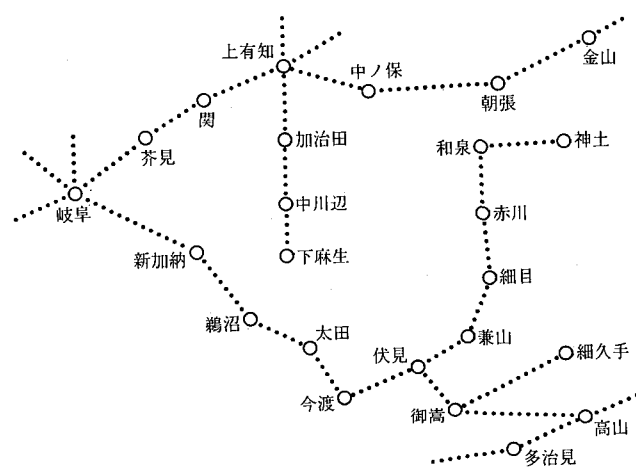
川辺郵便局 明治七年（一八七四）三月一日に開設されたが、集配区域は川辺町・上米田村・下米田村・三和村であった。大正六年（一九一七）の郵便取扱数は、三六万四八二七通である。（加茂郡誌）

電報事務は、明治三〇年（一八九七）三月一日から取扱いが開始され、配達区域は川辺町（上川辺除く）・上米田村・下米田村・三和村・和知村（上飯田）であった。大正六年（一九一七）の取扱数は五一八五通である。（加茂郡誌）

電話の取扱いは大正三年（一九一四）二月一日からであった。大正六年（一九一七）の通話数（区域外）は一八九二通話であった。（加茂郡誌）なお昭和七年（一九三二）の加入数は四一台である。（岐阜県大百科）

下麻生郵便局 明治一五年（一八八二）九月一日に開設されたが、集配区域は旧下麻生町全域であった。大正六年（一九一七）の郵便取扱数は、三八万七六二三通である。（加茂郡誌）

電報事務は、明治三〇年（一八九七）三月一日から取扱いが開始され配達区域は旧下麻生町・川辺町（上川辺）・



明治10年郵便線路図

上麻生村・久田見村（上吉田）であった。大正六年（一九一七）の取扱数は五三八三通である。（加茂郡誌）

電話の取扱は明治四四年（一九一一）二月二六日からであった。大正六年（一九一七）の通話数（区域外）は二四五通話であった。（加茂郡誌）なお昭和七年（一九三二）の加入者数は二二台である。（岐阜県大百科）

ラジオ ラジオ放送は大正一四年（一九二五）に開設されたがその普及は目ざましく長足の進歩を遂げていった。岐阜県内では、昭和六年（一九三一）に一万一八八一台の加入者があり、その四六パーセントが商業者であった。

川辺町関係の普及状況は次の通りである。（昭和七年一〇月現在）

川辺町	四三	上米田村	五	下麻生町	一七	三和村	二	計	六七
-----	----	------	---	------	----	-----	---	---	----

なおこの時点における加茂郡の加入者数は五八四台である。

五 電気事業

川辺町の電気

日本における電灯のはじまりは明治十一年（一八七八）である。その後同一五年（一八八二）には、東京電灯によって銀座三丁目に街灯が建てられ、これが銀座の名物となった。しかしこれらはすべてアーク灯で、炭素蒸気が空気を汚すため、家庭用としてはもちいらなかった。明治二〇年代には、全国の大都市に電灯会社が設立されたが、電灯の普及は大正年代に入ってからであった。

岐阜県で最初に電灯がついたのは岐阜市である。既に明治二十七年（一八九四）に岐阜電灯が営業をはじめたが、これは火力発電であった。しかし県内は、全国でも有数の水力開発適地であるため、やがて水力発電が主流となってい

った。明治二七年（一八九四）の神岡鉾山、同三一年（一八九八）の郡上八幡が初期の水力発電であつた。その後も県内の水力発電の開発は進められ、大正二年（一九一三）には、町営・村営を含めて一四社の電灯会社が営業を開始している。普及戸数は三万二五〇〇戸、当時県下総戸数一九万八〇〇〇戸に対し、全国なみの一六パーセントの普及状況であつた。

川辺町などへの電気はどのように進捗していったのであろうか。

〔川辺町・下麻生町〕

大正二年（一九一三）二月、太田町に中濃電気（資本金五万円、發起人前島丈之助）が設立され、本社を神明堂（現在の太田町神明堂にある道標の東側）に置かれた。そして板取川下流の武儀郡安曾野村安毛に、工費四万円で発電所を建設し同年七月に開業した。営業区域は太田町・古井村・川辺町・下麻生町・坂祝村などであつた。中濃電気は大正五年（一九一六）八月板取川電気と合併、同社の太田出張所となつた。当所の規模は線路延長九里三七間、需要戸数一五一六戸、取付灯数二九五灯であつた。ちなみに、一般家庭は一軒当り一〇燭光（ワット）一灯で、コードの長さ三メートル、一か月の電気代は四五銭であつた。

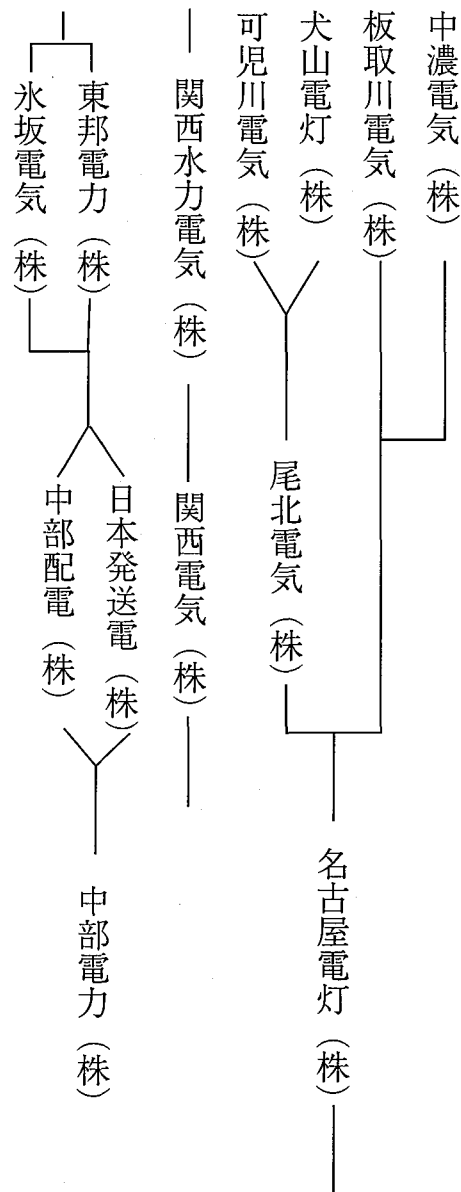
〔三和村・鹿塩地区〕

大正一一年（一九二二）六月、氷坂電気（資本金一〇万円代表者渡辺新一）の開業にともない、伊深村・三和村・山之上村・蜂屋村が営業区域となつた。発電所は津保川を利用したもので、当時の需要戸数は二七三戸であつた。氷坂電気は昭和一三年（一九三八）一月、東邦電力へ譲渡された。

〔上米田村〕

電気の供給を受けた経緯は明らかでないが、大正九年（一九二〇）に、尾北電気から供給を受けていたものと推定される。尾北電気は大正七年（一九一八）四月に、犬山電灯と可児川電氣が合併した会社で、資本金三〇万円、営業区域は愛知県犬山町を中心に、岐阜県の中濃地方にまで及んでいた。発電所は神湊川などにあった。

大正年代の不況期には、地域的な中小電気会社はいっついで合併していったが、この地方の動向は次のようであった。いずれも吸収合併されたものである。



川辺発電所

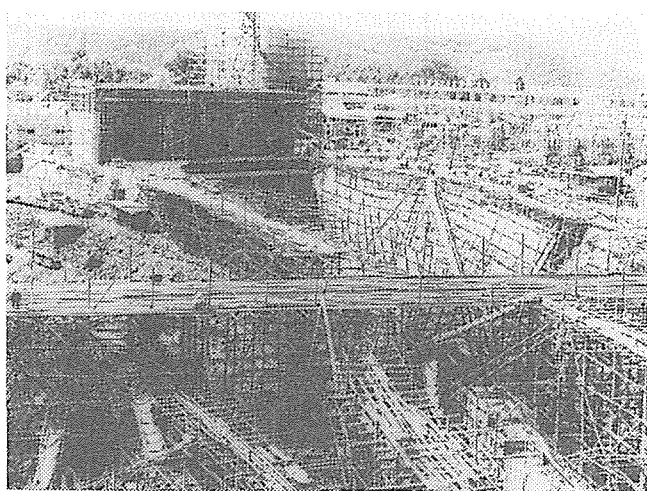
大正初期に入って飛騨川流域に発電ブームが起こり、各地に小さな発電設備が次々と誕生していった。会社や村営・組合によるもの、あるいは共同の自家用発電設備によるものなどであった。しかし当時の設備は、単に水槽に水車を置いて吸出管を取り付けただけであって、発電所と呼ぶには程遠い簡単な発電装置であった。そのため電灯が多くなれば、それだけ暗くなるという素朴なものであった。

このように飛騨川における初期の水力開発は、地元に着着した溪流の小規模なものがほとんどであった。そしてその後、大正期の後半から昭和初期にかけて、開発会社による本格的な開発がおこなわれるようになった。大正年代に計画されたのは、金山・七宗・名倉・上麻生・米田・森山・鵜沼の各発電所地点であった。このうち米田地点は西栃井地点に変更となり、新たに下麻生地点が立案された。しかし下麻生地点は落差が低いのに加えて両岸が険しく、発電所構築に多額の費用を要することから立ち消えとなった。

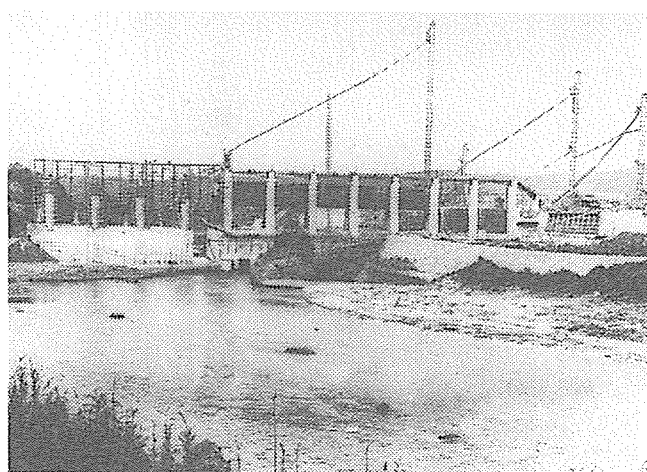
このような経緯で川辺地点は、昭和一〇年（一九三五）になってようやく諸準備が整った。ところがこの時点になつて、飛騨川に係る水利・舟運・流筏・

玉石採取・漁業などの各業者は、発電所の設置は従事者の生活を脅かすとして、いっせいに反対陳情運動を行った。それとともに、下流のかんがい用水組合もこれに同調して、容易に了解しなかった。そのため、これらの問題解決に意外な日時を費したが、県当局の調停によって解決した。

川辺発電所は、飛騨川下流の平坦部に位置していて、両岸に沿って耕地がやや開け、河床は深く洗掘され、川岸からの深さは二



工事中の川辺発電所



工事中の川辺発電所

補償物件一覧表

種 別	数 量	摘 要
宅 地	2,229 ^坪	買 収
田	16,922	〃
畑	18,092	〃
藪	1,727	〃
山林	20,014	〃
原野	8,131	〃
雑地	82	〃
道路	2,425	〃
計	69,622 ^件	移 転
墓地	18 ^戸	〃
小祠	23 ^件	〃
家屋	8	〃
水車	13	補 償

○メートル以上に達している。発電計画はこの洗掘深を利用したもので、高さ二五メートルのダムによって水位を上昇させる。これにより右岸に設けられた取水口から、延長二六〇メートルの水路によって水槽に導き、三条の鉄管を経由して水車に導水する。発電後は三条のずい道と、一条の水路からなっている放水路によって、飛騨川に放流されるのであった。

ダム湛水によって水没する土地・家屋・水車・橋・墓地などは次表の通りであって困難を極めたが、発電事業が国家的使命であり、しかも天恵資源の有効利用であることから、地元関係者はようやく了解したのである。しかし戦時体制下に入りつつあつて、買収・補償・移転にともなう諸費用は十分でなく、特に家屋水没者は一部の自己負担を余儀なくされた。

一方、ダム上流一〇〇〇メートル付近では、県道川辺・八百津線が山川橋（吊橋）によって飛騨川を渡っていた。

この橋も水没するため、架替えについて岐阜県に設計施工を依頼し、工費一十万円は東邦電力が寄付のかたちで負担した。新橋は、ゲルバー式鉄筋コンクリート造りで、白一線の橋りようであつた。

発電所ダム湖に流送される飛騨木材の筏は、汽艇によってダムに設けられた流筏路に曳航して、川下げするようになっていた。この流筏路は、ダムの右端から河岸に沿って放水口終端に達していて、延長二六五メートル、幅四・四メートル、

深さ一・一五メートルの通水路であつた。そして流入口には幅五メートル、高さ二メートルの鋼製門扉を設置して、流量の調節をはかっている。

門扉の開放は、ダム構内で降下させるようにして水を流すもので、筏の流下を容易にしていた。しかしこの流筏路は、高山線の開通によって筏下げはしだいに跡絶え、その後、利用は全く行われなくなった。

一方、舟の昇降には、流筏路の側壁を利用して軌条を敷設し、これを軌道として、舟体を載せる舟運台を昇降させようとするものである。これによって上下流の舟は、この舟運台に載せて捲揚機によって昇降させ、水面に着水させるのであつた。この舟運設備も今日では全く用がなくなっている。

これ以外の補償としては、川辺西小学校の講堂新築がある。発電所建設のさい寄付されたとの木札があるといわれるが、発電所側にはそのような記録はなく、あるいは工事業者の寄付によるものと思われる。

川辺発電所は、昭和九年（一九三四）秋から測量調査を進め、同一年二月起工、本格的工事に着手した。そして一二年十一月からダムの湛水をはじめ、一二月九日から運転を開始した。

当時の様子を『川辺読本』は次のように伝えている。

「飛驒川の水を留める。発電所を造る。それは大へんな工事であつた。昭和十一年の春であつた。西栃井弁天島のあたりでは、危険信号の赤旗が立ち、岩をはざす音が、どこんどこんと聞えていた。

何時出来上るだろうか。それが炉辺に、涼台に、話の種となった。秋風の吹き初めた頃には、何時の間にか、右岸のせき止工事が出来ていた。いくつかの鉄柱が立ち、機械を動かすモーターは休まずうなっていた。

そしてその年も暮れ、明くる年の四月には、明るい発電所の建物が見られた。いくつもの電柱が立ち、電線はくも

の巢の様に張られた。仕事はどんどんはかどって行つた。そして十一月には、とうとう飛騨川の水がせき止められたのである。大きな岩を沈め、川岸の竹を沈め、水はまんまとたたえられた。川幅は前の三倍にもなり、湖の様になつて、別天地が生まれたのであつた。

魚道を最後として全部出来上り、翌年の昭和十三年一月には盛んな落成式があつた。」

川辺発電所の工事が着工となると、多くの町民は工事になんらかのかかわりあいができた。工事に従事する人々をはじめとして、職員の来訪による旅館への宿泊、日常生活品の購入のための商店などである。

第九節 教育と文化

一 学制と小学義校

学制の制定

明治五年（一八七二）八月、政府は「自今以後一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を体認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず学に従事せしめ……」との太政官布告を出して学制の發布を行った。まさに“不学の戸・不学の人”をなくすための、理想の教育理念であつた。

学制による教育制度は、教育の中央集権制を明示したもので、全国を八つの大学区に分けて各区に大学一校を置き、

さらに各大学区を三二の中学区に分けて中学を置き、そして各中学区を二一〇の小学校に分けようとするものであった。これにより八大学校・二五六中学校・五万三七六〇の小学校を設けようとするもので、実に壮大な構想を持つものである。

岐阜県は、第一・二・三・四・五の中学区に分けられたが、各中学区には「学区取締」が任命された。この地方では林新右衛門（太田村）・矢嶋八兵衛（中川辺村）の二名で、現在の美濃加茂市・川辺町・富加町・関市（一部）が担当地区であった。

小学義校

学制発布によつて設立された小学校は、県内においては当時「〇〇義校・〇〇舎・〇〇学校」と称された。これらの学校の設立やその維持運営には、地元有力者の寄付を仰ぎ、あるいは児童からの授業料の徴収によつて賄われた。しかし必ずしも充分でなく、財政貧困な村では学校設立に手間取る場合もあった。

小学義校の開業については、教則・教師・諸費用などを記載して県に提出する必要があったが、次の願書はその典型的なものである。

小学義校開業願書

第一条学校位地

県下第百四十三区、加茂郡中川辺村三番地所、養瑞寺仏宇ヲ借り、貫誠舎ト唱ヘ以テ学校トナス、又栃井村四番地所禅原寺宇ヲ借り、玉光舎ト唱ヘ以テ一番支校、又下川辺村五番地所広林寺仏宇ヲ借り、有隣舎ト唱ヘ以テ二番支校、又鹿塩村三番地所長昌寺仏宇ヲ借り、研承舎ト唱ヘ以テ三番支校、又石神村一番地所曹源寺仏宇ヲ借り、博泉舎ト唱ヘ以テ四番支校トナス

第二条学校費用概略

学舎年内借料

凡金十五円

年内筆墨紙料

凡金十円

茶薪炭等年内雜費

凡金十五円

監務並小使年給

凡金九円

小以金四十九円

凡金百四十七円

教員年給

總計金百九十六円

年出ナリ

内

凡金七十三円五十銭

有志助成金

凡金九十三円五十銭

生徒授業料

但生徒凡百五十六人

賦納法後ノ塾則ニ詳ナリ

小合金百六十七円

年入ナリ

残金二十九円

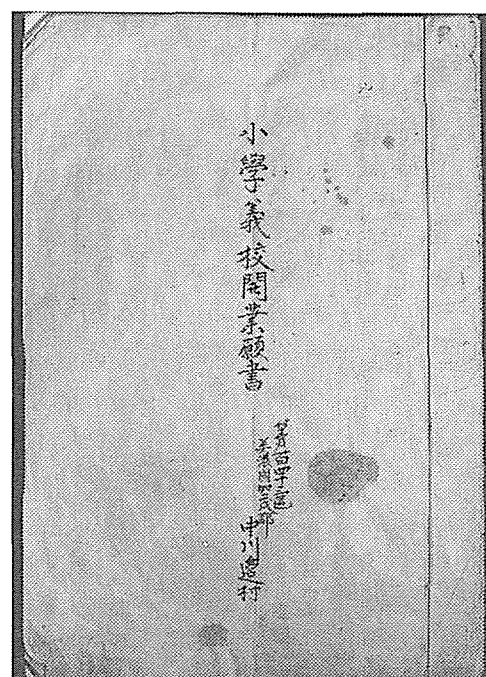
戸数割

但校下五ヶ村戸数合六百二十四軒、一戸凡五銭ツツ上戸五割増下戸半納

第三条教員履歴

皇漢洋学教授

教師未得其人ヲ追テ詮定ノ上御届可申上候



小学義校開業願書

支那学試補兼習字教授 愛知県貫属卒 山中幸左衛門 当二十四才

元尾張藩士有名学師本田作内ニ隨ヒ

慶応二卯八月ヨリ、明治元十二月マデ三年ノ間支那学筆道研究

愛知県貫属士有儒師佐藤楚材隨ヒ

明治二午正月ヨリ、申十二月マテ三年ノ間支那学研究

支那学助教兼筆道教授 本区本郡栃井村禅原寺住僧 田原春鶯 当四十八才

阿波国徳島有名学師興源寺調山ニ隨ヒ

嘉永元申正月ヨリ、亥四月マテ四年ノ間支那学旁筆道研究

支那学助教兼筆道教授 本区本郡下川辺村 木下喜右衛門 当三十五才

本区本郡石神村曹源寺文生ニ隨ヒ

弘化三午五月ヨリ、嘉永六丑十二月マテ、八ケ年ノ間筆道研究

本国羽栗郡笠松村有名儒師角田春策ニ隨ヒ

安政元寅年正月ヨリ、辰十二月マテ三年ノ間、支那学旁習学研究

支那学助教兼習字教授 本区本郡鹿塩村長昌寺住僧 長野玄味 当七十九才

元江戸箕下有名儒師佐藤捨造ニ隨ヒ

文化元子三月ヨリ、午年九月マテ七ケ年ノ間、支那学旁筆道研究

支那学助教兼筆道教授 本区本郡石神村曹源寺住僧 村岡隨法 当四十四才

本郡加治田村有名学師龍福寺大休ニ隨ヒ

天保十二寅二月ヨリ、嘉永元申八月マテ七年ノ間、支那学旁筆道研究

女学習学教授 本区本郡本村矢嶋八九郎母 せい 当五十三才

本郡武儀郡関村羽渕外記ニ隨ヒ

天保四卯正月ヨリ、午十二月マテ四年ノ間、筆道研究

算術教授 第百四十四区本郡伊深村農 村井琴尾都 当四十五才

本国厚見郡切通村藤井彦藏ニ隨ヒ

嘉永元申二月ヨリ、戌十月マテ三年ノ間算術修業

同試補教授 本区本郡下川辺村農 桜井龜三郎 当三十九才

本国加子母村伊藤多仲ニ隨ヒ

嘉永元申二月ヨリ、戌十月マテ算術修業

第四条教師給料

皇漢洋教授年給 金十五円

支那学助教兼習字教授年給 金二十円

同 金二十円

同 金二十円

同 金二十円

女学習字教授年給 金十円

算術教授年給 金五円

算術試補教授年給 金五円

同助教年給 金四円

同 金四円

同 金四円

合金百四十七円

第五条学科

教則

教師ヲ借具スル事能ハス、学科教則亦之ニ隨フ、今姑ク地方ノ適宜ヲ斟酌シテ、定ル所別紙表ノ如シ、経験ノ上漸次改正シテ、本則ニ馴致スヘシ

塾則

- 一 生徒毎朝午前七時出頭十二時退食、午後一時出頭四時退食ノ事
- 但寄宿生午後第十時前寢ニ就ヲ詳サス、生業ノ累アル者ハ権宜進退セシメ、必シモ一定セス
- 一 疾病或事故アリテ休課五日以上ニ及ヘハ、其訳父兄ヨリ報聞スヘキ事
- 一 生徒入学其父兄必戸長副加印ノ証書ヲ以テ、監務局ヘ請ヒ入学スヘキ事
- 一 一級卒業試験ノ上進級セシムルハ常法タルトモ、格別勉属或ハ怠惰放逸ノ徒ハ卒業待タス、臨時点陟セシムヘ

キ事

一 寄宿生下宿月二一度出門、一六休業日ノ外禁之事

但休業日左之通

伊勢神宮

御祭日

孝明天皇

神武天皇

天長節

紀元節

郷社祭日

六月十三日

十四日

一六

三十一日ハ之ヲ除ク

開校

一月十六日

七月十日

閉校

六月二十五日

十二月二十五日

一 二季退学ノ節、其父兄授業料ヲ以テ之ヲ監務局エ指出シ、始末スヘキ事
但授業料当分年ニ六十錢ト定メ、富生ハ之ヲ五割増貧生半納

右之通開業仕度此段奉願上候

明治六年三月

第四百四十三区

加茂郡中川辺村

学社

下川辺村

木下喜右衛門

印

中川辺村

西村友三郎

印

栃井村副長

橋本源右衛門

印

同 戸長

田原嘉吉

印

下川辺村副長

鈴木市良右衛門

印

同 戸長

桜井亀三郎

印

鹿塩村副長

高橋佐次右衛門

印

同 戸長

若井忠次右衛門

印

石神村副長

村山三平

印

同戸長兼学社

平岡又三郎

印

中川辺村副長

矢島八九郎

印

同 戸長

福井嘉吉

印

長谷部岐阜県令殿

前書之通願上候ニ付押印仕奉差上候

加茂郡学区取締心得

中川辺村 矢嶋八兵衛

⑩

私学開業御差許相成候事

岐阜県

川辺町では九校の学校が設立されたが、概要は次のようである。

有隣舎 明治六年（一八七三）四月、下川辺村の広林寺内に設置される。児童数一八人。同九年（一八七六）に

貫誠舎（中川辺村）と併合す。

玉光舎 明治六年（一八七三）四月、栃井村の禅原寺内に設置される。児童数二〇人。同年五月に貫誠舎（中川

辺村）と併合す。

貫誠舎 明治六年（一八七三）四月、中川辺村の養瑞寺内に設置される。児童数七四人。玉光舎（栃井村）を併

合とともに同村妙雲寺内に移転す。同八年（一八七五）石神に分教場を置き博泉舎と称す。その後、有

隣舎（下川辺村）を併合す。

博泉舎 明治八年（一八七五）二月、貫誠舎（中川辺村）の分教場として、石神村の曹源寺内に設置される。児

童数四二人。

誠道義校 明治六年（一八七三）四月、上川辺村の金昌寺内に設置される。児童数六三人。

研承舎 明治六年（一八七三）三月、鹿塩村の長昌寺内に設置される。児童数三五人。

文明義校 明治六年（一八七三）二月、福島村の元役場敷地内に設置される。福島・下飯田両村の共通学校として、

児童数福島村三一人。下飯田村二一人。

立身学校 明治六年（一八七三）三月、比久見村の善教寺内に設置される。比久見・下吉田両村の共通学校として、

児童数比久見村三二人。下吉田村二二人。

明倫義校 明治六年（一八七三）二月、下麻生村の大雄寺内に設置される。中麻生地区を含んだもので児童数七〇人。

当時は則光・西脇村など現在の下米田地区には学校はなく、文明義校（福島村）に通学していた。後年早稲田大学教授で、文化勲章受賞者の津田左右吉はこの文明義校に通い、父親の津田藤馬は同校の教師であった。

義校の教育

小学義校の教育がどのようなものであったのか、中川辺村の養瑞寺に開設された貫誠舎の諸則には、校則として塾則・心得・授業内容が次のように明記されている。

貫誠舎諸規則

塾則

一 生徒毎朝午前七時出頭、十二時退食、午後一時出頭、四時退休之事

但休業日左ノ通

伊勢

神武帝

孝明帝

御祭日

神武帝御即位日
天長節
祝日

一六日

郷社
祭日

村社
祭日

学神祭

一月十一日 七月十一日 開塾

六月三十日 十二月十五日 閉塾

- 一 生徒入学其父兄必戸長副ノ証書ヲ以テ、取締監務局ニ請入校スヘキ事
- 一 二季退校ノ節、其父兄授業料ヲ以テ、之ヲ監務局ニ差出始末スヘキ事
- 一 疾病事故アツテ、休課五日以上ニ及ヘハ、其訳父兄ヨリ届出ヘキ事

生徒心得

- 一 毎朝午前第六時起父兄ニ一礼、即刻昇堂三神ニ拝礼、次ニ教師初取締ヘ一礼、各学席ニ順座
- 一 解読質問之生徒第上等タルヘシ
- 一 句読順ヲ追テ学業ノ進歩之生徒第中業
- 一 暗唱習字等、何レモ学業ノ進歩之以テ準スヘシ
- 一 句読少ク暗唱習字共、優劣ヲ検査イタシ、不行届者トス、右次位ヲ定稽古之際、空敷遊惰ニ流ルル生徒無之様、

配慮可有之事肝要也

一 授業或ハ休課等ノ時ニ、拍声ヲ以規則ニ以隨ヒ進退自由、教師之命令手足ノ如ク相運ヒ、聊遺背之様無之様可致事

毎日稽古順

一 上等生徒

句読

一 中等

復読

一 下等

暗記

一 下々等

暗唱

尤二席卒業、上・中徒ノ内、助教一人宛勤務之事

一 女子生徒上・中

復読

一 同下徒

暗唱

但終学之上暗記之事

一 休業日之外

二・七ノ日

算術

三ノ日

暗義

八ノ日

試験

四・九

清書

五・十

質問・輪読・復読・復書

取締中心得

第一校中ヲ総轄シ、生徒ノ取廻シ教授エ対シ和シテ不流、専礼義ヲ正シ実意ヲ以、生徒学業進歩ノ事ヲ心掛スヘシ、又教師ノ勤惰ヲ察シ生徒ノ進惰ヲ明察ノ上、其仕義ニ寄生徒ノ点陟教授交代、為致ルノ権アルヘシ

一 毎朝午前第七時昇堂

一 一定ノ規則相守候事

一 生徒退食ヲ以休之節、拍声ヲ以順席ヲ繰出シ、一組ツツ校中ニ於テ行儀ヲ正シ昇下可為致事

一 毎日稽古済、素読試験可致、且又小用ノ出入生徒断ヲ取糺、出入可為致事

一 生徒休課日ヲ取糺指揮スヘキ事

義校の組織は、六歳より九歳までは下等小学四年とし、一〇歳より一三歳までを上等小学四年の計八年とした。しかしこれに基づいて就学する児童は少なく、六五パーセントの就学率であったが、下等小学四年終了後退学するものが多数を占めていた。

教師も当初は、神官・僧侶・旧藩士・医師などをあて、教科書も教師任意のものを使用した。その主なるものは、三字経・孝経・子弟心得などであった。その後、教師養成の師範学校が設立されて、有資格教師が各学校に配置されるようになった。さらに、明治七年（一八七四）ころからは、次のような所定の教科書が用いられていた。

小学読本 地理初步 日本地誌略 日本略史

小学化学 加算九々 乗算九々

しかし授業は読方・書取・綴字・算術・習字が基本となっていた。教室もその多くが寺院の一室であり、同一の部屋に、各学年が同居して授業を受けざるをえなかったのである。

一 義務教育の確立

学制廃止と教育令

学制は明治一二年（一八七九）九月に廃止となったが、これは欧米の教育制度を導入したことから、日本の実情にあわなかったためである。そして新たに教育令が公布され、これによって教科や授業日数が整理され、やがて義校から小学校へと性格が変わっていった。

明治一九年（一八八六）になると学校令が公布されたが、これによって我が国の教育制度は確立された。小学校では統廃合、校名の改称、校下の再編成が次々と実施されたが、この学校令によって、小学校は尋常小学校・高等小学校の二つに分けられた。そして尋常小学校を義務教育としたのであった。

この学校令、町村の実情により小学簡易科を設置して、これに代えることも認められた。一方高等小学校は、加茂郡では明治一九年（一八八六）に細目（八百津町）に設置されたのが最初であった。次いで中川辺（同二〇年）・神土（同二一年）に高等小学校が設置された。

その後、明治三三年（一八九〇）の小学校令によって、尋常小学校は三・四年の義務制となり、教科は修身・読書・作文・習字・算術・体操などとした。そして地理・歴史・図画・唱歌・手工・裁縫が加えられていった。

明治三三年（一九〇〇）に小学校令が改正されると、尋常小学校は四年制に統一され、高等小学校は二年・四年と

なった。そして教育費の負担を救済するため、義務教育費の国庫補助制度が成立し、尋常小学校の授業料は、同年から徴収しないこととなった。これとともに、二年制の高等小学校を尋常小学校に設置することが奨励され、加茂郡の各町村では、次々に高等科が設けられ、新たに「尋常高等小学校」と改称されていた。明治四一年（一九〇八）尋常科は六年制となった。

学校の変遷

義務教育制度や高等小学校の設置によって、近代教育は確立されたが、学校の設立については幾多の変遷があった。川辺町内の小学校の移り変りは次のようである。

川辺尋常高等小学校 玉光舎（栃井村）・有隣舎（下川辺村）を併合した貫誠舎（中川辺村）は、明治一〇年（一八七七）校舎を現在の校舎の南に新築し中川辺学校と改称す。同一九年（一八八六）九月中川辺尋常小学校と称し、分教場（博泉舎・石神村）を併合す。

明治二〇年（一八八七）五月、下麻生村外二三か村の組合をもって、同校に高等小学校を設けたが、同二四年（一八九一）組合より離れて川辺村立高等小学校となる。同年一〇月小学校令の改正によって、川辺尋常高等小学校と改称す。同四一年（一九〇八）修業年限を尋常科六年、高等科三年（高等科二年・実務科一年）とし、翌四二年（一九〇九）四月に、現在地に校舎を新築す。

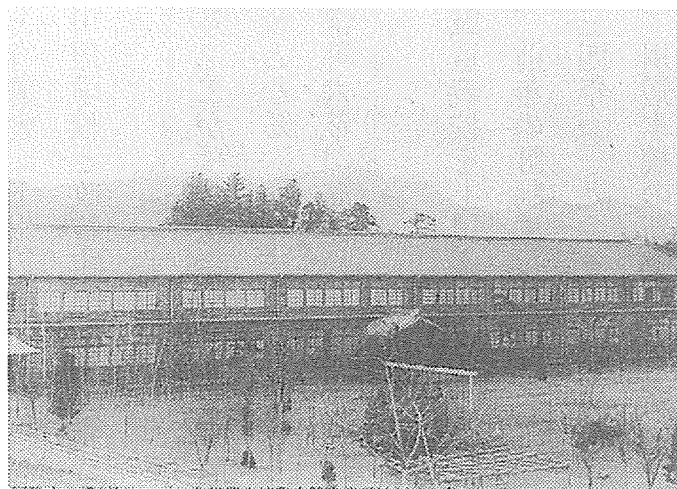
上川辺分教場 明治一〇年（一八七七）誠道義校を上川辺学校と改称したが、麻川村時代には下麻生小学校の分校であった。同三一年（一八九八）二月には、前年の町制施行により、川辺尋常高等小学校に併合し、翌三三年（一八九九）二月に新たに分教場を設置したが、三四年（一九〇一）に独立の指定を受け、本校と分離して上川辺尋常小学校と称した。しかし明治四二年（一九〇九）川辺本校の新築にともない併合し、新たに尋常科四年の分教場を置き、

翌四三年（一九一〇）一〇月校舎を現在地に新築す。

鹿塩尋常小学校 研承舎を明治一九年（一八八六）に鹿塩簡易科小学校に改称し、のちに鹿塩尋常小学校となる。校舎を公民館前（農協出張所）に設置す。明治三〇年（一八九七）の三村合併により三和村成立、小学校も統合することとなり、同四二年（一九〇九）一〇月、三和尋常小学校を設立す。翌四三年（一九一〇）四月に校舎を現在地に新築し、四四年（一九一〇）四月には修業年限二年の高等科が設置された。

上米田尋常高等小学校 明治一九年（一八八六）立身学校を比久見簡易科小学校と改称し、現在地に校舎を新築す。文明学校（義校）の則光村移転にともない、上飯田・下飯田・福島・比久見・下吉田の五村が校下となる。同年一月比久見尋常小学校と改称す。上米田村合併により、同二六年（一八九三）一月上米田尋常小学校となる。そのさい、上飯田村は和知村となって校下を離れる。同三五年（一九〇二）四月、修業年限二年の高等科が設置された。

下麻生尋常高等小学校 明治一九年（一八八六）明倫義校を下麻生簡易科小学校と改称し、のちに下麻生尋常小学



川辺尋常高等小学校（大正2年）



川辺尋常高等小学校（昭和13年）

校となる。同三二年（一八九九）四月修業年限二年の高等科を設置し、同三五年（一九〇二）には現在地に校舎を新築す。

麻川村時代には、共通の経済圏との理由から下麻生を本校とし、上川辺を分校としたが、やがて上川辺分校は下麻生小学校から分離していった。

国定教科書 教科書は当初、検定に合格したものを使用されて

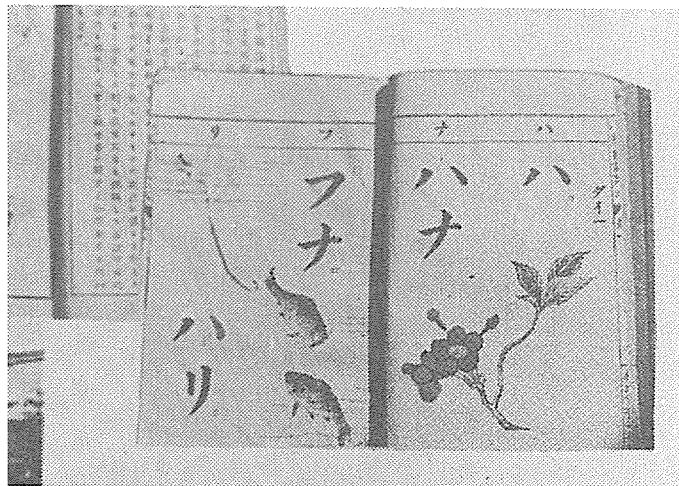
いたが、これを国定にして教育を統一しようという動きがあった。国の文教の基

礎を固めようとする意図から出たもので、修身・国語の二教科が対象とされた。しかし政府は、明治三六年（一九〇三）四月の小学校令改正にさいし、教科書の国定制度を実施した。そして同三七年（一九〇四）からは修身・国語・書き方・歴史・地理が国定教科書となった。さらに翌三八年（一九〇五）には算術・図画が、四三年（一九一〇）からは理科が国定教科書として統一された。

教科書の国定制度は、教育の国家統制を画策したものであり、一方では、地域差を無視した画一的な教育をもたらすものであった。しかし全国津々浦々、どこへいっても同一の教科書であるため、教師も父兄・生徒も、お互い共通



上米田尋常高等小学校（明治35年）



教科書

の話題となり得たのである。

教師と児童数

明治末年に作成された『川辺町郷土誌』によれば、川辺尋常高等小学校の学級数は、尋常科一〇、高等科二、生徒数は尋常科五九〇人、高等科一一人とあつて、教師は一一人であつた。同時代に作成された『上米田村郷土誌』には、学令生徒三三六人のうち就学生徒は一七一人となつていて、就学率の低さを示している。なお学級数・教師の記述はこの郷土誌にはない。

明治末年には不就学生徒がかなりあつたが、大正年代に入ると義務教育制度が徹底し、就学率は大幅に向上した。次の数値は大正六年（一九一七）の義務教育の就学率で、鹿塩地区は当時三和村であつたので参考値である。

○川辺尋常小学校

男子	九九・一五	女子	九九・一二	計	九九・一五パーセント
----	-------	----	-------	---	------------

○上米田尋常小学校

男子	九九・二九	女子	九八・六八	計	九八・九七パーセント
----	-------	----	-------	---	------------

○下麻生尋常小学校

男子	九八・二三	女子	九九・四三	計	九八・八四パーセント
----	-------	----	-------	---	------------

○三和尋常小学校

男子	九八・六一	女子	一〇〇・〇〇	計	九九・三一パーセント
----	-------	----	--------	---	------------

ちなみに不就学生徒数は、川辺町六人、上米田村三人、下麻生町四人、三和村二人である。

学級数・職員・生徒数一覧表（大正6年）

	学 級		職員	生 徒					
	尋常	高等		尋 常		高 等		計	
				男	女	男	女	男	女
川辺尋常 高等小学校	8	3	12	342	233	91	32	433	265
上川辺分教場	2	—	2	66	61	—	—	66	61
上米田尋常 高等小学校	6	1	7	121	130	21	7	142	137
下麻生尋常 高等小学校	6	1	7	148	156	25	15	173	171
三和尋常 高等小学校	5	1	6	103	122	28	4	131	126

学級数・職員・生徒数一覧表（昭和7年）

	学 級		職員	生 徒					
	尋常	高等		尋 常		高 等		計	
				男	女	男	女	男	女
川辺尋常 高等小学校	14	2	20	402	396	96	61	498	457
上米田尋常 高等小学校	6	2	8	173	158	42	30	215	188
下麻生尋常 高等小学校	6	2	8	159	159	30	31	189	190
三和尋常 高等小学校	7	2	9	168	149	44	35	212	184

注）上川辺分教場は川辺尋常小学校に含まれる。

教育会

加茂郡教育会は、明治一八年（一八八五）一二月に、郡長が各町村の有力者を集めて協議したのがはじまりである。そして加茂郡教育会となって、県教育会の加茂支会として発足した。一方町村教育会は、町村有力者と一般住民を会員として組織したものであった。

川辺町関係は次のようである。

○川辺町教育会

創立 明治三八年一〇月二日 会員数 八三〇 会長西垣勇七

○上米田村教育会

創立 明治三七年一〇月九日 会員数 三七八 会長安田忠雄

○下麻生町教育会

創立 明治三一年二月一日 会員数 四五三 会長佐伯最三

三 実業教育の確立

農業補習学校

明治後期になると産業の発展にともない、それに従事する者の教育の必要性が叫ばれるようになった。このうち最も一般化したのが実業補習学校であり、教育内容は、農業技術の改良と生産拡大が目的であった。これにより、義務教育終了者を対象として入学を促進したが、年限は二年から四年が一般となっていた。

加茂郡内の補習学校は、明治三六年（一九〇三）四月以降に、各町村の高等小学校内に付設されていた。その名

称は、女子部を加えた農業商業補習裁縫学校、あるいは農業裁縫補習学校・農業補習学校などである。

川辺農業裁縫補習学校

明治三十六年十一月創立 男子三一 女子なし 大正六年 男子五九 女子四四 修業年限四年 教科 国語
算術 農業 裁縫

なお女子部の裁縫科は、明治四四（一九一一）六月に付設されたもので、修業年限二年、生徒数七三名であった。
上米田農業補習学校

明治三十六年九月創立 男子二〇 女子なし 大正六年 男子六五 女子なし 修業年限三年 教科 国語
算術 農業

下麻生農業裁縫補習学校

明治四五年四月創立 男子なし 女子五 大正六年 男子三一 女子一四 修業年限二年 教科 国語 算術
農業 裁縫

女子部の裁縫科は、明治四五年（一九一二）四月に付設され、修業年限二年、生徒数一四名であった。

三和農業補習学校

大正四年四月創立 男子六〇 女子なし 修業年限四年 教科 国語 算術 農業

川辺実業補習学校の沿革については次のような記述がある。

「明治三十六年十一月、川辺尋常高等小学校付設川辺農業補習学校ト称シ、川辺尋常高等小学校内に設置シ、修業年限二ケ年ト定メラル、同四十四年六月女子裁縫ヲ加ヘ、付設川辺農業裁縫補習学校ト改称シ、何レモ修業年限二ケ

年卜定メラル、大正七年八月学則ヲ改メ、大字上川辺区川辺尋常高等小学校川辺分教場ニ補習学校分教場ヲ設ク、大正十一年四月、川辺尋常高等小学校併設川辺農業補習学校ト改称シ、同年十月更ニ川辺農業補習学校ト改メ、大正十三年ニ至リ川辺実業補習学校ト改称ス、農業・商業・裁縫ノ各科ニ分タル」

川辺実業補習学校の、主なる農業関係行事は次のようであつた。

昭和四年 八月 石川県矢田野農業公民学校視察

昭和四年十一月 男子部で稲作実習研究

昭和五年 五月 育苗品評会開催・農業実地研究発表会開催

昭和五年 八月 裏作物品評会開催

昭和六年 五月 養鶏視察のため愛知県岩倉町八剱家禽組合・古知野滝実業学校・大脇養鶏場へ

昭和六年一二月 農事視察のため愛知県安城町へ

昭和七年 三月 農事視察のため愛知県清洲農事試験場へ

昭和七年 六月 農事視察のため岐阜高等農林学校へ

青年会 農村青年を組織化するため、青年会の結成が画策されたが、これが郡青年会であり、郡青年会の第一回総

会は、明治四三年（一九一〇）一二月四日川辺小学校で開催された。そして青年訓の発表と各種行事の協議が行われ、各町村青年会を、第一から第四までの支会に統一することとした。

川辺町関係の青年会は第二支会に所属し、その名称と設立年月日は次のようであつた。

下川辺青年会（明治四四年一〇月一七日）

西栃井青年会（明治四四年一〇月一七日）

中川辺青年会（明治四四年一〇月一七日）

石 神青年会（明治四四年一〇月一七日）

上川辺青年会（明治四四年一〇月一七日）

鹿 塩青年会（明治三四年 二月一日）

上米田青年会（明治四三年 五月 三日）

下麻生青年会（明治四三年 八月二二日）

大正一五年（一九二六）七月には、川辺青年訓練所が開設され、その後昭和一〇年（一九三五）には、二か年間の義務制の青年学校が設立された。この学校は産業増産計画に参加するなど、農事関係が主な目的であったが、やがて軍事訓練の導入によって、しだいに軍国調の学校になっていった。

『川辺読本』には次のような記述がある。

「本町の青年学校は、元は農業補習学校といった。大正十五年に青年訓練所が出来、昭和十年に川辺農商青年学校となった。今日では義務制となって、本町に住む二十才までの男子青年は、全員就学しなければならなかった。そして職業に就くかたわら、授業日に出席して職業科をはじめ、一般普通教育とともに、軍事教練によって軍事教育を受けた。炎天下の耐熱行軍や、連合演習に銃をとって山野を走り回ったのである。」

図書館

社会教育振興の一助として、明治後期から各地に文庫あるいは通俗図書館が設立された。このうち県内の市町村立図書館は、大正一一年（一九二二）に九館であった。昭和年代に入ると、文部省の図書館週間な

どの設置と推進によって増加し、公立三三、私立三九の計七二館となった。

川辺町の図書館は二館あったが、いずれも大正年代に開設されたものである。

川辺通俗図書館

大正四年一二月設立 川辺尋常高等小学校内 蔵書一七八五冊 一日平均閲覧者（昭和六年）三・九人

上米田村図書館

大正一三年二月設立 上米田尋常高等小学校内 蔵書一二九冊 一日平均閲覧者（昭和六年）二・三人

なお川辺通俗図書館は、大正天皇の即位を記念して開設されたもので、昭和一〇年（一九三五）には、文部省から優良図書館として表彰を受けている。現在の小学校講堂の南側にあつて、館内正面には東郷元師の写真と、日本海々戦の絵が掲げられていた。

四 戦時下の教育

戦争と教育

昭和八年（一九三三）に小学校教科書の改訂が行われたが、これが「サイタ サイタ サクラガ サイタ」ではじまる「サクラ読本」であった。そして「算術」も緑表紙の画期的な教科書となったが、そのほか「尋常小学国史」も使用されるようになった。

昭和一二年（一九三七）に日華事変が起こると、同一三年（一九三八）には「国家総動員法」が公布された。これにより、学校教育も戦時体制下に組み入れられていった。そして同一四年の「青少年学徒二賜リタル勅語」によって、

学校教育は質実剛健の気風が根本となった。一方では、同一五年（一九四〇）の「皇紀二千六百年祭」には、国民はもとより各学校も慶祝行事一色となつて、戦時色を強めていったのである。

国民学校

昭和一六年（一九四一）三月一日に發布された国民学校令により、公立の小学校はすべて国民学校と改称された。そして教科は次のように定められた。

国民科 修身 国語 国史 地理

理数科 算術 理科

体練科 武道 体操

芸能科 音楽 習字 図画 工作

実業科（高等科） 農業 工業 商業 水産

日中戦争の拡大にともなつて、国民学校の教育はますます戦時体制が強化されていった。その一例が、出征軍人の歓送、遺家族の慰問であり、戦意高揚策としては、模型飛行機競技大会や戦勝提灯行列などであった。

昭和一六年（一九四一）一二月八日の太平洋戦争突入によつて、戦時色はなおいっそう濃厚となつていった。各学校では、毎月八日を宣戦の大詔奉戴日と定めて式を挙行し、神社参拝や慰問文の発送などが行われた。

やがて戦局が苛烈となるにしたがい、昭和一八年（一九四三）学徒勤労動員が実施され、国民学校の初等科を除く、すべての生徒が軍需工場に動員された。国民学校の生徒も出征兵士の農家への奉仕作業、あるいは乾草の提出、桑の皮むき、どんぐり採集を行い、一方では、校庭や運動場を開墾して甘藷作りが実施された。

児童疎開

米軍の爆撃機による空襲が予想されると、児童は防空頭巾ぼうくうずきんをかぶり、胸には氏名と血液型を書いた布を縫いつけて通学した。高等科の男子は戦闘帽にゲートル、女子はモンペ姿で登校したが氏名布は同じであった。

昭和一九年（一九四四）六月三〇日の閣議において、「国民学校初等科児童の集団疎開」が決定されると、岐阜県下三九市町村に、名古屋市の国民学校初等科三年生から六年生までの児童が疎開してきた。この地方でも名古屋北区の国民学校児童が、昭和一九年（一九四四）八月に太田町・川辺町などに集団疎開してきた。そして地方の寺院に住み、学校の教室を借りて授業を続けていった。

当時、都市から縁故・知人を頼って個人で疎開してくる学童も多く、学校は教室が狭くなって悪い条件での授業であった。

川辺町に集団疎開してきたのは、名古屋市北区六郷国民学校の児童で、西枋井の禅源寺で起居して、川辺国民学校内の教室を借り登校した。引率教師三名（うち女教師一人）、児童一クラス六一名であった。昭和一九年（一九四四）八月一日から、終戦の年の昭和二〇年（一九四五）八月末日まで疎開していた。その間二〇年三月三〇日には、再度同校の児童が高学年と交代で疎開している。

この集団児童の川辺町疎開中に悲しい事故が発生した。男子生徒の一人が遊びに夢中となつて、川辺ダムに転落死した事故である。先生・生徒は勿論、両親の悲しみを思うとき、察するに余りあるものがある。

終戦後、名古屋市へ帰った児童も、市街地は既に焦土と化していたため、苦難の日々とともに戦後を送ったことであらう。

第一〇節 宗教

一 近代の宗教

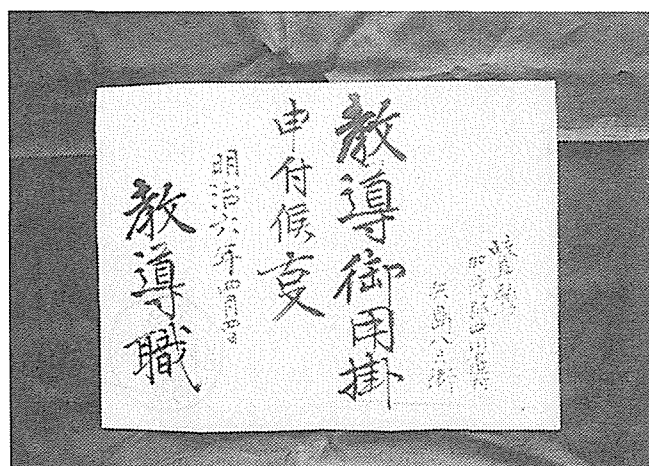
神道

明治四年（一八七二）政府は、各町村の神社に郷社制を定めて、神社を国家管理下においた。そして新たに教導職を設けて神官などをこれに任じていった。さらに同六年（一八七三）四月四日付で、各郡内に教導御用掛を任命したが、これは総勢三〇名からであり、そのうちの一名が中川辺村の矢嶋八兵衛であった。これによって神道は神官司庁出張所―教導職―教導御用掛による組織的な教化が実施されていった。

神道は過去には仏教中心の施策から、かなり疎んじられてきたため、明治年代に入ると神社は公的存在として認識され、そのための活動は活発となった。

仏教

従来の神仏混淆こんこうは、明治政府によって分離させられたが、これは信仰に対する大きな変革であった。いわゆる神仏分離政策である。（次項目神仏分離参照）これ以後仏教は一時受難時代を迎えたが、やがて明治中期になると、各地で仏教演説会が盛んに行われるようになった。それは宗教講演会



教導御用掛

ともいふべき高度な内容となつていった。それにともない、仏教団体の組織が形成されて、目立つた活動を行うようになった。特に社会の動揺期には、仏教は社会教化の一つの方法として重要視されたのである。

大正二年（一九一三）における川辺町の僧侶・信徒は次のようであつた。

（川辺町）

臨済宗 僧侶 八 檀信徒 二一九六

真宗 僧侶 四 檀信徒 五七八

日蓮宗 僧侶 一 檀信徒 五三〇

（上米田村）

臨済宗 僧侶 三 檀信徒 五六五

真宗 僧侶 一 檀信徒 三五〇

（下麻生町）

臨済宗 僧侶 二 檀信徒 一五五〇

天台宗 僧侶 一 檀信徒 三〇〇

天理教

明治以降の神道のなかで、最も浸透したのは天理教であり、県下では明治二六年（一八九三）ころから急速に信者が増加していった。そして県下での宗教的地位を確立するとともに、各地に支部が結成された。

川辺町にある東濃大教会は、明治三二年（一八九八）に東濃出張所が設置されたのがはじまりである。それ以降、西柘井にあつて東濃支教会と改称したが、現在地に移転したのは昭和四七年（一九七二）一一月のことであつた。

そのほかに上米田分教会・下麻生分教会があるが、いずれも大正一四年（一九二五）の設立である。大正年代の信者数は、川辺町九〇名、上米田村五名、下麻生町三五名であった。

キリスト教

切支丹禁制の高札は明治六年（一八七三）に撤去されたが、既に岐阜には天主教会があったといわれている。そして明治一九年（一八八六）ころからは、外人宣教師による県下での布教活動が盛んに行われていった。

教会は、明治中期に入ると県内各地に設立されたが、主に岐阜市と西濃方面に集中していた。そして信者も明治四年（一九一一）には県下で三〇七名に達していた。

御岳教

御岳教は神道一三派の一つとして、明治一五年（一八八二）に設立されたが、長野県の御岳神社を信仰したことから名付けられた。くにとしたちのみこと おおなむらのみこと すくなひこらのみこと 国常立尊・大己貴命・少彦名命を主神として、御岳大神と称した。

大正年代の信者は、下麻生町六〇名、上米田村四〇名で、川辺町には当時信者はなかった。御岳参りは現在も盛んに行われている。

丸山教

神道教派の一つで、既に江戸時代の元禄年中に創始され、その後丸山講社と名付けられた。富士山信仰の一種で、明治初年には扶桑教（神道一三派の一つ）の一部となったが、のちに分離して神道大教に属した。

丸山教は加茂地域に信者が集中していて、町内では大正年代に上米田村に四〇名あり、この地区に多くあった。川辺町・下麻生町には信者はなかった。

戦時下の宗教

戦時下となると神社関係は、岐阜県神徳会と呼ばれた組織が発足した。これは神職関係者や氏子総代などで結成された団体である。一方仏教関係としては岐阜県翼賛仏教連盟が組織された。神徳会

結成から遅れること七年の、昭和一七年（一九四二）のことであった。

これらの組織の目的は、国体や皇道精神の普及につとめるとともに、国策に積極的に協力することであった。まさに戦時体制下の苦難の時代が、神道・仏教両界にも訪れたのであった。これはキリスト教界にもいえることであつた。教界の各派は一樣に合体が進められ、やがて欧米色が一掃されるとともに、戦争完遂に向かって新たな体制がしかれていったのである。

一一 神仏分離

分離の断行

慶応四年（一八六八）三月、政府は神仏混淆こんごうの禁止を布告した。これが神仏分離令と称されるもので、神社の社僧の還俗を命じ、仏像を神体とすることを禁じた政令である。そして梵鐘ぼんしやう・仏具などを社域から取り除くことを指示したが、従来の仏教中心主義の信仰に対する大きな変革であつた。苗木藩の実態を例にとつてみよう。

飛騨川流域にあつた苗木藩領にとって、この布告は徹底した廃仏毀釈を行う端緒となつた。しかし一方では極めて弾力的な受けとめ方をした地域もあつて、形式的な神仏分離改め、あるいは届出のみに終らせた藩領もあつた。神体が現在でも仏像であるものや、神像とともに仏像が祭られている神社などがこれである。

神仏分離令の実施は、県下では西濃・飛騨地方では低調であつたが、中・東濃地方では活発であつた。武儀郡では仏教を神道に改宗し、神葬を行う者がかなり増加したが、高山地方では、仏像や仏具を高山県庁に送る程度で終つて

いる。しかし加茂・恵那両郡に支配地を持っていた苗木藩では、徹底した改宗が行われた。

苗木藩が強行した廃仏思想は、なにに基づいていたのか。それは明治二年（一八六九）の、藩政大改革のさいの政治理念にあった。平田学派の国学を信奉していた藩士青山直道が、同年一〇月藩の大参事に任用されると、祭政に国学を取り入れた。直道の父稲吉は、江戸在勤中に平田学派の高弟となり、明治元年（一八六八）には新政府の官吏として、神祇官に任命された人物である。

直道は、帰藩すると藩政の改革に乗り出したが、藩知事をはじめ、要職にあるものを相次いで平田学派に入門させている。まさに平田ムード一色の政治思想であり、復古敬神思想を背景としたその政治は、若冠二四歳の青年大参事の手によって推進されたのであった。

王政復古の内容は祭政一致の政治であり、祭礼は日本古来の神々を祭ることである。したがって神仏の分離は当然のこととされ、やがて仮借なき廃仏強行が実施されるが、その端緒は直道の父稲吉が、仏葬を神葬に改めたことにはじまる。当時苗木藩が出した廃仏触書の内容は次のようなものであった。

一 知事をはじめ士族・卒にいたるまで神葬に改めたから、支配地一同これにならうこと。

一 村々の神社のうち、神仏混淆のままになっているものは速かに改めよ。

一 堂塔・石仏・木像などはすべて焼却、または埋没処分せよ。

という厳しいものであった。

青山大参事は、九月三日管内の寺院の住職を集めて、領内の寺院はすべて廃寺とすること、還俗する者には寺有財産と寺院を与え、苗字帯刀を許すことなどを申渡した。飛騨川流域の苗木藩領であった白川町・東白川村などの寺院

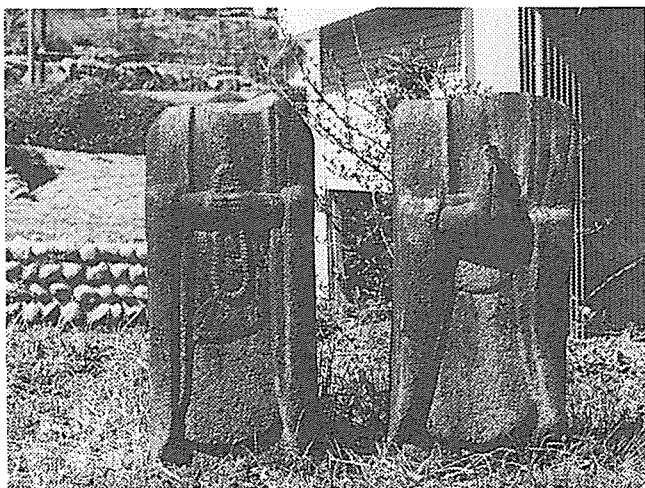
住職も、これに同席していた。

総数一五か寺の住職は、この命令に対して衆議を尽くしたが、大勢はこれに従わざるを得なかった。一方藩庁は、九月一〇日領内に檀家を持つ領外の寺院に対して、藩内のすべての家が神葬に改めたことを通告している。この通告に本山の東本願寺から使僧が派遣されたが、藩庁では応対を一切行わず、廃寺を強行していった。

廃仏毀釈は領内にどのように浸透していったのか。藩知事は布告後、その状況を視察するため回村している。加茂郡塩見村の庄屋宅に宿泊した知事は、この家が仏壇を所持しているのを見て、言語道断と叱りつけ、それを庭へ持ち出し、土足で踏みつけ焼き払った。また還俗しない住職があると、仏具で風呂をたいて入浴させ、生魚を口に入れたりしたという。

このようにして寺は強制的に民家に改造され、辻堂・阿弥陀堂・観音堂・地藏堂などはすべて破壊され、家々には新たに神棚が設けられた。しかし仏教を捨て切れない人々もあって、位牌や仏像を屋根裏へ隠して、ひそかに信仰を続ける者もあった。

寺と檀家との関係はこの時期に全く絶縁し、死者があっても従来の法名は俗名を使用することとなり、位牌も墓碑もすべて書き換えねばならなかった。念仏塔や石碑は土中に埋めたり、石垣の石積みに使ったり、溝川の石橋や踏段になったりしていった。東白川村神土にある“南無阿弥陀仏”の碑は、四つに割られ土中であつたのを、現在地に復元したもので典型的な例である。



廃仏毀釈を語る首なし石像

徹底した取締りができなかったものに虚無僧問題があった。各地を歩いて普化をする一所不住の虚無僧に、苗木藩庁では本山に対して、管内での普化を許さないことを申し入れている。しかし通行・宿泊は差支えないとしているところから推察して、完全な取締りは不可能に近かったのではあるまいか。

明治四年（一八七二）になると政府は、幕府時代の宗門改めに代えて氏子改制をとったが、これは同六年まで続いた。苗木藩はこの制度が布告されると、氏子札を村民一人一人に渡したが、神道の身分証明書ともいえるものであった。一方僧籍にあった住職は、還俗して神職になるものが多かったが、戸長となって村の政治を推進する者、小学校の教師に転職する者もあった。なかには寺領の田畑を耕し、改造した寺の建物を利用して養蚕を行い、農閑期には山稼ぎをするという、一般の百姓と全く変らない生活に入った僧侶もあった。

廃寺

神仏分離令によって多くの寺院が廃寺となったが、これを機会に無住寺の整理も行われた。加茂郡内に例をとってみると、廃止となった寺は一三にものぼり、内訳は臨済宗九、真言宗二、黄檗宗二であった。そのうち川辺町で廃止となったのは次の寺である。

宝蔵寺（中川辺） 天悲院（石神） 田中寺（上川辺） 宝性寺（鹿塩）

上川辺にあった田中寺は明治初年に金昌寺に移転された。その後田中地区に悪病が流行し災害も発生したため、明治一七年（一八八四）に現在地に堂宇を建立し、田中薬師堂として祭った経緯がある。

神仏分離令以降も寺の境内に神社が残置されているのに稲荷社がある。その典型的なものが妙雲寺（中川辺）・大雄寺（下麻生）であって、この分離令を弾力的に受けとめた例であった。また、中川辺地区にある薬師堂（水手）や、下吉田地区にある星神社と虚空蔵菩薩堂は、神社と寺を分離した一例である。

伊勢神宮騒動

明治初年に伊勢神宮動座による騒動が起きたが、この反対運動にはこの地方からも幾人かの人々が参加している。この事件を解明した文献は少ないのでその全容は明らかでないが、断片的資料によって記述してみよう。

明治四年（一八七二）一二月、伊勢神宮を東京に移すという動きがあった。それは一部の人々による運動であったが、旧尾張藩士を中心とする一党がいち早くそれを察知し、阻止せんと画策した。そのため同志とともに度会県庁（三重）と神宮司庁へ押しかけ、要求書を提出した事件であった。そのさい逮捕者が四二人にのぼったが、「暴徒兵器を持つて…」とあることから、あるいは暴拳に及んだことも推定される。

四二人の逮捕者は、愛知・三重・滋賀・岐阜の各県出身者で、この地方からは五人の名前がみられる。上麻生村・久田見村・川浦村・神渕村・福島村の各村出身者であった。

美濃国加茂郡福島村 植村三九郎 二八歳

植村三九郎の罪状書には、「農籍の身分ながら帯刀して県庁の裏門に出入りし…」とあって、他の四名よりは重罪の懲役七年の判決となっている。

四二人のうち死刑判決は四人であったが、刑は執行されなかったことから、その後全員が量刑を軽減され釈放されたことであろう。しかし植村姓の家系は川辺在住者には見当らず、三九郎は釈放後、川辺に帰らなかったものと思われる。いずれにしても明治初年の激動期の歴史に、一頁を刻んだ人物として今後の研究に待ちたいものがある。